

令和7年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

「児童相談所の業務実施体制に関する調査研究」

事業報告書

令和8年3月

PwC コンサルティング合同会社

概要

【事業目的】

令和4年6月15日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法では、一時保護の開始に際し、当該一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合等を除き、一時保護の開始から7日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないことなどとした「一時保護時の司法審査」（以下「司法審査」という。）の仕組みが導入され、令和7年6月1日から施行されている。

他方、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（R4.12.15 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定、以下「プラン」という。）については、令和6年12月にプランの一部改訂が行われ、児童福祉司について、令和6年度からの2年間で910人程度を増員し、令和8年度までに全国で7,390人とすることが目標として定められている。

しかし、司法審査の導入による児童相談所における業務負荷の影響は、令和7年6月の施行後の状況を見極める必要があることなどから、プランでは「令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度からの導入の状況を含め、更なる推進等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する」とされている。

こうした状況を踏まえ、司法審査施行による影響も踏まえた児童相談所の業務の実態を明らかにした上で、今後の児童相談所の体制の在り方について検討する必要がある。

以上の背景を踏まえ、次の事項を目的として本事業を実施した。

- ・ 児童相談所における相談対応状況や、児童相談所の体制に係る実態の把握
- ・ 児童相談所職員（児童福祉司等）の業務負担の実態の把握
- ・ 司法審査の導入による児童相談所業務への影響の把握
- ・ 上記を踏まえた今後の児童相談所の体制の在り方の検討

【実施方法】

検討委員会において児童相談所の体制や業務負担の実態等を把握するため、以下の（1）から（3）の調査を実施した。

これらの結果を踏まえ、検討委員会において、今後の児童相談所の体制の在り方について検討を行った。

- （1） 児童相談所を対象とした質問紙調査
- （2） 児童福祉司等を対象としたタイムスタディ調査
- （3） 児童福祉司等を対象としたヒアリング調査

【実施結果】

各調査結果を本事業に取りまとめるとともに、検討委員会における検討の結果を、次の観点により考察として取りまとめた。

- (1) 児童福祉司の配置基準について
- (2) 里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の配置基準について
- (3) 一時保護時の司法審査の導入による児童相談所の業務への影響について

目次

1. 事業概要	1
(1) 背景と目的	1
(2) 実施概要	2
(3) 検討委員会	8
2. 児童相談所に対する質問紙調査	10
(1) 調査概要	10
(2) 調査結果	13
3. 児童福祉司等に関するタイムスタディ調査	55
(1) 調査概要	55
(2) 調査結果	56
4. 児童福祉司等に対するヒアリング調査	81
(1) 調査概要	81
(2) 調査結果	82
5. 考察	93
(1) 児童福祉司の配置基準について	93
(2) 里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の配置基準等について	99
(3) 一時保護時の司法審査の導入による児童相談所の業務への影響	101
付録	104
付録1 児童相談所に対する質問紙調査 調査項目	105
付録2 児童福祉司等に関するタイムスタディ調査票	109

1. 事業概要

本章では、本事業の背景と目的、および、事業の全体像等について掲載する。

(1) 背景と目的

背景

令和4年6月15日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法では、一時保護の開始に際し、当該一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合等を除き、一時保護の開始から7日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないことなどとした「一時保護時の司法審査」（以下「司法審査」という。）の仕組みが導入され、令和7年6月1日から施行されている。

他方、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（R4.12.15 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定、以下「プラン」という。）については、令和6年12月にプランの一部改訂が行われ、児童福祉司について、令和6年度からの2年間で910人程度を増員し、令和8年度までに全国で7,390人とすることが目標として定められている。

しかし、司法審査の導入による児童相談所における業務負荷の影響は、令和7年6月の施行後の状況を見極める必要があることなどから、プランでは「令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度からの導入の状況を含め、更なる推進等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する」とされている。

こうした状況を踏まえ、司法審査施行による影響も踏まえた児童相談所の業務の実態を明らかにした上で、今後の児童相談所の体制の在り方について検討する必要がある。

目的

以上の背景を踏まえ、次の事項を目的として本事業を実施した。

- ・ 児童相談所における相談対応状況や、児童相談所の体制に係る実態の把握
- ・ 児童相談所職員（児童福祉司等）の業務負担の実態の把握
- ・ 司法審査の導入による児童相談所業務への影響の把握
- ・ 上記を踏まえた今後の児童相談所の体制の在り方の検討

(2) 実施概要

1. (1) に述べた目的を達成するため、本事業では、①に記載のリサーチクエスチョンを設定した。リサーチクエスチョンに対する解を得るため、②から④の調査を実施した。

① リサーチクエスチョンの設定

- I) 管轄区域の人口3万人あたりに児童福祉司1名を配置することを基本とする基準が、児童福祉司の業務負荷に照らして妥当か
- II) 管轄区域の人口1人あたりの児童虐待相談対応件数が標準的な自治体の人口1人あたりの件数の平均値(0.001)より多い場合に、児童相談所における児童虐待相談対応件数40件につき1人の児童福祉司を加配する基準が妥当か
- III) 一時保護時の司法審査の導入による児童相談所業務への影響は何か

② 児童相談所に対する質問紙調査

全国の児童相談所に対して、Web 回答フォームによる質問紙調査を実施した。

図表 1 児童相談所に対する質問紙調査概要

調査対象	全国の児童相談所 240 か所
調査期間	令和7年11月26日～12月23日
調査方法	Web アンケートフォームによるオンライン調査
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・ 児童相談所の体制・ 相談受付件数等の状況・ 児童福祉司等の勤務実態・ 一時保護の司法審査に係る対応状況 等

③ 児童福祉司等に関するタイムスタディ調査

児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー、里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を対象とした、タイムスタディ調査を実施した。

調査対象とする児童相談所は、先行調査における児童福祉司のタイムスタディ調査に協力いただいた児童相談所を中心に選定した。

図表 2 児童福祉司等に関するタイムスタディ調査概要

調査対象	全国の児童相談所のうち、14自治体/16か所の児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー、里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司 計82名 (児童福祉司46名、児童福祉司スーパーバイザー16名、里親養育支援児童福祉司13名、市町村支援児童福祉司7名)
調査期間	令和7年12月1日～12月26日の間の土日を含む14日間
調査方法	自計式
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・ 調査対象の概要（職種、経験年数、担当ケース数、担当ケースワーカー数、管内里親登録数、管内市町村数 等）・ 日ごと・時間帯別の従事業務と業務に要した時間・ 業務ごとの精神的な負担の大きさ 等

図表 3 タイムスタディ調査 調査対象の児童相談所

No.	児童相談所名	設置主体
1	北海道中央児童相談所	都道府県
2	青森県中南児童相談所	都道府県
3	千葉県君津児童相談所	都道府県
4	神奈川県小田原児童相談所	都道府県
5	山梨県中央児童相談所	都道府県
6	愛知県中央児童・障害者相談センター	都道府県
7	滋賀県彦根こども家庭相談センター	都道府県
8	大阪府中央子ども家庭センター	都道府県
9	大分県中央児童相談所	都道府県
10	広島県東部こども家庭センター	都道府県
11	広島県西部こども家庭センター	都道府県
12	横浜市南部児童相談所	指定都市
13	名古屋市中心部児童相談所	指定都市
14	名古屋市西部児童相談所	指定都市
15	江戸川区児童相談所	特別区
16	金沢市児童相談所	中核市

なお、本調査、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における児童福祉司等の勤務実態等についての調査研究」（実施主体：PwC コンサルティング合同会社）において実施した児童福祉司を対象としたタイムスタディ調査（以下「先行調査」という。）の結果との比較により、児童福祉司等の業務負荷の変化に係る分析を試みた。

先行調査の結果は図表4のとおりである。

図表4 先行調査結果（業務種別ごとの従事時間数（1日当たり・分））

		全体		担当業務			
		1日当たり 分数/人	構成比	介入・支援担当		SV	
				1日当たり 分数/人	構成比	1日当たり 分数/人	構成比
11	虐待が疑われる事例等への電話対応	40.8	6.4%	51.3	8.1%	19.8	3.1%
12	インテーク	9.4	1.5%	11.3	1.8%	5.6	0.9%
13	助言指導1（児童）	23.7	3.7%	30.0	4.8%	10.9	1.7%
14	助言指導2（保護者）	51.5	8.1%	52.5	8.3%	49.5	7.7%
15	安全確認（48時間ルール対応）等の初期調査	4.0	0.6%	0.9	0.1%	10.2	1.6%
16	心理検査・心理面接への同席	2.5	0.4%	3.0	0.5%	1.5	0.2%
17	心理治療・カウンセリングへの同席	2.2	0.3%	2.5	0.4%	1.5	0.2%
18	診察・医学的検査への同席	3.1	0.5%	1.3	0.2%	6.6	1.0%
19	所内協議1（受理会議・緊急受理会議）	7.8	1.2%	4.5	0.7%	14.3	2.2%
20	所内協議2（援助方針会議）	13.3	2.1%	7.5	1.2%	24.7	3.8%
21	所内協議3（ケースに関する協議・打合せ）	35.4	5.6%	31.3	5.0%	43.6	6.8%
22	所内協議4（その他）	14.7	2.3%	10.3	1.6%	23.6	3.7%
23	所外協議1（学校・保育所等）	8.0	1.3%	9.4	1.5%	5.3	0.8%
24	所外協議2（児童養護施設）	13.2	2.1%	14.5	2.3%	10.5	1.6%
25	所外協議3（他県の児童相談所）	0.8	0.1%	0.0	0.0%	2.3	0.4%
26	所外協議4（要保護児童対策地域協議会）	8.1	1.3%	2.0	0.3%	20.4	3.2%
27	所外協議5（市町村）	7.4	1.2%	7.1	1.1%	8.1	1.3%
28	所外協議6（警察）	3.3	0.5%	1.6	0.3%	6.6	1.0%
29	所外協議7（医療機関）	3.8	0.6%	2.8	0.4%	5.7	0.9%
30	所外協議8（弁護士）	0.7	0.1%	0.8	0.1%	0.5	0.1%
31	所外協議9（その他関係機関）	6.8	1.1%	8.4	1.3%	3.6	0.6%
32	所外協議10（複数機関）	3.9	0.6%	4.8	0.8%	2.1	0.3%
33	所外協議11（その他）	4.8	0.7%	1.1	0.2%	12.1	1.9%
34	資料作成・確認1（個別ケースに関する記録や資料）	71.2	11.2%	81.4	12.9%	50.7	7.9%
35	資料作成・確認2（面接時の記録や資料）	85.0	13.4%	116.5	18.5%	22.0	3.4%
36	資料作成・確認3（裁判所に提出する文書）	2.0	0.3%	2.7	0.4%	0.6	0.1%
37	資料作成・確認4（児福審に提出する資料）	1.0	0.2%	1.5	0.2%	0.0	0.0%
38	資料作成・確認5（その他の資料）	21.4	3.4%	12.7	2.0%	38.8	6.0%
39	法律に基づく安全確認（出頭要求・立入調査等）	0.2	0.0%	0.0	0.0%	0.5	0.1%
40	スーパーバイズ	35.1	5.5%	0.0	0.0%	105.2	16.3%
41	移動	67.8	10.7%	70.6	11.2%	62.1	9.6%
42	子どもの移送（一時保護以外）	2.3	0.4%	2.9	0.5%	1.0	0.2%
43	一時保護対応1（子どもの生活・学習指導）	4.1	0.7%	5.6	0.9%	1.3	0.2%
44	一時保護対応2（一時保護委託先との連絡調整）	2.4	0.4%	2.1	0.3%	3.0	0.5%
45	一時保護対応3（一時保護委託先の開拓）	1.4	0.2%	0.6	0.1%	2.8	0.4%
46	一時保護対応4（一時保護所との協議）	5.6	0.9%	5.1	0.8%	6.6	1.0%
47	研修	7.7	1.2%	8.8	1.4%	5.4	0.8%
48	整理、清掃、片付け	4.0	0.6%	3.5	0.6%	4.9	0.8%
49	食事、休憩	-	-	-	-	-	-
50	その他	12.5	2.0%	13.0	2.1%	11.3	1.8%

④ 児童福祉司等に対するヒアリング調査

タイムスタディ調査に協力いただいた児童福祉司等から抽出し、司法審査の導入による児童相談所業務への影響、里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の業務実態等を把握するためのヒアリング調査を行った。

図表 5 児童福祉司等に対するヒアリング調査概要

調査対象	タイムスタディ調査にご協力いただいた児童福祉司等のうち、次の6名 ・ タイムスタディ調査期間に司法審査に係る業務に対応をした児童福祉司等 2名 ・ 里親養育支援児童福祉司 2名 ・ 市町村支援児童福祉司 2名
調査期間	令和8年2月18日～2月25日
調査方法	電話による聞き取り
調査項目	【司法審査に関すること】 ・ 司法審査に係る対応の体制 ・ 司法審査の導入による業務への影響 ・ 司法審査に係る業務負担を軽減するために必要な取組 等 【里親養育支援児童福祉司に関すること】 ・ 担っている事務分掌・役割 ・ 里親養育支援児童福祉司として行っている主な業務 ・ 里親支援センター・フォスタリング機関との役割分担 ・ 里親養育支援児童福祉司の体制上の課題 等 【市町村支援児童福祉司に関すること】 ・ 担っている事務分掌・役割 ・ 市町村支援児童福祉司として行っている主な業務 ・ 市町村支援児童福祉司の体制上の課題 等

⑤ 事業経過

本事業は、令和7年6月27日から令和8年3月31日まで、次の経過で事業を実施した。

図表 6 事業経過

事業実施状況			
令和7年 6月	↑ ↓		
7月			
8月		調査設計・委員調整	
9月	↑ ↓		
10月		★第1回 委員会	
11月		調査内容調整 調査票作成	
12月	アンケート調査 実査	調査対象調整	
令和8年 1月	集計	タイムスタディ調査 実査	
2月	★第2回 委員会	集計	ヒアリング調査 実査
3月	★第3回 委員会	追加分析	報告書作成

(3) 検討委員会

本事業では、学識経験者及び児童相談所職員で構成する検討委員会を組成した。検討委員会は全3回開催した。

① 検討委員会の開催状況

検討委員会の構成員は図表7のとおりである。なお、座長には、有村大士氏が就任した。

図表7 検討委員会 委員（五十音順、敬称略）

氏名	所属
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
今西 良輔	日本医療大学総合福祉学部ソーシャルワーク学科 准教授
菅野 佳輝	千葉県柏児童相談所柏末広支所 児童福祉課長
木村 知香枝	横浜市中心児童相談所 支援課長
田中 淳一	中野区児童相談所 企画調整係長
長島 史子	北海道保健福祉部中央児童相談所 次長兼企画調整課長

検討委員会のオブザーバーとして、次の者が参画した。

図表8 検討委員会 オブザーバー（順不同、敬称略）

氏名	所属
堀込 延彦	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課 課長補佐
家子 直幸	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課 課長補佐
布施 裕司	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課 児童福祉専門官
塚田 深雪	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課
内川 昂一郎	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

本事業を実施した事務局は以下のとおりである。

図表9 検討委員会 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
当新 卓也	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
水谷 祐樹	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
岸 香織	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
池上 奈津美	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

② 検討委員会の開催状況

全3回の検討委員会は、すべてオンライン開催とした。

図表 10 検討委員会 開催状況

開催日	主な議題
第1回 令和7年10月1日	<ul style="list-style-type: none">・ 事業概要・ 児童相談所に対する質問紙調査 調査設計・ 児童福祉司等に関するタイムスタディ調査 調査設計
第2回 令和8年2月5日	<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉司等に対する質問紙調査 調査結果・ 児童福祉司等に関するタイムスタディ調査 調査結果・ 調査結果を踏まえた協議
第3回 令和8年3月11日	<ul style="list-style-type: none">・ 第2回検討会を踏まえた追加分析・ 事業報告書案について

2. 児童相談所に対する質問紙調査

本章では、全国の児童相談所を対象とした質問紙調査の内容とその結果について記載する。

なお、後述する(2) 調査結果のうち一部の項目については、こども家庭庁から「令和7年度児童相談所等の体制整備状況等調べ」(以下「体制整備状況等調べ」という。)の調査結果の提供を受け、各児童相談所の児童福祉司の配置人数(令和7年度4月1日時点)を活用して分析を行った。

(1) 調査概要

① 調査対象

すべての児童相談所 240 か所(令和7年4月1日時点)

② 調査方法

ウェブ回答フォームによるオンライン調査

③ 調査期間

令和7年11月26日～12月23日

④ 調査項目

基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所名、児童相談所の所在地（都道府県及び市区町村名） ・ 児童相談所の位置づけ ・ 管内区域の総人口及び児童人口 ・ 管轄区域の面積 ・ 児童虐待相談対応件数（令和6年度実績）
児童相談所の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉司等の配置人数¹ ・ 虐待対応の専従組織の設置有無 ・ 業務の民間機関等への委託状況 ・ 相談受付件数（令和6年度実績） ・ 令和7年11月1日時点で進行中のケース件数 ・ 直近6か月で終結したケースのうち、受理から終結までの期間が最も長かった1ケースの対応期間、児童の措置等の状況、対応が長期間となった理由 ・ 一時保護対応件数（令和6年度実績）
児童福祉司等の勤務実態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度から令和6年度の児童福祉司、児童福祉司S V、里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司の超過勤務時間（月平均・1人当たり） ・ 児童福祉司についての体制上の課題
一時保護時の司法審査に係る対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月1日以降の一時保護状の請求件数 ・ 司法審査対応職員の配置有無 ・ 司法審査対応職員が行っている業務 ・ 司法審査に係る各業務に関わっている職種 ・ 司法審査の各業務について、従来のケースワークと比較して業務上の負担が大きくなったと感じる度合い ・ 司法審査に係る対応についての課題

⑤ 回収状況

回答率は61.3%であった。

図表 11 回答状況

調査対象数	回答数	回答率
240	147	61.3%

¹ こども家庭庁「令和7年度児童相談所等の体制整備状況等調べ」において各児童相談所の児童福祉司の配置人数の調査が行われているため、調査対象の回答負担を考慮し、実際には各児童相談所の児童福祉司の配置人数は、本質問紙調査では回答を求めず、体制整備状況等調査の調査結果を活用した。

都道府県別の回答状況は図表 12 のとおりである。

図表 12 都道府県別の回答状況

都道府県	回答数	全体に占める割合	都道府県	回答数	全体に占める割合
北海道	8	5.4%	滋賀県	1	0.7%
青森県	0	0.0%	京都府	3	2.0%
岩手県	1	0.7%	大阪府	2	1.4%
宮城県	3	2.0%	兵庫県	6	4.1%
秋田県	3	2.0%	奈良県	1	0.7%
山形県	0	0.0%	和歌山県	2	1.4%
福島県	4	2.7%	鳥取県	0	0.0%
茨城県	3	2.0%	島根県	3	2.0%
栃木県	2	1.4%	岡山県	2	1.4%
群馬県	0	0.0%	広島県	0	0.0%
埼玉県	10	6.8%	山口県	2	1.4%
千葉県	6	4.1%	徳島県	3	2.0%
東京都	7	4.8%	香川県	2	1.4%
神奈川県	12	8.2%	愛媛県	0	0.0%
新潟県	5	3.4%	高知県	2	1.4%
富山県	2	1.4%	福岡県	7	4.8%
石川県	3	2.0%	佐賀県	1	0.7%
福井県	2	1.4%	長崎県	2	1.4%
山梨県	2	1.4%	熊本県	2	1.4%
長野県	5	3.4%	大分県	2	1.4%
岐阜県	3	2.0%	宮崎県	0	0.0%
静岡県	6	4.1%	鹿児島県	3	2.0%
愛知県	7	4.8%	沖縄県	2	1.4%
三重県	5	3.4%	合計	147	100.0%

(2) 調査結果

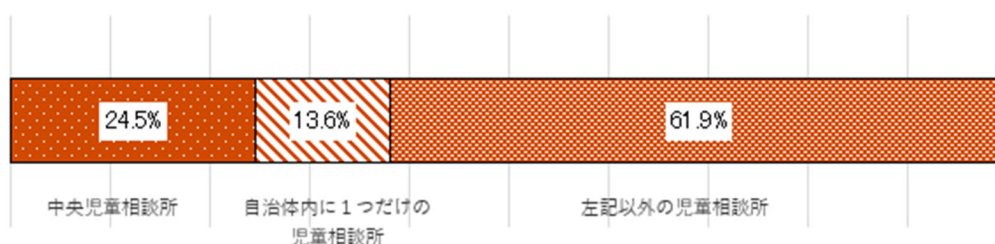
児童相談所に対する質問紙調査の結果は下記のとおりである。

I 基本情報

① 児童相談所の位置づけ

「中央児童相談所」が 24.5%、「自治体内に 1 つだけの児童相談所」が 13.6%、「左記以外の児童相談所」が 61.9%であった。

図表 13 児童相談所の位置づけ (n=147)



② 管轄区域の総人口及び児童人口

管轄区域の総人口は平均 505,414.1 人、児童福祉司 1 人当たりの総人口は同 19,191.1 人、児童 (18 歳未満) 人口は同 73,256.0 人、児童福祉司 1 人当たりの児童 (18 歳未満) 人口は同 2,718.5 人であった。

図表 14 管轄区域の総人口及び児童人口 (数値回答、単位：人)

	平均	最大値	中央値	最小値
総人口 (n=147)	505,414.1	1,660,254	458,760	49,826
児童福祉司 1 人当たりの総人口 (n=146)	19,191.1	51,493.3	19,267.5	6,543.9
児童 (18 歳未満) 人口 (n=146)	73,256.0	244,980	65,861.5	6,055
児童福祉司 1 人当たりの児童 (18 歳未満) 人口 (n=145)	2,718.5	7,292.4	2,714.7	735.4

※各項目について、未回答を除いて集計しているため回答数が異なる。

児童福祉司 1 人当たりの総人口を人口規模ごとに見ると、「1 万人未満」が 2.1%、「1 万人以上 2 万人未満」が 55.5%、「2 万人以上 3 万人未満」が 39.7%、「3 万人以上」が 2.7%となっている。

図表 15 人口規模別の児童福祉司 1 人当たりの総人口 (n=146)

児童福祉司 1 人当たりの総人口	該当数	全体に占める割合
1 万人未満	3	2.1%
1 万人以上 2 万人未満	81	55.5%
2 万人以上 3 万人未満	58	39.7%
3 万人以上	4	2.7%

※本質問紙調査に回答があった 147 件のうち、体制整備等状況調べで児童福祉司の配置数が把握できた 146 件について集計したもの

③ 管轄区域の面積

管轄区域の面積は、平均 1,817.5 km²、最大値 18,690.1 km²、中央値 1,208.7 km²、最小値 11.3 km²であった。

図表 16 管轄区域の面積 (数値回答、単位 : km²) (n=147)

	平均	最大値	中央値	最小値
管轄区域の面積	1,817.5	18,690.1	1,208.7	11.3

管轄区域の面積の規模ごとの児童相談所数を見ると、500 km²未満が 47 か所、500 km²以上 1,000 km²未満が 21 か所、1,000 km²以上 2,000 km²未満が 37 か所、2,000 km²以上 5,000 km²未満が 32 か所、5,000 km²以上が 10 か所であった。

図表 17 管轄区域の面積の規模ごとの児童相談所数 (n=147)

管轄区域の面積	該当数	全体に占める割合
500 km ² 未満	47 か所	32.0%
500 km ² 以上 1,000 km ² 未満	21 か所	14.3%
1,000 km ² 以上 2,000 km ² 未満	37 か所	25.2%
2,000 km ² 以上 5,000 km ² 未満	32 か所	21.8%
5000 km ² 以上	10 か所	6.8%

④ 児童虐待相談対応件数 (令和6年度実績)

児童虐待相談対応件数 (令和6年度実績) は、平均 912.5 件、最大値 3,802 件、中央値 668.5 件、最小値 39 件であった。

図表 18 児童虐待相談対応件数 (数値回答、単位：件) (n=146)

	平均	最大値	中央値	最小値
児童虐待相談対応件数	912.5	3,802	668.5	39

児童福祉司 1 人当たりの児童虐待相談対応件数は、平均 30.3 件、最大値 69.8 件、中央値 29.8 件、最小値 3.4 件であった。

図表 19 児童福祉司 1 人当たりの児童虐待相談対応件数 (単位：件) (n=145)

	平均	最大値	中央値	最小値
児童福祉司 1 人当たりの児童虐待相談対応件数	30.3	69.8	29.8	3.4

※児童虐待相談対応件数に回答があった 146 件のうち、体制整備等状況調べで児童福祉司の配置数が把握できた 145 件について集計したもの

児童福祉司 1 人当たりの児童虐待相談対応件数を規模ごとに見ると、10 件未満が 4 か所（2.8%）、10 件以上 20 件未満が 20 か所（13.8%）、20 件以上 30 件未満が 52 か所（35.9%）、30 件以上 40 件未満が 45 か所（31.0%）、40 件以上が 24 か所（16.6%）であった。

図表 20 児童福祉司 1 人当たりの児童虐待相談対応件数の規模ごとの児童相談所数（n=145）

児童福祉司 1 人当たりの 児童虐待相談対応件数	該当数	全体に占める割合
10 件未満	4 か所	2.8%
10 件以上 20 件未満	20 か所	13.8%
20 件以上 30 件未満	52 か所	35.9%
30 件以上 40 件未満	45 か所	31.0%
40 件以上	24 か所	16.6%

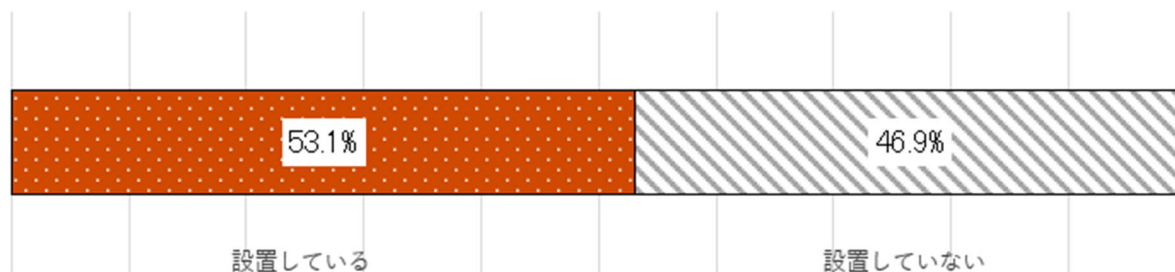
※児童虐待相談対応件数に回答があった 146 件のうち、体制整備等状況調べで児童福祉司の配置数が把握できた 145 件について集計したもの

II 児童相談所の体制

① 虐待対応の専従組織の設置有無

虐待対応の専従組織について、「設置している」が 53.1%、「設置していない」が 46.9%であった。

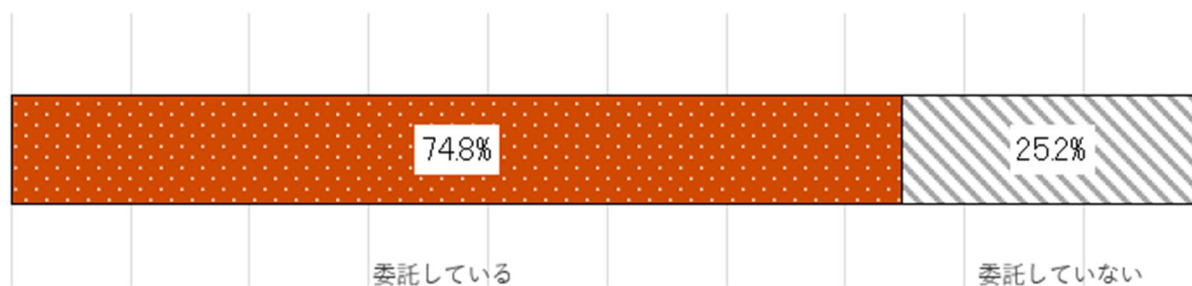
図表 21 虐待対応の専従組織の設置有無 (n=147)



② 業務の民間機関等への委託状況

業務の民間機関等への委託について、「委託している」が 74.8%、「委託していない」が 25.2%であった。

図表 22 業務の民間機関等への委託有無 (n=147)



委託している業務は、「夜間休日の受付業務」が 34.7%と最も多く、次いで「受付業務（「189」等の電話受付、窓口受付）」が 32.7%、「里親委託に関する業務」が 29.9%と多くなっている。

図表 23 民間機関等へ委託している業務及び委託の効果 (n=147)

委託している業務	回答数	割合	委託の効果		
			得られている	どちらとも言えない	得られていない
虐待通告を受けた後の安全確認	15	10.2%	100%	0%	0%
家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施	18	12.2%	83.3%	16.7%	0%
入所措置等解除時の必要な助言	2	1.4%	100%	0%	0%
入所措置等解除後の児童の安全確認	1	0.7%	100%	0%	0%
入所措置等解除後の相談・支援	7	4.8%	100%	0%	0%
受付業務（「189」等の電話受付、窓口受付）	48	32.7%	89.6%	8.3%	2.1%
夜間休日の受付業務	51	34.7%	90.2%	9.8%	0%
相談対応業務	6	4.1%	83.3%	16.7%	0%
里親委託に関する業務	44	29.9%	77.3%	22.7%	0%
養子縁組に関する業務	15	10.2%	93.3%	6.7%	0%
一時保護に関する業務	10	6.8%	90.0%	10.0%	0%
研修業務	18	12.2%	88.9%	11.1%	0%
その他（※）	10	6.8%	60.0%	30.0%	10.0%
委託していない	37	25.2%	—	—	—

③ 相談受付件数（令和6年度実績）

相談種別ごとの相談受付件数（令和6年度実績）は、「養護相談（児童虐待）」が平均912.5件と最も多く、次いで「障害相談」が同782.7件、「養護相談（その他）」が同261.3件と多くなっている。

図表 24 相談種別ごとの相談受付件数（令和6年度実績）（n=146）

相談種別	平均	最大値	中央値	最小値
養護相談（児童虐待）	912.5	3,802	668.5	39
養護相談（その他）	261.3	1,536	181	3
保健相談	1.3	21	0	0
障害相談	782.7	4,900	637.5	8
非行相談	54.8	417	37	0
育成相談	131.4	877	37	0
その他の相談	108.3	825	33	0
相談受付件数の総計	2,253.6	9,423	1858.5	116

④ 進行中のケース件数（令和7年11月1日時点）

相談種別ごとの進行中のケース件数（令和7年11月1日時点）は、養護相談（児童虐待）が平均417.3件と最も多く、次いで「障害相談」が同147.8件、「養護相談（その他）」が同115.7件と多くなっている。

図表 25 相談種別ごとの進行中のケース件数（令和7年11月1日時点）（n=143）

相談種別	平均	最大値	中央値	最小値
養護相談（児童虐待）	417.3	2,537	252	0
養護相談（その他）	115.7	1,015	68	0
保健相談	0.3	23	0	0
障害相談	147.8	1,349	65	0
非行相談	31.2	292	20	0
育成相談	50.7	1,090	27	0
その他の相談	13.7	187	3	0
相談受付件数の総計	776.9	4,431	537.5	14

⑤ 直近6か月で終結したケースのうち、受理から終結までの期間が最も長かった1ケースの対応期間、児童の措置等の状況、対応が長期間となった理由

直近6か月で終結したケースのうち、受理から終結までの期間が最も長かった1ケースの相談種別ごとの対応期間の平均は、「養護相談（児童虐待）」が71.5か月と最も長く、次いで「養護相談（その他）」が59.3か月、「障害相談」が24.4か月と長くなっている。

図表 26 直近6か月で終結したケースのうち受理から終結までの期間が最も長かった1ケースの対応期間

相談種別	受理から終結までの対応期間（か月・平均）
養護相談（児童虐待） （有効回答 138 件）	71.5
養護相談（その他） （有効回答 130 件）	59.3
保健相談 （有効回答 19 件）	3.8
障害相談 （有効回答 106 件）	24.4
非行相談 （有効回答 124 件）	17.9
育成相談 （有効回答 119 件）	23.5
その他の相談 （有効回答 67 件）	11.7

直近6か月で終結したケースのうち、受理から終結までの期間が最も長かった1ケースの児童の措置等の状況は、いずれの相談種別においても「在宅指導」が最も多くなっている。

図表 27 直近6か月で終結したケースのうち受理から終結までの期間が最も長かった1ケースの児童の措置等の状況

相談種別	児童の措置等の状況			
	在宅指導	施設入所	里親・FH	未回答
養護相談（児童虐待） （有効回答 138 件）	53.6%	39.9%	5.1%	1.4%
養護相談（その他） （有効回答 130 件）	53.1%	26.9%	17.7%	2.3%
保健相談 （有効回答 19 件）	47.4%	5.3%	10.5%	36.8%
障害相談 （有効回答 106 件）	69.8%	24.5%	1.9%	3.8%
非行相談 （有効回答 124 件）	79.0%	17.7%	0.0%	3.2%
育成相談 （有効回答 119 件）	81.5%	14.3%	0.0%	4.2%
その他の相談 （有効回答 67 件）	77.6%	19.4%	1.5%	1.5%

直近6か月で終結したケースのうち、受理から終結までの期間が最も長かった1ケースの対応が長期間となった理由で最も多かったのは養護相談（児童虐待）の保護者との調整が難航したため、68.1%であった。

図表 28 直近6か月で終結したケースのうち受理から終結までの期間が最も長かった1ケースの対応が長期間となった理由（複数回答可）

相談種別	対応が長期間となった理由					
	保護者が不在（音信不通、行方不明、死別等）のため	保護者との調整が難航したため	子どもとの調整が難航したため	関係機関との調整が難航したため	その他	未回答
養護相談 （児童虐待） （有効回答 138 件）	5.8%	68.1%	26.1%	20.3%	18.1%	6.5%
養護相談（その他） （有効回答 130 件）	10.8%	50.0%	16.9%	19.2%	19.2%	4.6%
保健相談 （有効回答 19 件）	5.3%	31.6%	5.3%	15.8%	52.6%	0.0%
障害相談 （有効回答 106 件）	5.7%	39.6%	9.4%	21.7%	27.4%	4.7%
非行相談 （有効回答 124 件）	8.9%	43.5%	34.7%	17.7%	15.3%	4.8%
育成相談 （有効回答 119 件）	4.2%	45.4%	33.6%	20.2%	16.8%	6.7%
その他の相談 （有効回答 67 件）	9.0%	28.4%	16.4%	22.4%	37.3%	3.0%

⑥ 一時保護対応件数（令和6年度実績）

一時保護対応件数（令和6年度実績）は、平均 226.6 件、最大値 1,752 件、中央値 170 件、最小値 12 件となっている。

図表 29 一時保護対応件数（令和6年度実績）（n=146）

	平均	最大値	中央値	最小値
一時保護対応件数	226.6	1,752	170	12

一時保護対応件数（令和6年度実績）の件数ごとの児童相談所数は、「50 件未満」が 18 か所（12.3%）、「50 件以上 100 件未満」が 27 か所（18.5%）、「100 件以上 150 件未満」が 24 か所（16.4%）、「150 件以上 200 件未満」が 16 か所（11.0%）、「200 件以上 300 件未満」が 21 か所（14.4%）、「300 件以上 400 件未満」が 20 か所（13.7%）、「400 件以上」が 20 か所（13.7%）となっている。

図表 30 一時保護対応件数（令和6年度実績）の規模ごとの児童相談所数（n=146）

一時保護対応件数（令和6年度実績）	該当数	全体に占める割合
50 件未満	18 か所	12.3%
50 件以上 100 件未満	27 か所	18.5%
100 件以上 150 件未満	24 か所	16.4%
150 件以上 200 件未満	16 か所	11.0%
200 件以上 300 件未満	21 か所	14.4%
300 件以上 400 件未満	20 か所	13.7%
400 件以上	20 か所	13.7%

Ⅲ 児童福祉司等の勤務実態

① 児童福祉司等の超過勤務時間

令和4年度から令和6年度の児童福祉司、児童福祉司 SV、里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司の1人当たり・月平均の超過勤務時間は、図表 31 から図表 34 までのとおりである。

各職種の令和6年度の超過勤務時間（1人当たり・月平均）の平均は、児童福祉司は 25.4 時間、児童福祉司 SV は 29.2 時間、里親養育支援児童福祉司は 20.7 時間、市町村支援児童福祉司は 19.0 時間となっている。

図表 31 児童福祉司の超過勤務時間（1人当たり・月平均）（単位：時間）

年度	平均	最大値	中央値	最小値
令和4年度	25.7	88.0	24.7	2.3
令和5年度	26.3	59.0	26.4	5.7
令和6年度	25.4	59.3	25.3	8.5

図表 32 児童福祉司 SV の超過勤務時間（1人当たり・月平均）（単位：時間）

年度	平均	最大値	中央値	最小値
令和4年度	29.5	78.8	28.0	9.2
令和5年度	29.1	72.0	28.0	2.9
令和6年度	29.2	73.0	28.3	2.7

図表 33 里親養育支援児童福祉司の超過勤務時間（1人当たり・月平均）（単位：時間）

年度	平均	最大値	中央値	最小値
令和4年度	19.2	64.6	17.3	0.9
令和5年度	20.7	80.0	18.3	0.2
令和6年度	20.7	62.3	18.9	0.9

図表 34 市町村支援児童福祉司の超過勤務時間（1人当たり・月平均）（単位：時間）

年度	平均	最大値	中央値	最小値
令和4年度	21.3	67.8	16.2	0.2
令和5年度	19.9	65.3	17.3	0.1
令和6年度	19.0	58.1	9.1	0.4

② 児童福祉司 1 人当たりの管轄区域の総人口ごとの児童福祉司等の超過勤務時間（令和 6 年度）

児童福祉司 1 人当たりの管轄区域の総人口規模ごとに、令和 6 年度の児童福祉司等の超過勤務時間を見ると、「1 万人未満」では平均 19.3 時間、「1 万人以上 2 万人未満」では同 26.2 時間、「2 万人以上 3 万人未満」では同 24.9 時間、「3 万人以上」では同 19.1 時間となっている。

図表 35 児童福祉司 1 人当たりの管轄人口ごとの児童福祉司等の超過勤務時間（令和 6 年度）
（単位：時間）

児童福祉司 1 人当たりの管轄区域の総人口	該当数	平均（1 人当たり・月平均）
1 万人未満	3	19.3
1 万人以上 2 万人未満	75	26.2
2 万人以上 3 万人未満	53	24.9
3 万人以上	3	19.1

③ 児童福祉司 1 人当たりの児童虐待相談対応件数ごとの児童福祉司の超過勤務時間（令和 6 年度）

児童福祉司 1 人当たりの児童虐待相談対応件数の規模ごとに、令和 6 年度の児童福祉司等の超過勤務時間を見ると、「10 件未満」では平均 21.4 時間、「10 件以上 20 件未満」では同 24.3 時間、「20 件以上 30 件未満」では同 24.9 時間、「30 件以上 40 件未満」では同 27.6 時間、「40 件以上」では同 23.5 時間となっている。

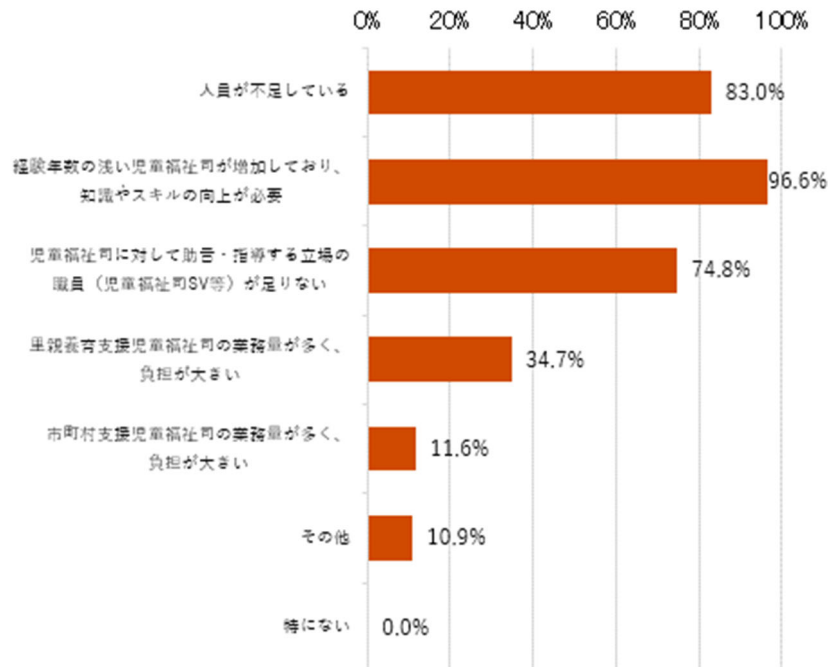
図表 36 児童福祉司 1 人当たりの児童虐待相談対応件数ごとの児童福祉司の超過勤務時間（令和 6 年度）
（単位：時間）

児童福祉司 1 人当たりの児童虐待相談対応件数	該当数	平均（1 人当たり・月平均）
10 件未満	3	21.4
10 件以上 20 件未満	20	24.3
20 件以上 30 件未満	44	24.9
30 件以上 40 件未満	45	27.6
40 件以上	22	23.5

④ 児童福祉司についての体制上の課題と感じるもの

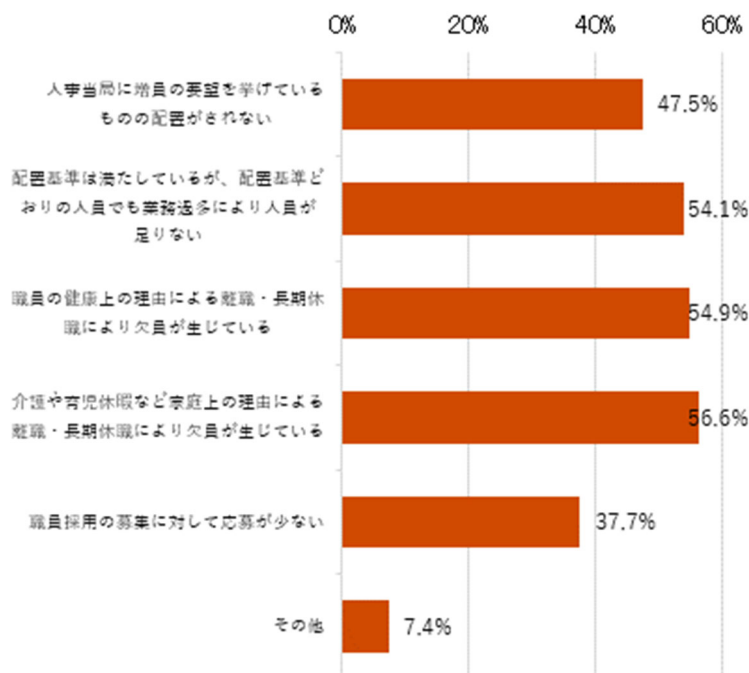
児童福祉司についての体制上の課題は、「経験年数の浅い児童福祉司が増加しており、知識やスキルの向上が必要」が96.6%と最も高く、次いで「人員が不足している」が83.0%、「児童福祉司に対して助言・指導する立場の職員（児童福祉司SV等）が足りない」が74.8%と高くなっている。

図表 37 児童福祉司について体制上の課題と感じるもの（n=147、複数回答可）



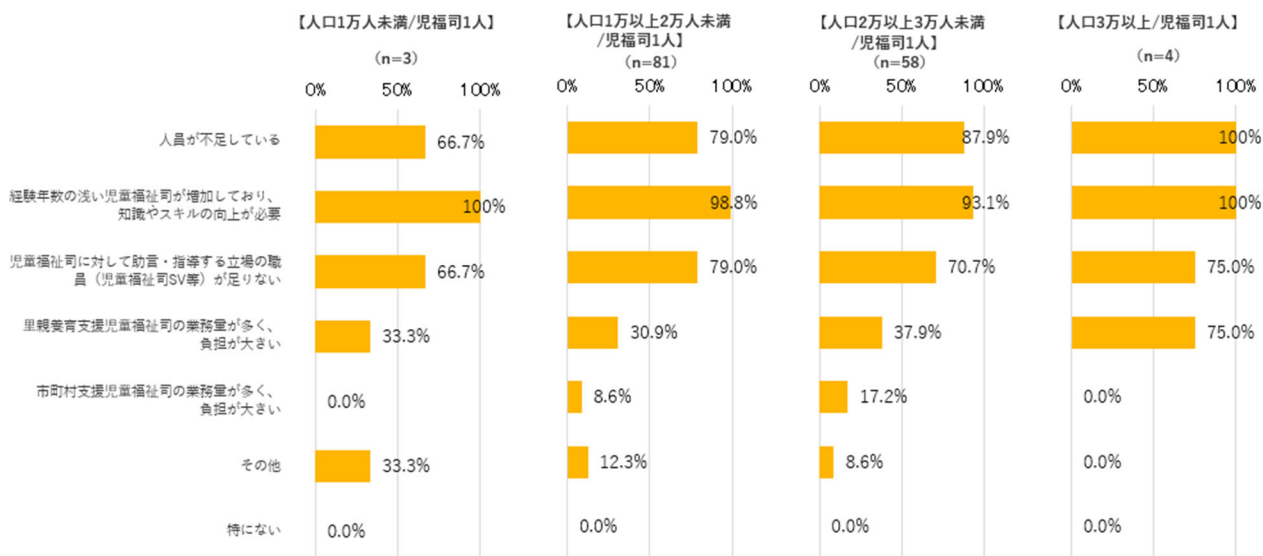
「人員が不足している」と考える背景・理由は、「介護や育児休暇など家庭上の理由による離職・長期休職により欠員が生じている」が56.6%と最も高く、次いで「職員の健康上の理由による離職・長期休職により欠員が生じている」が54.9%、「配置基準は満たしているが、配置基準どおりの人員でも業務過多により人員が足りない」が54.1%と高くなっている。

図表 38 人員が不足していると考え背景・理由（n=122、複数回答可）



児童福祉司 1 人当たりの管轄区域の総人口ごとに、児童福祉司についての体制上の課題を見ると、児童福祉司 1 人当たりの管轄区域の総人口が大きくなると、「人員が不足している」と回答する割合が高くなっている。

図表 39 児童福祉司 1 人当たりの管轄区域の総人口ごとの児童福祉司についての体制上の課題
(複数回答可)



IV 一時保護時の司法審査に係る対応状況等

① 令和7年6月1日以降の一時保護状の請求件数

令和7年6月1日から調査時点までの一時保護状の請求件数は、「事前請求」が平均0.8件、「事後請求」が同9.1件となっている。

図表 40 令和7年6月1日以降の一時保護状の請求件数（単位：件）（n=147）

	事前請求		事後請求		総数	
	総数	平均	総数	平均	総数	平均
請求総数	115	0.8	1,342	9.1	1,457	9.9
うち発付件数（請求却下審判に対する取り消し請求により一時保護状が発付された場合を除く）	115	0.8	1,341	9.1	1,456	9.9
うち請求が却下された件数	0	0	1	0.0	1	0
うち請求却下に対する取り消し請求により発布された件数	0	0	0	0	0	0

② 司法審査対応職員²の配置有無

司法審査対応職員の配置について、「配置している」が38.8%、「配置していない」が61.2%であった。

図表 41 司法審査対応職員の配置有無（n=147）

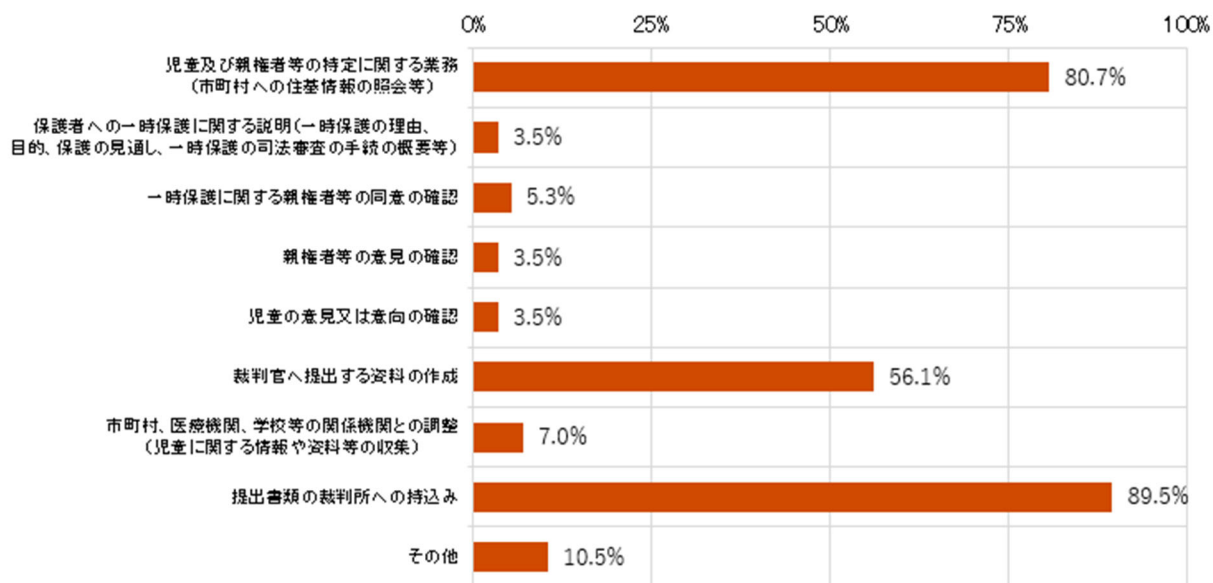


² 「司法審査対応職員」とは、主に一時保護時の司法審査に係る家庭裁判所への提出書類の収集や作成等を行うための職員を指す。

③ 司法審査対応職員が行っている業務

司法審査対応職員を配置している児童相談所における、司法審査対応職員が行っている業務は、「提出書類の裁判所への持込み」が89.5%と最も高く、次いで「児童及び親権者等の特定に関する業務」が80.7%、「裁判官へ提出する資料の作成」が56.1%と高くなっている。

図表 42 司法審査対応職員が行っている業務 (n=57) (複数回答可)



④ 司法審査に係る各業務に関わっている職種

司法審査に係る各業務に関わっている職種については、図表 43 のとおりである。いずれの業務においても、児童福祉司及び児童福祉司 SV の割合が高くなっている。また、「児童の意見又は意向の確認」は児童心理司が 66.0%、「裁判官へ提出する資料の作成」は弁護士が 19.7%と、「市町村、医療機関、学校等の関係機関との調整（児童に関する情報や資料等の収集）」は児童心理司が 23.1%など、一部の業務においては児童福祉司及び児童福祉司 SV 以外の職種も関与していることがうかがえる。

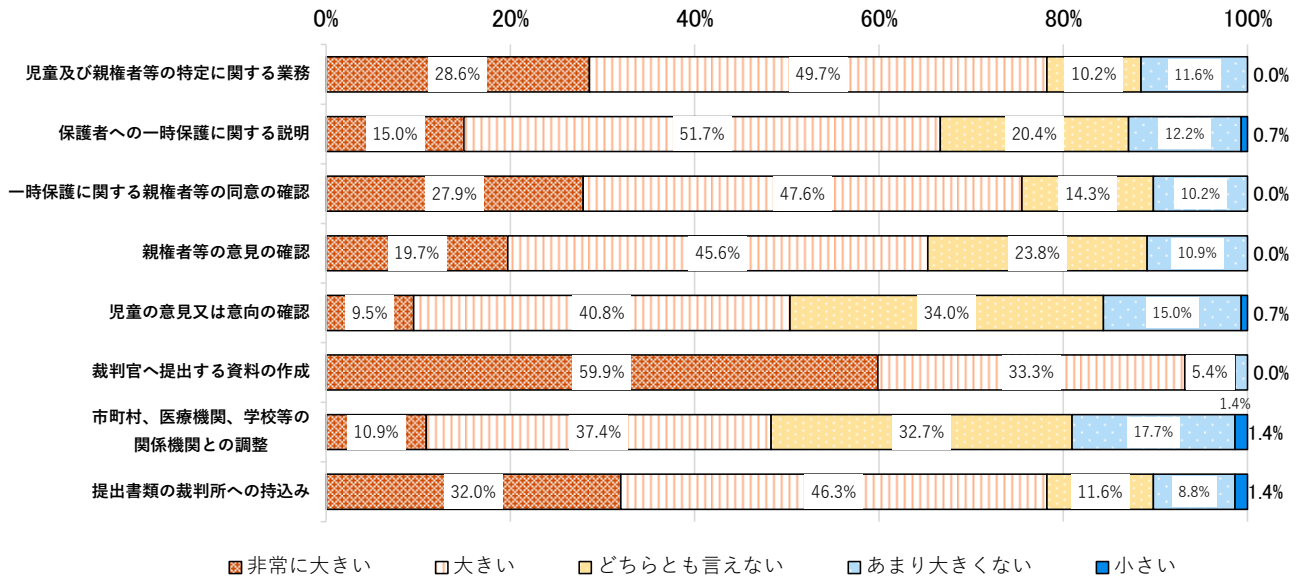
図表 43 司法審査に係る各業務に関わっている職種 (n=147)

司法審査に係る業務	児童福祉司	児童福祉司 SV	児童心理司	弁護士	保健師	司法審査対応職員	その他
児童及び親権者等の特定に関する業務（市町村への住基情報の照会等）	87.1%	48.3%	8.2%	0.7%	8.8%	34.7%	27.9%
保護者への一時保護に関する説明（一時保護の理由、目的、保護の見通し、一時保護の司法審査の手続の概要等）	100.0%	83.0%	19.0%	1.4%	13.6%	2.0%	5.4%
一時保護に関する親権者等の同意の確認	99.3%	82.3%	17.7%	1.4%	12.9%	2.7%	5.4%
親権者等の意見の確認	99.3%	82.3%	16.3%	2.0%	13.6%	2.0%	5.4%
児童の意見又は意向の確認	95.2%	59.2%	66.0%	0.7%	14.3%	2.0%	9.5%
裁判官へ提出する資料の作成	85.0%	80.3%	15.6%	19.7%	8.2%	22.4%	12.2%
市町村、医療機関、学校等の関係機関との調整（児童に関する情報や資料等の収集）	99.3%	72.8%	23.1%	0.7%	21.8%	3.4%	10.9%
提出書類の裁判所への持込み	71.4%	57.8%	7.5%	1.4%	6.1%	34.0%	19.7%

⑤ 従来のケースワークと比較して業務上の負担が大きくなったと感じる度合い

司法審査の各業務について、従来のケースワークと比較して業務上の負担が大きくなったと感じる度合いは、「裁判官へ提出する資料の作成」について、93.2%が「非常に大きい」又は「大きい」と回答しており、次いで「児童及び親権者等の特定に関する業務」及び「提出資料の裁判所への持込み」について78.3%が「非常に大きい」又は「大きい」と回答している。

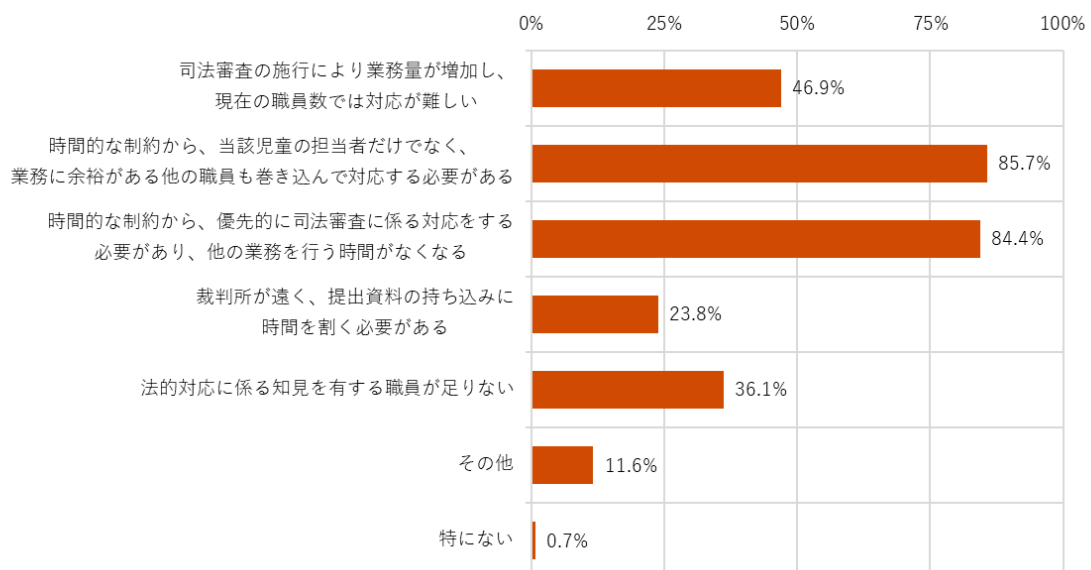
図表 44 従来のケースワークと比較して業務上の負担が大きくなったと感じる度合い (n=147)



⑥ 司法審査に係る対応の課題

司法審査に係る対応の課題は、「時間的な制約から、当該児童の担当者だけでなく、業務に余裕がある他の職員も巻き込んで対応する必要がある」が85.7%と最も多く、次いで「時間的な制約から、優先的に司法審査に係る対応をする必要があり、他の業務を行う時間がなくなる」が84.4%と多くなっている。

図表 45 司法審査に係る対応の課題 (n=147、複数回答可)



V 地方別の分析

① 地方別の相談受付件数（令和6年度実績）・児童虐待相談対応件数・進行中のケース件数

地方別の相談受付件数（令和6年度実績）・児童虐待相談対応件数・進行中のケース件数は、図表46のとおりである。

相談受付件数、児童虐待相談対応件数、進行中のケース件数ともに、総件数の平均は関東地方が最も多く、次いで九州地方、近畿地方が多くなっている。

図表 46 地方別の相談受付件数（令和6年度実績）・児童虐待相談対応件数・進行中のケース件数

	相談受付件数		児童虐待相談対応件数		進行中のケース件数	
	総件数 (平均)	1人当たり 件数 (平均)	総件数 (平均)	1人当たり 件数 (平均)	総件数 (平均)	1人当たり 件数 (平均)
北海道	1,353.3	71.8	442.0	23.1	506.7	30.5
東北地方	1,422.0	78.1	471.7	22.4	412.7	18.0
関東地方	3,116.1	79.4	1,472.7	37.6	1,012.2	26.4
北陸・中部地方	1,587.3	78.1	561.9	27.9	643.7	30.1
近畿地方	2,464.7	88.3	1,006.0	34.6	875.4	31.6
中国・四国地方	1,421.8	78.4	418.3	20.0	538.6	27.2
九州・沖縄	3,002.4	88.2	1,193.9	32.1	957.7	29.0
全体	2,253.6	80.8	912.5	30.3	776.9	28.1

※集計上の地方の分け方は次のとおり。

北海道：北海道

東北地方：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東地方：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北陸・中部地方：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

近畿地方：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国地方：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

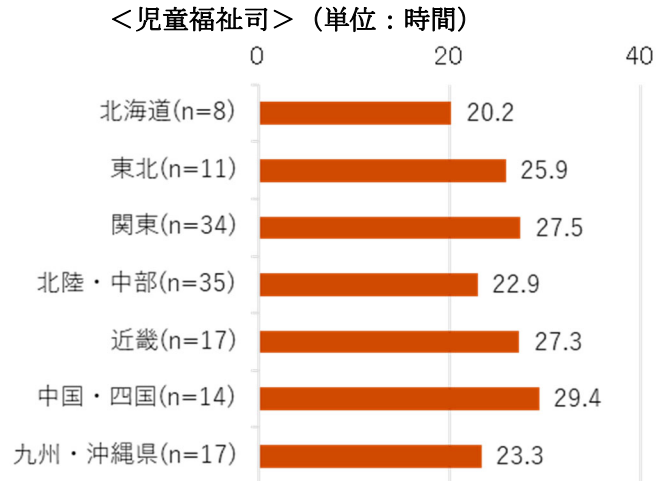
九州・沖縄地方：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

② 地方別・職種別の超過勤務時間（令和6年度）

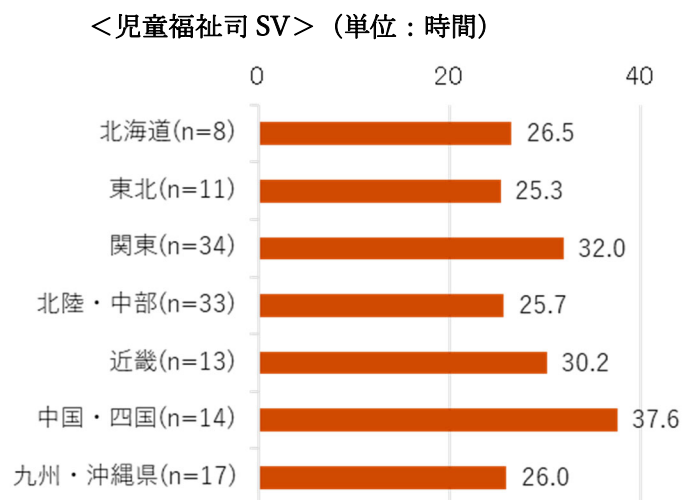
地方別・職種別の超過勤務時間（令和6年度・1人あたり月平均）は、図表47から図表50までのとおりである。

児童福祉司及び児童福祉司SVは、いずれも中国・四国地方が最も多くなっている。里親養育支援児童福祉司は近畿地方が最も多く、市町村支援児童福祉司は九州・沖縄県が最も多くなっている。

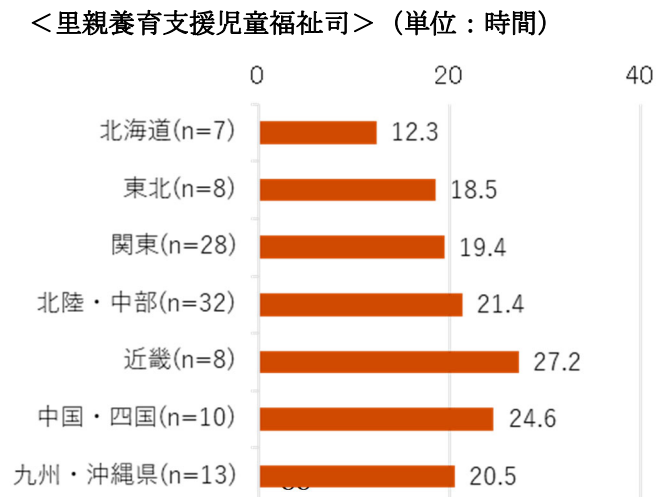
図表47 地方別・職種別の超過勤務時間（令和6年度・1人あたり月平均）



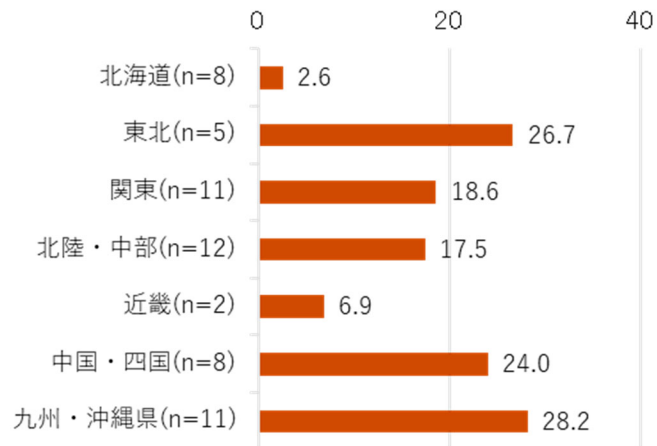
図表48 地方別・職種別の超過勤務時間（令和6年度・1人あたり月平均）



図表49 地方別・職種別の超過勤務時間（令和6年度・1人あたり月平均）



図表 50 地方別・職種別の超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）
 <市町村支援児童福祉司>（単位：時間）

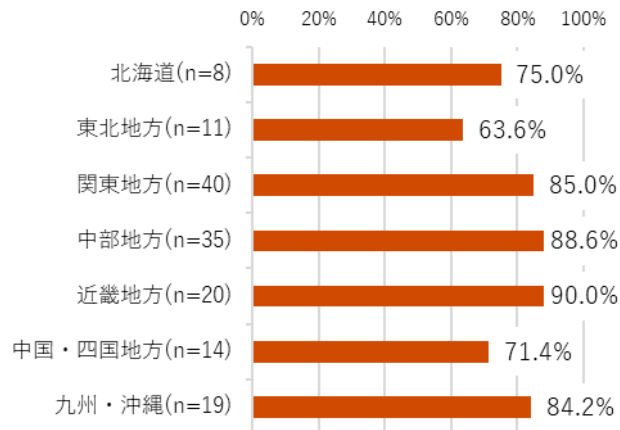


③ 地方別の児童福祉司についての体制上の課題

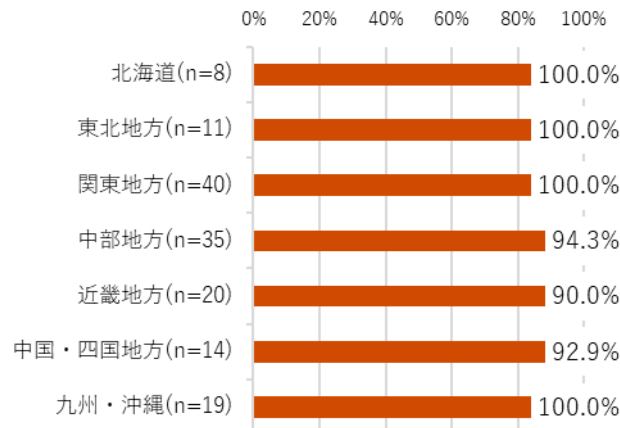
地方別の児童福祉司についての体制上の課題は図表 51 から図表 55 までのとおりである。

「経験年数の浅い児童福祉司が増加しており、知識やスキルの向上が必要」については、いずれの地方においても割合が高くなっている。

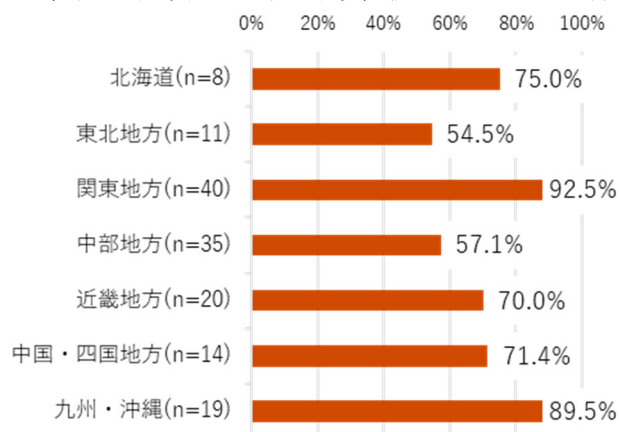
図表 51 地方別の児童福祉司についての体制上の課題<人員が不足している>



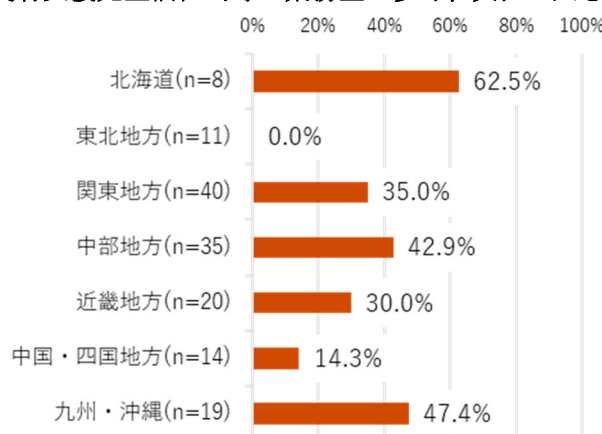
図表 52 地方別の児童福祉司についての体制上の課題
 <経験年数の浅い児童福祉司が増加しており、知識やスキルの向上が必要>



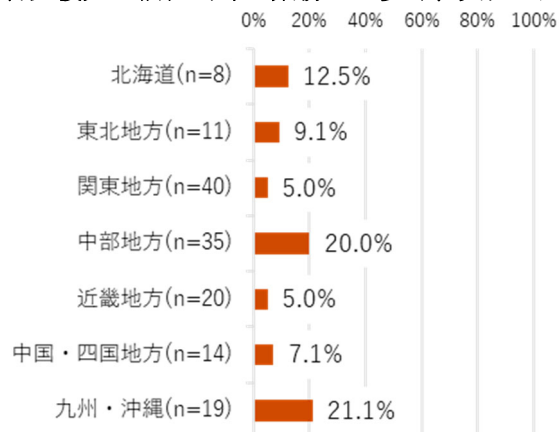
図表 53 地方別の児童福祉司についての体制上の課題
 <児童福祉司に対して助言・指導する立場の職員（児童福祉司 SV 等）が足りない>



図表 54 地方別の児童福祉司についての体制上の課題
 <里親養育支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい>



図表 55 地方別の児童福祉司についての体制上の課題
 <市町村支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい>



④ 地方別の一時保護対応件数及び司法審査対応職員の配置有無

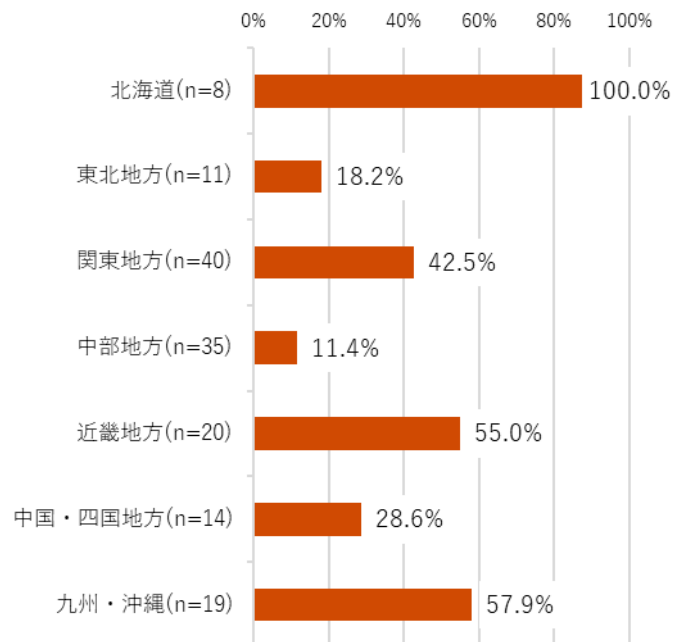
地方別の一時保護対応件数の平均は、九州・沖縄県が 381.2 件と最も多く、次いで関東地方が 281.4、中国・四国地方が 255.4 件と多くなっている。

図表 56 地方別の一時保護対応件数（令和 6 年度実績）（単位：件）

	平均	最大値	中央値	最小値
北海道	140.8	342	97.5	64
東北地方	99.7	387	69	12
関東地方	281.4	1,752	250	48
北陸・中部地方	142.7	427	109	16
近畿地方	215.0	582	154	33
中国・四国地方	255.4	885	192.5	16
九州・沖縄	381.2	964	329	37
全体	226.6	1,752	912.5	12

地方別の司法審査対応職員を配置している児童相談所は、北海道が 100%と最も多く、次いで九州・沖縄県が 57.9%、近畿地方が 55.0%と多くなっている。

図表 57 地方別の司法審査対応職員の配置状況



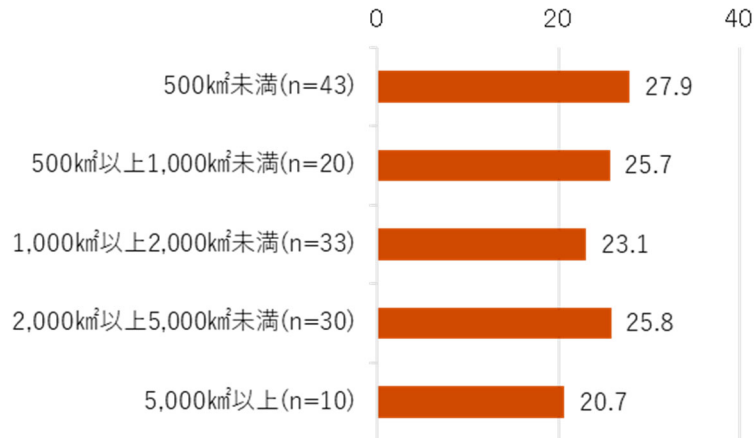
VI. 管轄区域の総面積ごとの分析

① 管轄区域の面積ごとの児童福祉司等の超過勤務時間（令和6年度）

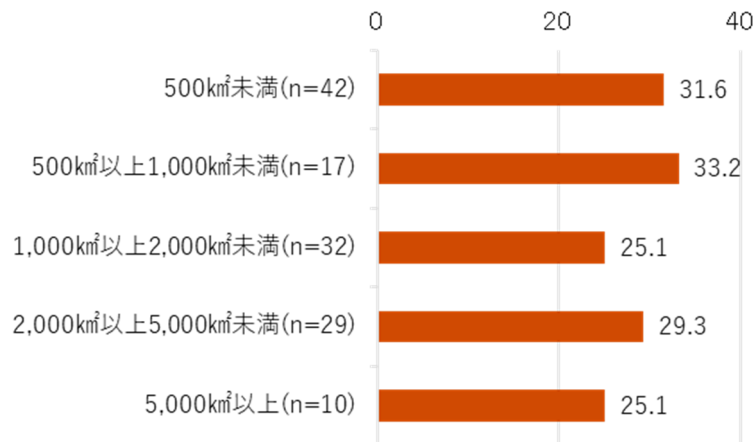
管轄区域の面積ごとの児童福祉司等の超過勤務時間（令和6年度）は、図表 58 から図表 61 までのとおりである。

いずれの職種においても、面積に応じて超過勤務時間が長くなるなどの傾向は見られなかった。

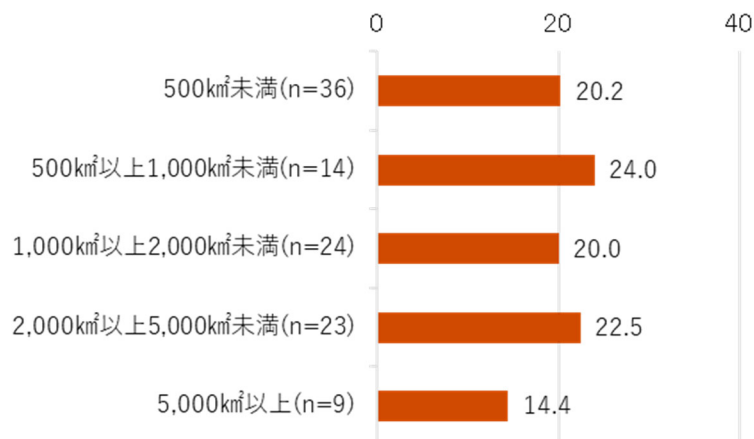
図表 58 管轄区域の面積ごとの超過勤務時間（1人当たり月平均）＜児童福祉司＞（単位：時間）



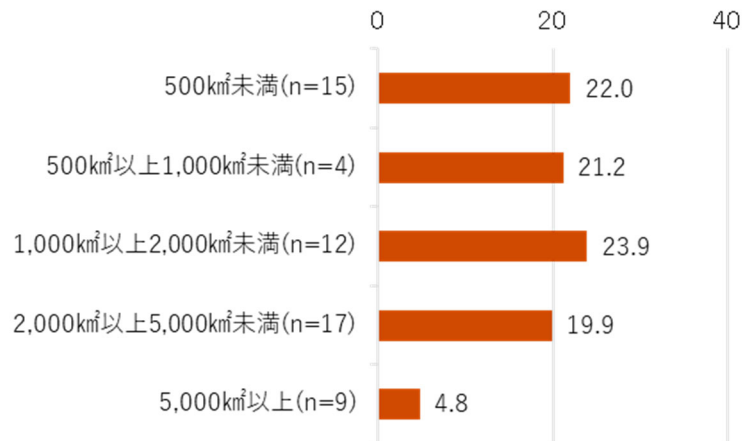
図表 59 管轄区域の面積ごとの超過勤務時間（1人当たり月平均）＜児童福祉司 SV＞（単位：時間）



図表 60 管轄区域の面積ごとの超過勤務時間（1人当たり月平均）
＜里親養育支援児童福祉司＞（単位：時間）



図表 61 管轄区域の面積ごとの超過勤務時間（1人当たり月平均）
 <市町村支援児童福祉司>（単位：時間）

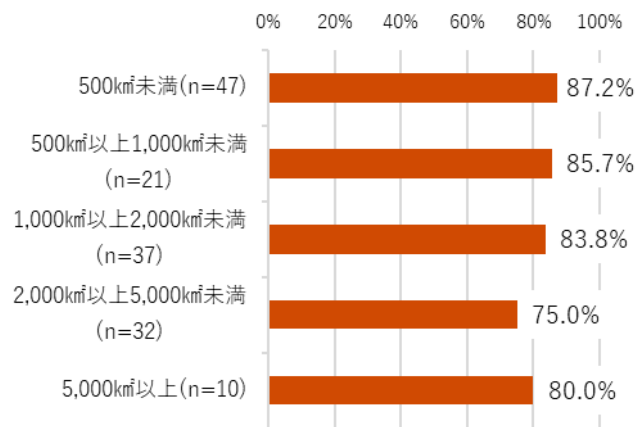


② 管轄区域の面積ごとの児童福祉司についての体制上の課題

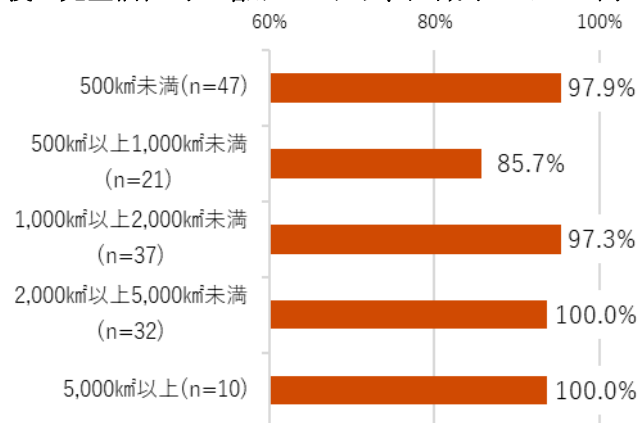
管轄面積の面積ごとの児童福祉司等の超過勤務時間（令和6年度）は、図表 62 から図表 66 までのとおりである。

管轄区域の面積が大きくなると、「里親養育支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい」又は「市町村支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい」と回答する割合が高くなっている。

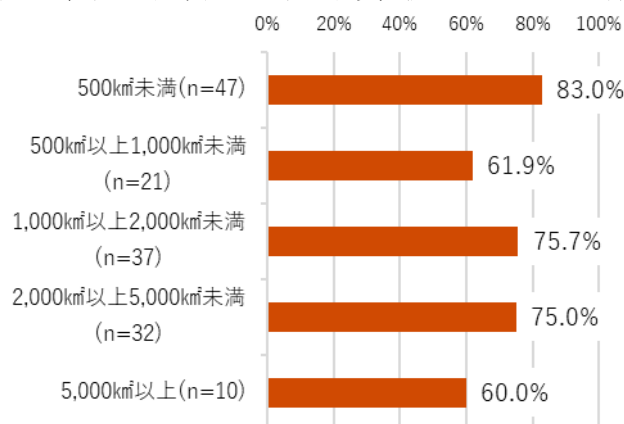
図表 62 管轄区域の面積ごとの児童福祉司についての体制上の課題<人員が不足している>



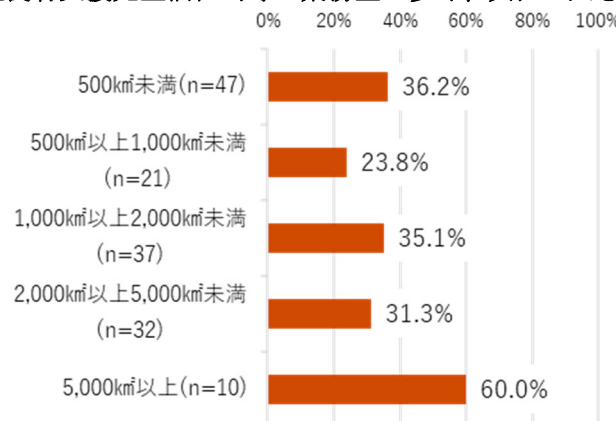
図表 63 管轄区域の面積ごとの児童福祉司についての体制上の課題
 <経験年数の浅い児童福祉司が増加しており、知識やスキルの向上が必要>



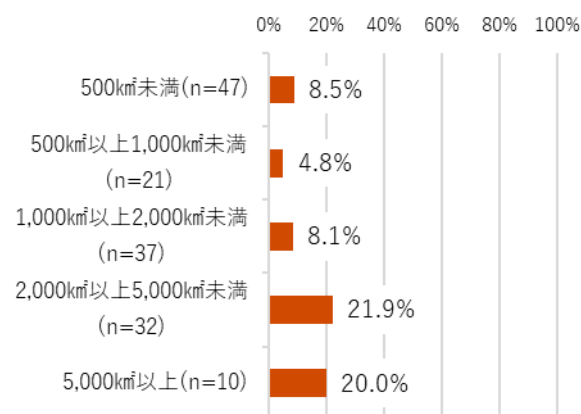
図表 64 管轄区域の面積ごとの児童福祉司についての体制上の課題
 <児童福祉司に対して助言・指導する立場の職員（児童福祉司 SV 等）が足りない>



図表 65 管轄区域の面積ごとの児童福祉司についての体制上の課題
 <里親養育支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい>



図表 66 管轄区域の面積ごとの児童福祉司についての体制上の課題
 <市町村支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい>

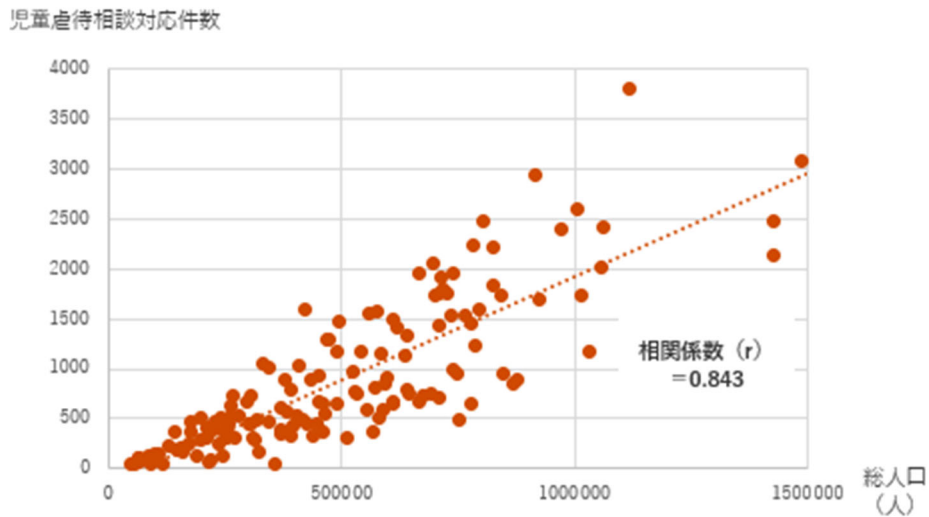


Ⅶ. 管轄区域の総人口ごとの分析

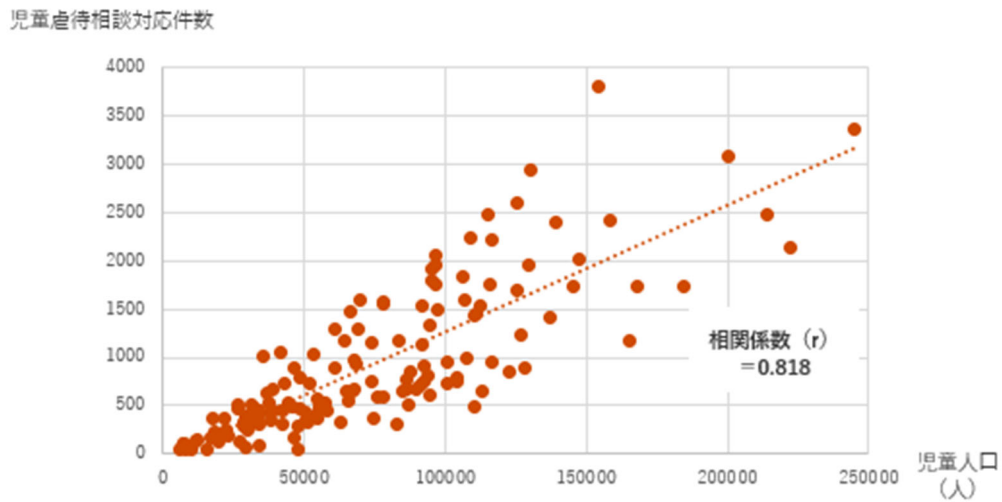
① 管轄区域の総人口及び児童人口と児童虐待相談対応件数との相関

管轄区域の総人口と児童虐待相談対応件数、管轄区域の児童人口と児童虐待相談対応件数には、それぞれ強い正の相関関係が見られた。

図表 67 管轄区域の総人口と児童虐待相談対応件数との相関



図表 68 管轄区域の児童人口と児童虐待相談対応件数との相関

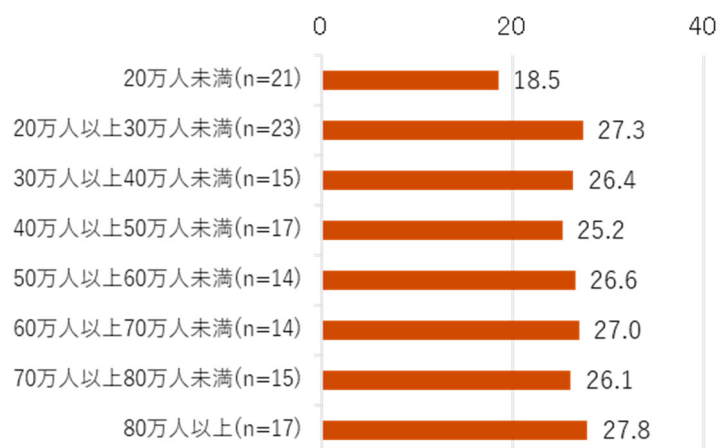


② 管轄区域の総人口ごとの超過勤務時間（令和6年度）

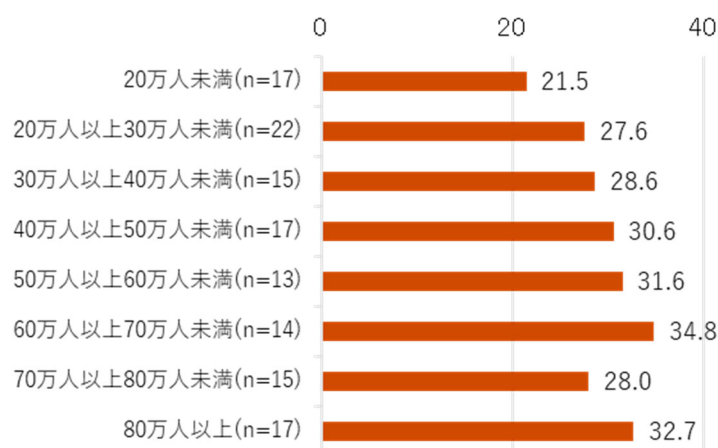
管轄区域の総人口ごとの超過勤務時間（令和6年度）は、図表 69 から図表 72 までのとおりである。

児童福祉司、児童福祉司 SV については、管轄区域の総人口が 20 万人未満の場合、20 万人以上と比較し、超過勤務時間が短くなっている。一方、里親養育支援児童福祉司や市町村支援児童福祉司については、管轄区域の人口に応じた超過勤務時間の傾向は見受けられなかった。

図表 69 管轄区域の総人口ごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）
 <児童福祉司>（単位：時間）

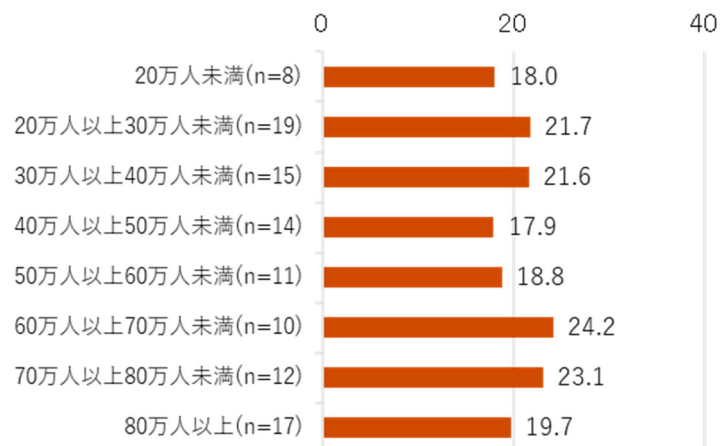


図表 70 管轄区域の総人口ごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）
 <児童福祉司 SV>（単位：時間）



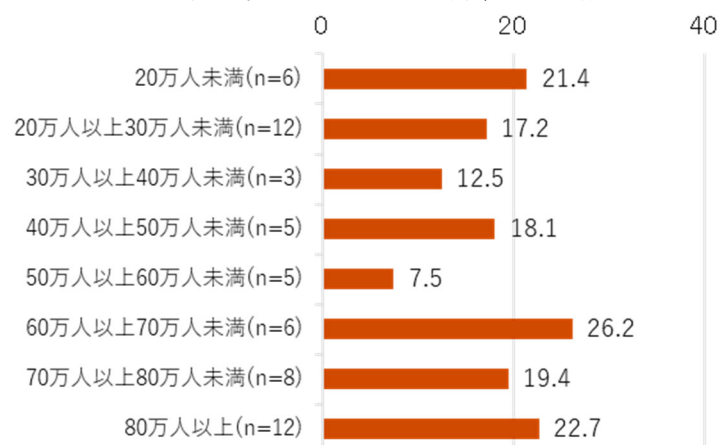
図表 71 管轄区域の総人口ごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）

<里親養育支援児童福祉司>（単位：時間）



図表 72 管轄区域の総人口ごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）

<市町村支援児童福祉司>（単位：時間）

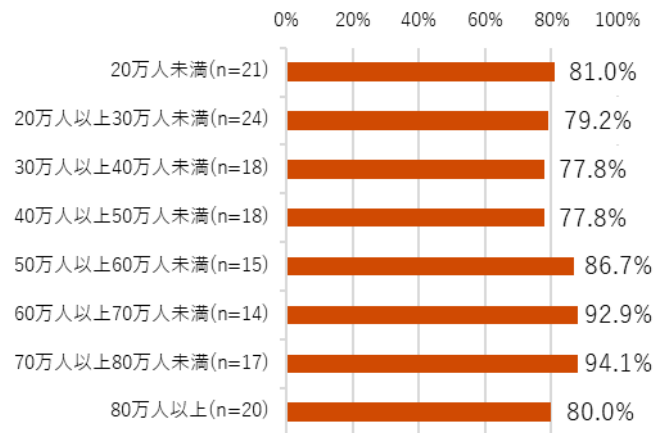


③ 管轄区域の総人口ごとの児童福祉司についての体制上の課題

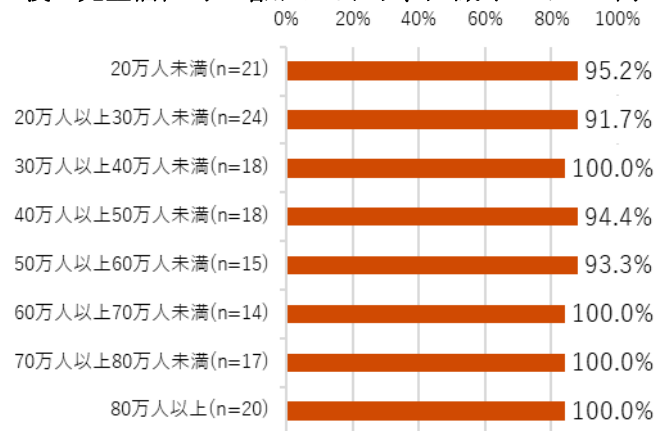
管轄区域の総人口ごとの児童福祉司についての体制上の課題は、図表 73 から図表 77 までのとおりである。

「人員が不足している」や、「経験年数の浅い児童福祉司が増加しており、知識やスキルの向上が必要」については、管轄区域の総人口による差は見られなかった。一方、里親養育支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きいという課題に対しては、人口によって最大 61 ポイントの差があった。

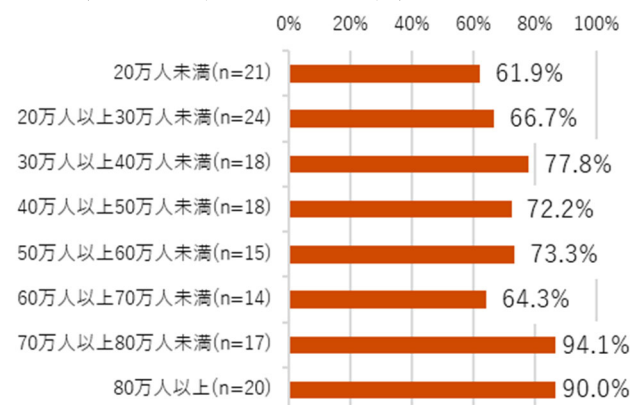
図表 73 管轄区域の総人口ごとの児童福祉司についての体制上の課題<人員が不足している>



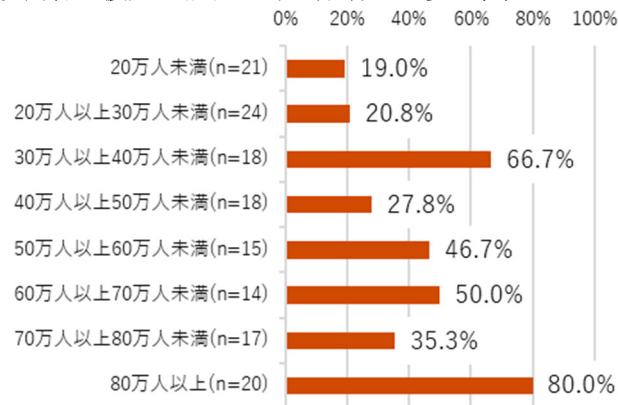
図表 74 管轄区域の総人口ごとの児童福祉司についての体制上の課題<経験年数の浅い児童福祉司が増加しており、知識やスキルの向上が必要>



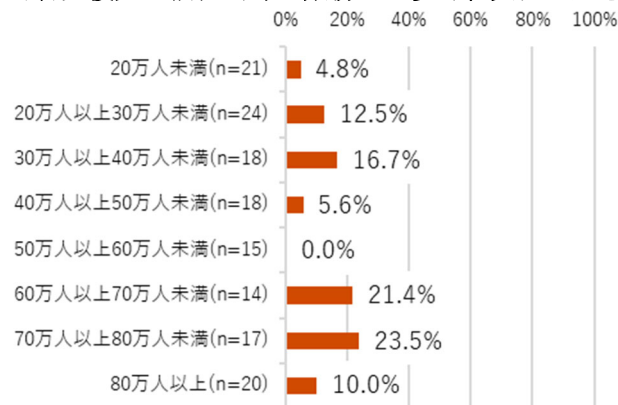
図表 75 管轄区域の総人口ごとの児童福祉司についての体制上の課題<児童福祉司に対して助言・指導する立場の職員（児童福祉司 SV 等）が足りない>



図表 76 管轄区域の総人口ごとの児童福祉司についての体制上の課題
 <里親養育支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい>



図表 77 管轄区域の総人口ごとの児童福祉司についての体制上の課題
 <市町村支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい>



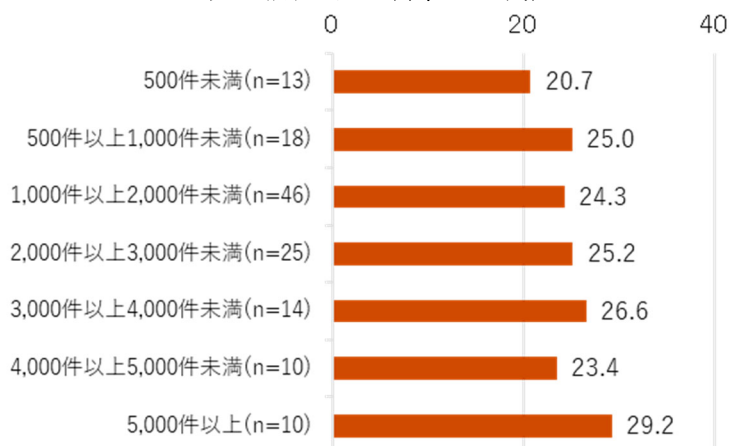
Ⅷ. 相談受付件数ごとの分析

① 相談受付件数ごとの超過勤務時間（令和6年度）

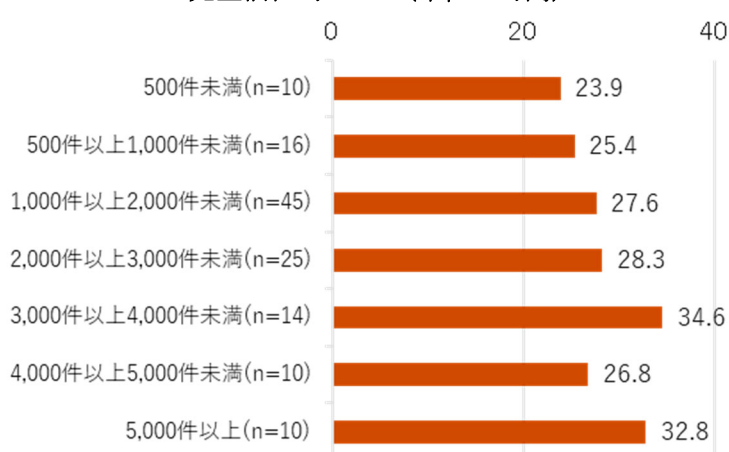
相談受付件数ごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）は図表78から図表81までのとおりである。

相談受付件数が5,000件以上の場合、児童福祉司、里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司において最も超過勤務時間が長くなっている。

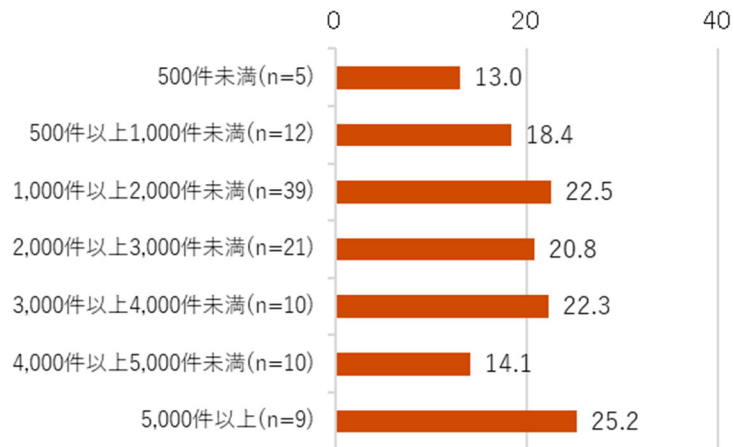
図表78 相談受付件数ごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）
<児童福祉司>（単位：時間）



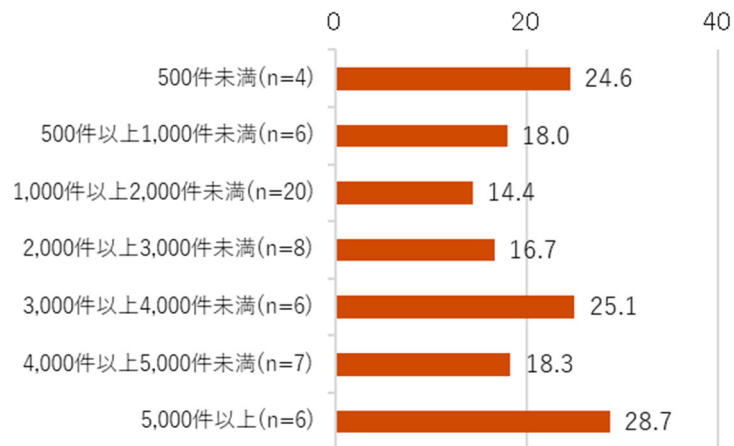
図表79 相談受付件数ごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）
<児童福祉司SV>（単位：時間）



図表 80 相談受付件数ごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）
 <里親養育支援児童福祉司>（単位：時間）



図表 81 相談受付件数ごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）
 <市町村支援児童福祉司>（単位：時間）

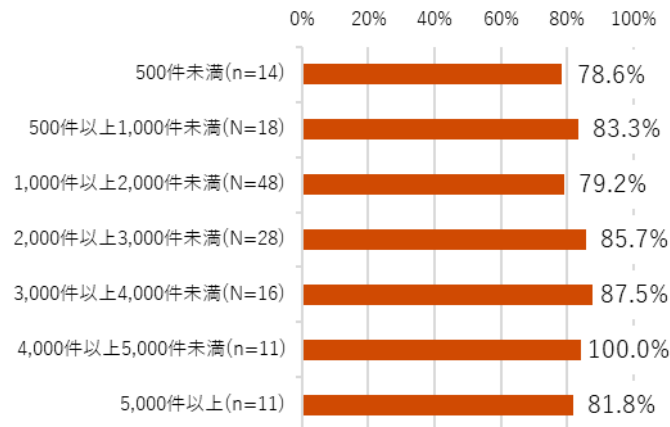


② 相談受付件数ごとの児童福祉司についての体制上の課題

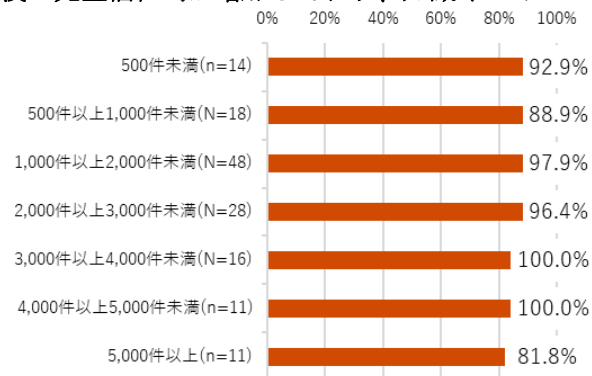
相談受付件数ごとの児童福祉司についての体制上の課題は図表 82 から図表 86 までのとおりである。

「人員が不足している」、「経験年数の浅い児童福祉司が増加しており、知識やスキルの向上が必要」及び「児童福祉司に対して助言・指導する立場の職員（児童福祉司 SV 等）が足りない」については、いずれの相談受付件数規模においても高い割合を示している。

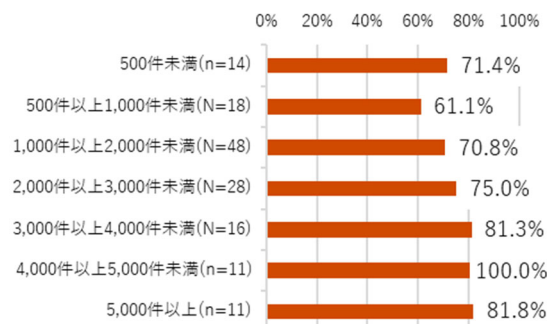
図表 82 相談受付件数ごとの児童福祉司についての体制上の課題<人員が不足している>



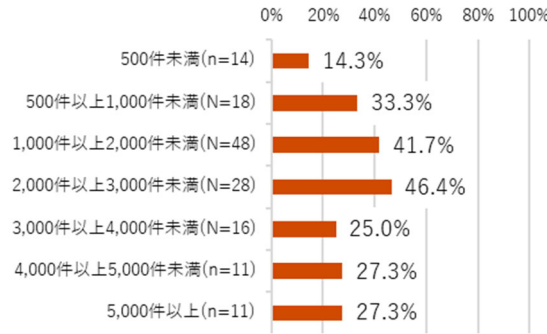
図表 83 相談受付件数ごとの児童福祉司についての体制上の課題
<経験年数の浅い児童福祉司が増加しており、知識やスキルの向上が必要>



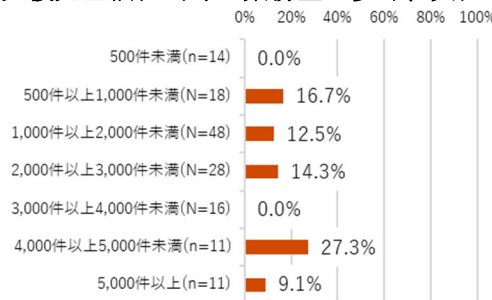
図表 84 相談受付件数ごとの児童福祉司についての体制上の課題
<児童福祉司に対して助言・指導する立場の職員（児童福祉司 SV 等）が足りない>



図表 85 相談受付件数ごとの児童福祉司についての体制上の課題
 <里親養育支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい>



図表 86 相談受付件数ごとの児童福祉司についての体制上の課題
 <市町村支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい>

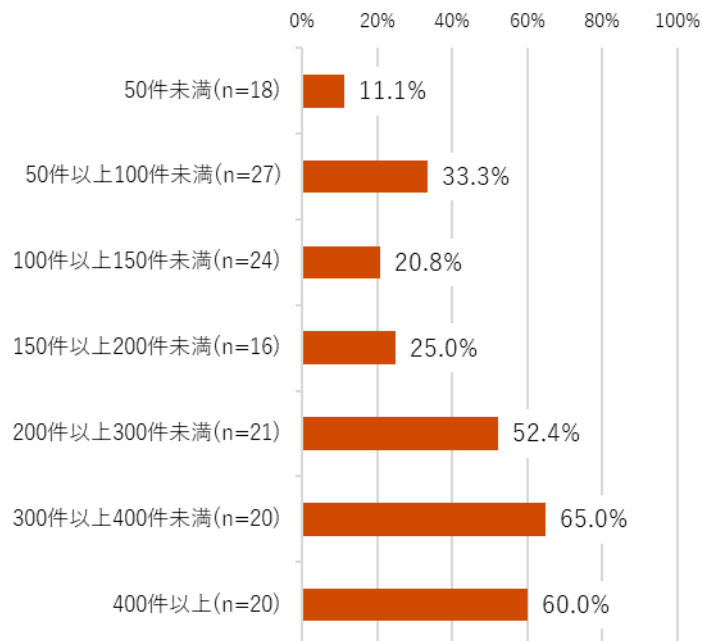


IX. 一時保護対応件数ごとの分析

① 一時保護対応件数（令和6年度実績）ごとの司法審査対応職員の配置

一時保護対応件数ごとの司法審査対応職員の配置状況は、図表 87 のとおりである。一時保護対応件数が多い児童相談所ほど、司法審査対応職員を配置している傾向が窺える。

図表 87 一時保護対応件数（令和6年度実績）ごとの司法審査対応職員の配置状況

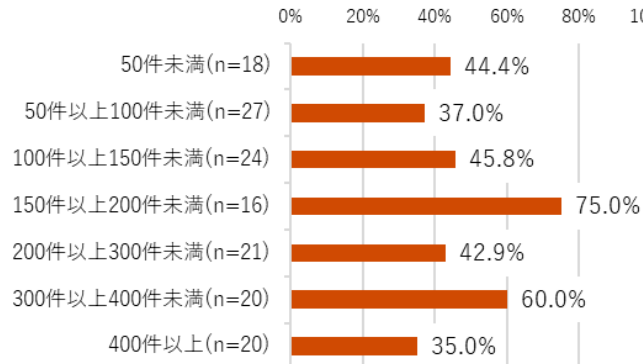


② 一時保護対応件数（令和6年度実績）ごとの司法審査対応に係る対応の課題

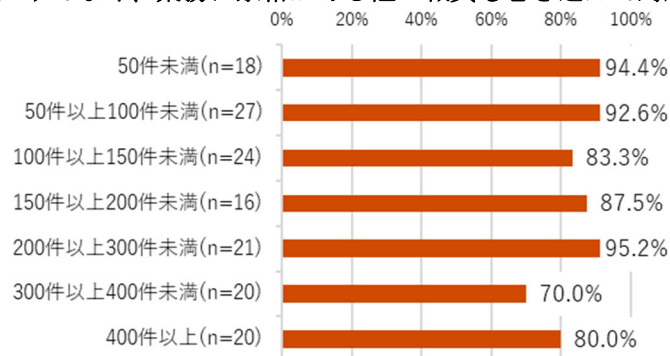
一時保護対応件数（令和6年度実績）ごとの司法審査対応に係る対応の課題は、図表 88 から図表 92 までのとおりである。

一時保護対応件数に関わらず、「時間的な制約から、当該児童の担当者だけでなく、業務に余裕がある他の職員も巻き込んで対応する必要がある」又は「時間的な制約から、優先的に司法審査に係る対応をする必要があり、他の業務を行う時間がなくなる」と回答する割合が高くなっている。

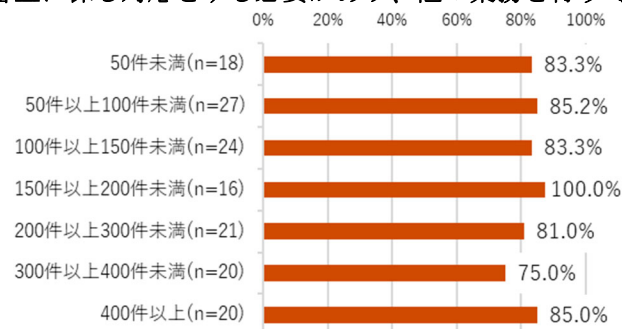
図表 88 一時保護対応件数（令和6年度実績）ごとの司法審査対応に係る対応の課題
 <司法審査の施行により業務量が増加し、現在の職員数では対応が難しい>



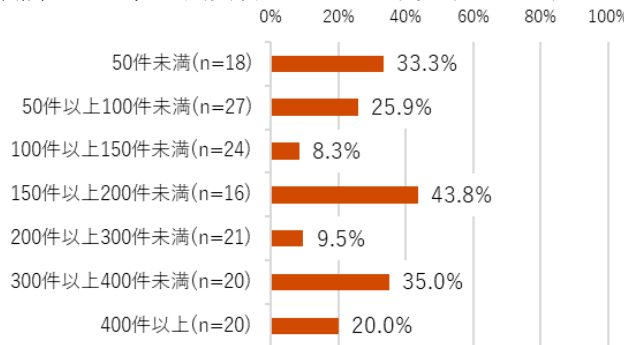
図表 89 一時保護対応件数（令和6年度実績）ごとの司法審査対応に係る対応の課題<時間的な制約から、当該児童の担当者だけでなく、業務に余裕がある他の職員も巻き込んで対応する必要がある>



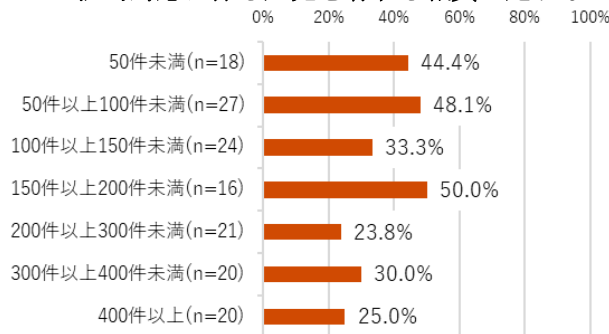
図表 90 一時保護対応件数（令和6年度実績）ごとの司法審査対応に係る対応の課題<時間的な制約から、優先的に司法審査に係る対応をする必要があり、他の業務を行う時間がなくなる>



図表 91 一時保護対応件数（令和 6 年度実績）ごとの司法審査対応に係る対応の課題
 <裁判所が遠く、提出資料の持込に時間を割く必要がある>



図表 92 一時保護対応件数（令和 6 年度実績）ごとの司法審査対応に係る対応の課題
 <法的対応に係る知見を有する職員が足りない>

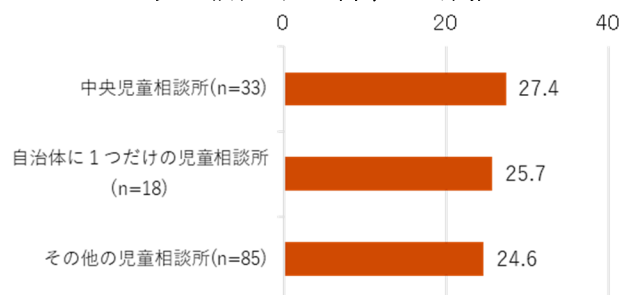


X. 児童相談所の位置づけごとの分析

① 児童相談所の位置づけごとの超過勤務時間（令和 6 年度）

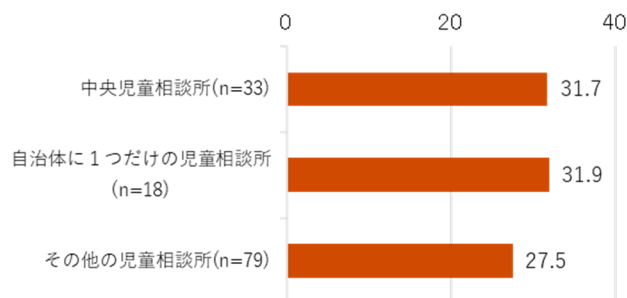
児童相談所の位置づけごとの超過勤務時間（令和 6 年度・1 人当たり月平均）は、図表 93 から図表 96 までとおりである。児童福祉司及び児童福祉司 SV については、「中央児童相談所」と「自治体に 1 つだけの児童相談所」の超過勤務時間が、「その他の児童相談所」よりも多くなっている。

図表 93 児童相談所の位置づけごとの超過勤務時間（令和 6 年度・1 人当たり月平均）
 <児童福祉司>（単位：時間）



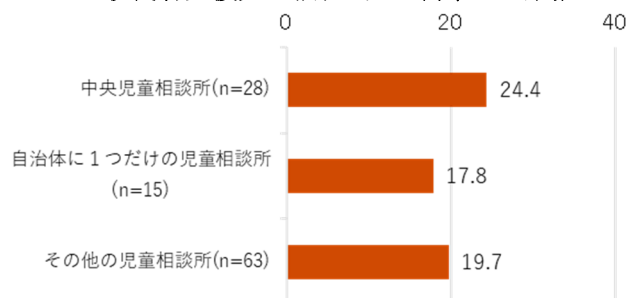
図表 94 児童相談所の位置づけごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）

<児童福祉司SV>（単位：時間）



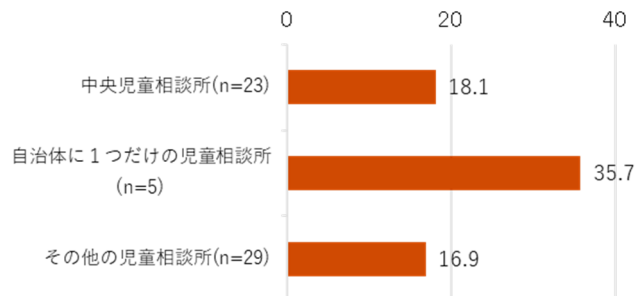
図表 95 児童相談所の位置づけごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）

<里親養育支援児童福祉司>（単位：時間）



図表 96 児童相談所の位置づけごとの超過勤務時間（令和6年度・1人当たり月平均）

<里親養育支援児童福祉司>（単位：時間）

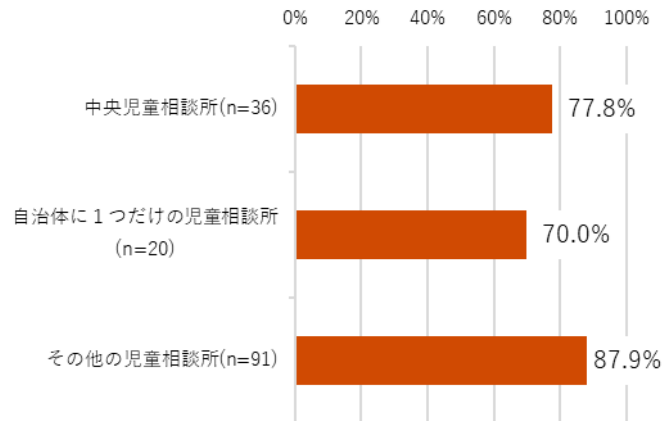


③ 児童相談所の位置づけごとの児童福祉司についての体制上の課題

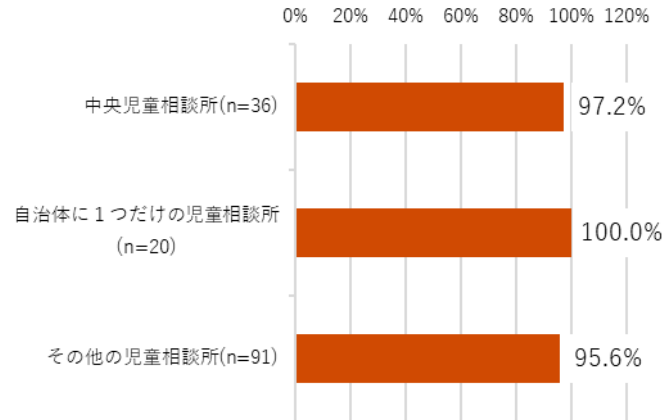
児童相談所の位置づけごとの児童福祉司についての体制上の課題は、図表 97 から図表 101 までのとおりである。

「人員が不足している」については、中央児童相談所と自治体に 1 つだけの児童相談所において、17.9 ポイントの差が見られた。一方、その他の課題については、児童相談所の位置づけによって、大きな差は見られなかった。

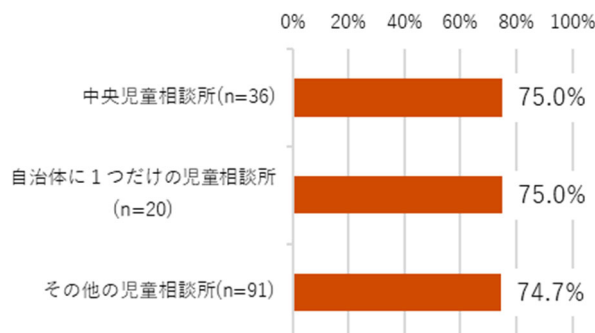
図表 97 児童相談所の位置づけごとの児童福祉司についての体制上の課題<人員が不足している>



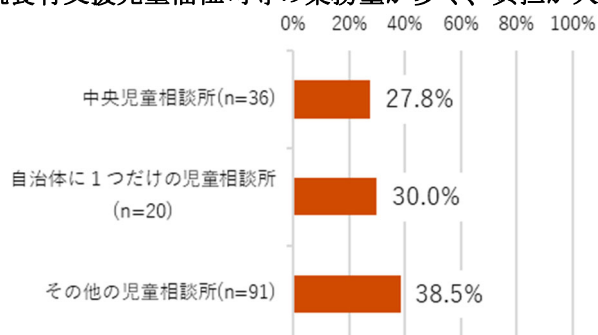
図表 98 児童相談所の位置づけごとの児童福祉司についての体制上の課題<経験年数の浅い児童福祉司が増加しており、知識やスキルの向上が必要>



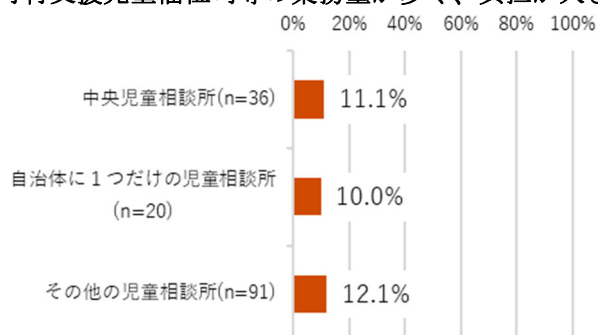
図表 99 児童相談所の位置づけごとの児童福祉司についての体制上の課題<児童福祉司に対して助言・指導する立場の職員 (児童福祉司 SV 等) が足りない>



図表 100 児童相談所の位置づけごとの児童福祉司についての体制上の課題
 <里親養育支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい>



図表 101 児童相談所の位置づけごとの児童福祉司についての体制上の課題
 <市町村支援児童福祉司等の業務量が多く、負担が大きい>



3. 児童福祉司等に関するタイムスタディ調査

本章では、全国の児童相談所を対象とした質問紙調査の内容とその結果について記載する。

(1) 調査概要

① 調査対象

全国の児童福祉司、児童福祉司SV、里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司 計82名
(児童福祉司46名、児童福祉司SV16名、里親養育支援児童福祉司13名、市町村支援児童福祉司7名)

② 調査方法

Microsoft Excelにより作成した調査票へ調査対象が回答を入力する自計式調査

③ 調査期間

令和7年12月1日から12月26日の間の土日を含む連続した14日間

④ 調査項目

- ・ 調査対象の概要（職種、経験年数、担当ケース数、担当ケースワーカー数、管内里親登録数、管内市町村数 等）
- ・ 日ごと・時間帯別の従事業務と業務に要した時間
- ・ 業務ごとの精神的な負担の大きさ

なお、日ごと・時間帯別の従事業務と業務に要した時間を回答いただくに当たり、令和3年度の先行研究で使用した業務種別を基に、特に今回新たに調査対象とした里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を念頭に置いた業務種別を新たに設定した。

(2) 調査結果

児童福祉司等に関するタイムスタディ調査の結果は下記のとおりである。

I 回答者の基本情報

回答者の担当ケース数、担当ケースワーカー数（児童福祉司 SV のみ）、管内の里親登録数（市町村支援児童福祉司のみ）、管内市町村数（市町村支援児童福祉司のみ）は、図表 102 のとおりである。

図表 102 回答者の基本情報

		全体	児童福祉司	児童福祉司 SV	里親養育支援児童福祉司	市町村支援児童福祉司
回答者数		82 人	46 人	16 人	13 人	7 人
担当ケース数 (相談種別ごと)	ケース総数※	17.1 件	25.2 件	8.9 件	8.8 件	0 件
	養護（虐待）	10.9 件	16.8 件	6.6 件	1.4 件	0 件
	養護（その他）	3.8 件	5.5 件	1.7 件	2.9 件	0 件
	保健相談	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	障害相談	0.5 件	0.8 件	0.3 件	0.2 件	0 件
	非行相談	0.7 件	1.2 件	0.3 件	0.0 件	0 件
	育成相談	0.2 件	0.3 件	0.0 件	0.1 件	0 件
	その他の相談	1.0 件	0.6 件	0.0 件	4.2 件	0 件
担当ケース数 (児童の措置状況等ごと)	入所措置	4.0 件	6.3 件	1.3 件	1.4 件	0 件
	里親・FH	2.3 件	1.8 件	0.7 件	7.1 件	0 件
	在宅支援	7.0 件	10.9 件	4.7 件	0.4 件	0 件
	援助方針未決定	3.8 件	6.1 件	2.1 件	0.0 件	0 件
担当ケースワーカー数（SV のみ）		—	—	—	4.9 人	—
里親登録数 (里親養育支援児童福祉司のみ)		—	—	—	171.9 件	—
管内市町村数 (市町村支援児童福祉司のみ)		—	—	—	—	20.1 か所

※先行調査における「児童福祉司」の平均担当ケース数は 47.0 件であった。

Ⅱ 業務別の1人1日当たり従事時間数(分)

本調査では、連続する14日間における業務ごとの従事時間を把握した。その結果から、1人1日当たりの従事時間数を集計した。調査対象全体の集計結果及び職種別の集計結果は、図表103から図表107までのとおりである。

① 調査対象全体

調査対象全体では、1人1日当たりの総業務時間は561.9分であった。

業務種別ごとに見ると、「資料作成・確認1(個別ケースの記録や資料)」が平均90.0分と最も長く、次いで「移動(司法審査に係る対応を除く)」が同60.1分、「資料作成・確認2(面接時の記録や資料)」が同45.8分と長くなっている。

図表 103 業務別の1人1日当たり従事時間(分) <調査対象全体>

業務	中央値(分)	平均(分)	平均の構成比
01 虐待が疑われる事例等への電話対応	0.0	7.0	1.2%
02 インテーク	0.0	1.1	0.2%
03 助言指導1(児童との面接)	13.4	17.5	3.1%
04 助言指導2(保護者との面接)	29.5	32.3	5.8%
05 助言指導3(児童との電話)	0.0	0.7	0.1%
06 助言指導4(保護者との電話)	8.4	15.9	2.8%
07 安全確認(48時間ルール対応)等の初期調査	0.0	2.3	0.4%
08 心理検査・心理面接への同席	0.0	0.8	0.1%
09 心理治療・カウンセリングへの同席	0.0	0.2	0.0%
10 診察・医学的検査への同席	0.0	2.6	0.5%
11 所内協議1(受理会議・緊急受理会議)	5.5	7.8	1.4%
12 所内協議2(援助方針会議)	8.4	13.9	2.5%
13 所内協議3(ケースに関する協議・打合せ)	13.5	22.1	3.9%
14 所内協議4(司法審査に係る協議・打合せ)	0.0	0.1	0.0%
15 所内協議5(その他)	4.0	7.8	1.4%
16 所外協議1(学校・保育所等との協議・打合せ)	0.3	5.4	1.0%
17 所外協議2(児童養護施設、里親等との協議・打合せ)	3.5	9.4	1.7%
18 所外協議3(他の児童相談所との協議・打合せ)	0.0	3.0	0.5%
19 所外会議4(要保護児童対策地域協議会)	0.0	3.4	0.6%
20 所外協議5(市町村との協議・打合せ)	0.0	6.1	1.1%
21 所外協議6(警察との協議・打合せ)	0.0	1.5	0.3%
22 所外協議7(医療機関との協議・打合せ)	0.0	3.3	0.6%
23 所外協議8(弁護士との協議・打合せ)	0.0	0.5	0.1%
24 所外協議9(司法審査に係る裁判所との打合せ)	0.0	0.4	0.1%
25 所外協議10(その他関係機関との協議・打合せ)	0.0	2.9	0.5%
26 所外協議11(複数の関係機関との協議・打合せ)	0.0	3.4	0.6%
27 所外協議12(その他)	0.0	1.4	0.2%
28 資料作成・確認1(個別ケースの記録や資料)	79.8	90.0	16.0%
29 資料作成・確認2(面接時の記録や資料)	23.0	45.8	8.1%
30 資料作成・確認3(司法審査に係る資料)	0.0	0.8	0.1%
31 資料作成・確認4(裁判所に提出する資料)	0.0	3.0	0.5%
32 資料作成・確認5(児福審に提出する資料)	0.0	1.0	0.2%
33 資料作成・確認6(情報開示請求・行政不服審査等への対応)	0.0	0.6	0.1%
34 資料作成・確認7(その他)	10.0	33.0	5.9%
35 法律に基づく安全確認(出頭要求、立入検査、臨検・捜索等)	0.0	0.0	0.0%

36 スーパーバイズ	0.0	12.8	2.3%
37 移動（司法審査に係る移動を除く）	53.6	60.1	10.7%
38 移動（司法審査に係る移動）	0.0	0.9	0.2%
39 子どもの移送（一時保護以外）	0.0	3.9	0.7%
40 一時保護対応 1（こどもの生活・学習指導）	0.0	2.1	0.4%
41 一時保護対応 2（一時保護所等との連絡調整）	0.0	2.6	0.5%
42 一時保護対応 3（一時保護委託先の開拓）	0.0	0.0	0.0%
43 一時保護対応 4（一時保護先との連絡調整）	0.0	1.5	0.3%
44 中央児童相談所としての業務 1（連絡調整）	0.0	2.8	0.5%
45 中央児童相談所としての業務 2（技術的援助）	0.0	0.0	0.0%
46 中央児童相談所としての業務 3（情報提供）	0.0	0.5	0.1%
47 中央児童相談所としての業務 4（措置の調整）	0.0	0.0	0.0%
48 中央児童相談所としての業務 5（その他）	0.0	6.3	1.1%
49 里親の認定・登録に関する事務	0.0	8.4	1.5%
50 里親委託措置の決定・解除に関する事務	0.0	0.4	0.1%
51 里親指導・連絡調整	0.0	6.7	1.2%
52 里親委託に向けた児童のアセスメント・里親との調整	0.0	2.5	0.4%
53 里親へ委託措置している児童との面接	0.0	1.2	0.2%
54 里親のレスパイト・ケアの調整	0.0	1.3	0.2%
55 新規里親の開拓	0.0	0.7	0.1%
56 里親候補者への週末里親等の調整	0.0	0.0	0.0%
57 里親への研修	0.0	2.2	0.4%
58 里親委託の推進	0.0	1.6	0.3%
59 里親サロンの運営（里親の相互交流）	0.0	1.3	0.2%
60 里親支援業務の委託先との連絡・調整	0.0	2.9	0.5%
61 市町村からの相談に対する助言・情報提供	0.0	4.5	0.8%
62 市町村職員に対する研修の企画・実施	0.0	3.6	0.6%
63 市町村間の連絡調整	0.0	1.6	0.3%
64 市町村が企画・実施する市町村職員研修への助言	0.0	0.2	0.0%
65 市町村子ども家庭センターの整備に関する助言・情報提供	0.0	0.4	0.1%
66 市町村子ども家庭センターとの連絡調整	0.0	2.4	0.4%
67 市町村と他機関との連絡調整	0.0	4.1	0.7%
68 研修	18.1	37.1	6.6%
69 整理、清掃、片付け	0.0	4.8	0.9%
70 その他	13.4	33.7	6.0%
1人1日当たり総業務時間	—	561.9	100%

② 児童福祉司

「児童福祉司」では、1人1日当たりの総業務時間は569.7分であった。

業務種別ごとに見ると、「資料作成・確認1(個別ケースの記録や資料)」が平均124.4分と最も長く、次いで「移動(司法審査に係る対応を除く)」が同67.7分、「資料作成・確認2(面接時の記録や資料)」が同66.7分と長くなっている。

図表 104 業務別の1人1日当たり従事時間(分) <児童福祉司>

業務	中央値(分)	平均(分)	平均の構成比
01 虐待が疑われる事例等への電話対応	2	9.6	1.7%
02 インテーク	0	1.1	0.2%
03 助言指導1(児童との面接)	20.8	26.8	4.7%
04 助言指導2(保護者との面接)	40.8	42.1	7.4%
05 助言指導3(児童との電話)	0	1.1	0.2%
06 助言指導4(保護者との電話)	17.6	24.9	4.4%
07 安全確認(48時間ルール対応)等の初期調査	0	2.6	0.5%
08 心理検査・心理面接への同席	0	1.1	0.2%
09 心理治療・カウンセリングへの同席	0	0.4	0.1%
10 診察・医学的検査への同席	0	4.5	0.8%
11 所内協議1(受理会議・緊急受理会議)	4.5	5.9	1.0%
12 所内協議2(援助方針会議)	8.4	13.1	2.3%
13 所内協議3(ケースに関する協議・打合せ)	12.9	18.5	3.2%
14 所内協議4(司法審査に係る協議・打合せ)	0	0.1	0.0%
15 所内協議5(その他)	3	4.2	0.7%
16 所外協議1(学校・保育所等との協議・打合せ)	3	7.6	1.3%
17 所外協議2(児童養護施設、里親等との協議・打合せ)	67	11.2	2.0%
18 所外協議3(他の児童相談所との協議・打合せ)	0	1.7	0.3%
19 所外会議4(要保護児童対策地域協議会)	0	2.6	0.4%
20 所外協議5(市町村との協議・打合せ)	2.4	7.7	1.3%
21 所外協議6(警察との協議・打合せ)	0	1.2	0.2%
22 所外協議7(医療機関との協議・打合せ)	0	4.1	0.7%
23 所外協議8(弁護士との協議・打合せ)	0	0.1	0.0%
24 所外協議9(司法審査に係る裁判所との打合せ)	0	0.5	0.1%
25 所外協議10(その他関係機関との協議・打合せ)	0	2.4	0.4%
26 所外協議11(複数の関係機関との協議・打合せ)	0	2.7	0.5%
27 所外協議12(その他)	0	0.9	0.2%
28 資料作成・確認1(個別ケースの記録や資料)	133.7	124.4	21.8%
29 資料作成・確認2(面接時の記録や資料)	52.5	66.7	11.7%
30 資料作成・確認3(司法審査に係る資料)	0	0.6	0.1%
31 資料作成・確認4(裁判所に提出する資料)	0	1.5	0.3%
32 資料作成・確認5(児福審に提出する資料)	0	0.1	0.0%
33 資料作成・確認6(情報開示請求・行政不服審査等への対応)	0	0.0	0.0%
34 資料作成・確認7(その他)	3.4	16.7	2.9%
35 法律に基づく安全確認(出頭要求、立入検査、臨検・捜索等)	0	0.0	0.0%

36 スーパーバイズ	0	2.9	0.5%
37 移動（司法審査に係る移動を除く）	64.8	67.7	11.9%
38 移動（司法審査に係る移動）	0	1.2	0.2%
39 子どもの移送（一時保護以外）	0	4.9	0.9%
40 一時保護対応 1（こどもの生活・学習指導）	0	2.3	0.4%
41 一時保護対応 2（一時保護所等との連絡調整）	0	3.0	0.5%
42 一時保護対応 3（一時保護委託先の開拓）	0	0.0	0.0%
43 一時保護対応 4（一時保護先との連絡調整）	0	0.8	0.1%
44 中央児童相談所としての業務 1（連絡調整）	0	4.2	0.7%
45 中央児童相談所としての業務 2（技術的援助）	0	0.0	0.0%
46 中央児童相談所としての業務 3（情報提供）	0	0.8	0.1%
47 中央児童相談所としての業務 4（措置の調整）	0	0.0	0.0%
48 中央児童相談所としての業務 5（その他）	0	2.2	0.4%
49 里親の認定・登録に関する事務	0	0.0	0.0%
50 里親委託措置の決定・解除に関する事務	0	0.1	0.0%
51 里親指導・連絡調整	0	1.3	0.2%
52 里親委託に向けた児童のアセスメント・里親との調整	0	0.1	0.0%
53 里親へ委託措置している児童との面接	0	0.3	0.1%
54 里親のレスパイト・ケアの調整	0	0.0	0.0%
55 新規里親の開拓	0	0.0	0.0%
56 里親候補者への週末里親等の調整	0	0.0	0.0%
57 里親への研修	0	0.0	0.0%
58 里親委託の推進	0	0.0	0.0%
59 里親サロンの運営（里親の相互交流）	0	0.0	0.0%
60 里親支援業務の委託先との連絡・調整	0	0.0	0.0%
61 市町村からの相談に対する助言・情報提供	0	1.5	0.3%
62 市町村職員に対する研修の企画・実施	0	0.5	0.1%
63 市町村間の連絡調整	0	0.3	0.1%
64 市町村が企画・実施する市町村職員研修への助言	0	0.0	0.0%
65 市町村子ども家庭センターの整備に関する助言・情報提供	0	0.0	0.0%
66 市町村子ども家庭センターとの連絡調整	0	3.0	0.5%
67 市町村と他機関との連絡調整	0	4.4	0.8%
68 研修	17.8	36.6	6.4%
69 整理、清掃、片付け	0	5.2	0.9%
70 その他	7.8	17.8	3.1%
1人1日当たり総業務時間	—	569.7	100%

③ 児童福祉司 SV

「児童福祉司 SV」では、1人1日当たりの総業務時間は582.2分であった。

業務種別ごとに見ると、「資料作成・確認1(個別ケースの記録や資料)」が平均74.0分と最も長く、次いで「スーパーバイズ」が同54.5分、「移動(司法審査に係る対応を除く)」が同54.0分と長くなっている。

図表 105 業務別の1人1日当たり従事時間(分) <児童福祉司 SV>

業務	中央値(分)	平均(分)	平均の構成比
01 虐待が疑われる事例等への電話対応	0	3.5	0.6%
02 インテーク	0	1.3	0.2%
03 助言指導1(児童との面接)	5.5	10.5	1.8%
04 助言指導2(保護者との面接)	39	38.2	6.6%
05 助言指導3(児童との電話)	0	0.3	0.0%
06 助言指導4(保護者との電話)	5.5	7.1	1.2%
07 安全確認(48時間ルール対応)等の初期調査	0	3.0	0.5%
08 心理検査・心理面接への同席	0	1.3	0.2%
09 心理治療・カウンセリングへの同席	0	0.0	0.0%
10 診察・医学的検査への同席	0	0.2	0.0%
11 所内協議1(受理会議・緊急受理会議)	18.8	18.3	3.1%
12 所内協議2(援助方針会議)	21.8	26.2	4.5%
13 所内協議3(ケースに関する協議・打合せ)	26.0	49.0	8.4%
14 所内協議4(司法審査に係る協議・打合せ)	0	0.4	0.1%
15 所内協議5(その他)	13.5	16.8	2.9%
16 所外協議1(学校・保育所等との協議・打合せ)	2.5	6.0	1.0%
17 所外協議2(児童養護施設、里親等との協議・打合せ)	3.5	7.5	1.3%
18 所外協議3(他の児童相談所との協議・打合せ)	0.8	5.1	0.9%
19 所外会議4(要保護児童対策地域協議会)	4.5	7.4	1.3%
20 所外協議5(市町村との協議・打合せ)	4.5	5.9	1.0%
21 所外協議6(警察との協議・打合せ)	0	3.9	0.7%
22 所外協議7(医療機関との協議・打合せ)	0	4.8	0.8%
23 所外協議8(弁護士との協議・打合せ)	0	1.8	0.3%
24 所外協議9(司法審査に係る裁判所との打合せ)	0	0.4	0.1%
25 所外協議10(その他関係機関との協議・打合せ)	0	3.6	0.6%
26 所外協議11(複数の関係機関との協議・打合せ)	0	7.2	1.2%
27 所外協議12(その他)	0	0.5	0.1%
28 資料作成・確認1(個別ケースの記録や資料)	72.3	74.0	12.7%
29 資料作成・確認2(面接時の記録や資料)	11.8	23.3	4.0%
30 資料作成・確認3(司法審査に係る資料)	0	2.3	0.4%
31 資料作成・確認4(裁判所に提出する資料)	0	4.4	0.8%
32 資料作成・確認5(児福審に提出する資料)	0	1.6	0.3%
33 資料作成・確認6(情報開示請求・行政不服審査等への対応)	0	0.0	0.0%
34 資料作成・確認7(その他)	16.5	33.6	5.8%
35 法律に基づく安全確認(出頭要求、立入検査、臨検・捜索等)	0	0.0	0.0%

36 スーパーバイズ	53	54.5	9.4%
37 移動（司法審査に係る移動を除く）	51.8	54.0	9.3%
38 移動（司法審査に係る移動）	0	1.2	0.2%
39 子どもの移送（一時保護以外）	0	1.3	0.2%
40 一時保護対応 1（こどもの生活・学習指導）	0	3.4	0.6%
41 一時保護対応 2（一時保護所等との連絡調整）	0	3.1	0.5%
42 一時保護対応 3（一時保護委託先の開拓）	0	0.1	0.0%
43 一時保護対応 4（一時保護先との連絡調整）	0	1.1	0.2%
44 中央児童相談所としての業務 1（連絡調整）	0	1.1	0.2%
45 中央児童相談所としての業務 2（技術的援助）	0	0.0	0.0%
46 中央児童相談所としての業務 3（情報提供）	0	0.1	0.0%
47 中央児童相談所としての業務 4（措置の調整）	0	0.0	0.0%
48 中央児童相談所としての業務 5（その他）	0	5.6	1.0%
49 里親の認定・登録に関する事務	0	1.1	0.2%
50 里親委託措置の決定・解除に関する事務	0	0.0	0.0%
51 里親指導・連絡調整	0	0.0	0.0%
52 里親委託に向けた児童のアセスメント・里親との調整	0	0.5	0.1%
53 里親へ委託措置している児童との面接	0	0.0	0.0%
54 里親のレスパイト・ケアの調整	0	0.2	0.0%
55 新規里親の開拓	0	0.5	0.1%
56 里親候補者への週末里親等の調整	0	0.0	0.0%
57 里親への研修	0	0.0	0.0%
58 里親委託の推進	0	0.0	0.0%
59 里親サロンの運営（里親の相互交流）	0	0.0	0.0%
60 里親支援業務の委託先との連絡・調整	0	0.0	0.0%
61 市町村からの相談に対する助言・情報提供	0	1.8	0.3%
62 市町村職員に対する研修の企画・実施	0	0.0	0.0%
63 市町村間の連絡調整	0	0.7	0.1%
64 市町村が企画・実施する市町村職員研修への助言	0	0.0	0.0%
65 市町村子ども家庭センターの整備に関する助言・情報提供	0	0.0	0.0%
66 市町村子ども家庭センターとの連絡調整	0	0.1	0.0%
67 市町村と他機関との連絡調整	0	0.1	0.0%
68 研修	9	19.0	3.3%
69 整理、清掃、片付け	4.4	7.5	1.3%
70 その他	15.5	56.1	9.6%
1人1日当たり総業務時間	—	582.2	100%

④ 里親養育支援児童福祉司

「里親養育支援児童福祉司」では、1人1日当たりの総業務時間は536.2分であった。

業務種別ごとに見ると、「研修」が平均64.0分と最も長く、次いで「移動（司法審査に係る対応を除く）」が同58.0分、「資料作成・確認7（その他）」が同56.5分と長くなっている。

図表 106 業務別の1人1日当たり従事時間(分) <里親養育支援児童福祉司>

業務	中央値(分)	平均(分)	平均の構成比
01 虐待が疑われる事例等への電話対応	0	0.7	0.1%
02 インテーク	0	0.6	0.1%
03 助言指導1(児童との面接)	0	3.7	0.7%
04 助言指導2(保護者との面接)	0	8.4	1.6%
05 助言指導3(児童との電話)	0	0.0	0.0%
06 助言指導4(保護者との電話)	0	4.0	0.7%
07 安全確認(48時間ルール対応)等の初期調査	0	0.0	0.0%
08 心理検査・心理面接への同席	0	0.0	0.0%
09 心理治療・カウンセリングへの同席	0	0.0	0.0%
10 診察・医学的検査への同席	0	0.5	0.1%
11 所内協議1(受理会議・緊急受理会議)	0	3.0	0.6%
12 所内協議2(援助方針会議)	0	6.5	1.2%
13 所内協議3(ケースに関する協議・打合せ)	3.3	9.5	1.8%
14 所内協議4(司法審査に係る協議・打合せ)	0	0.0	0.0%
15 所内協議5(その他)	0	7.2	1.3%
16 所外協議1(学校・保育所等との協議・打合せ)	0	0.0	0.0%
17 所外協議2(児童養護施設、里親等との協議・打合せ)	0	10.2	1.9%
18 所外協議3(他の児童相談所との協議・打合せ)	0	4.8	0.9%
19 所外会議4(要保護児童対策地域協議会)	0	0.0	0.0%
20 所外協議5(市町村との協議・打合せ)	0	0.0	0.0%
21 所外協議6(警察との協議・打合せ)	0	0.0	0.0%
22 所外協議7(医療機関との協議・打合せ)	0	0.0	0.0%
23 所外協議8(弁護士との協議・打合せ)	0	0.7	0.1%
24 所外協議9(司法審査に係る裁判所との打合せ)	0	0.0	0.0%
25 所外協議10(その他関係機関との協議・打合せ)	0	5.2	1.0%
26 所外協議11(複数の関係機関との協議・打合せ)	0	1.0	0.2%
27 所外協議12(その他)	0	0.4	0.1%
28 資料作成・確認1(個別ケースの記録や資料)	13.5	35.5	6.6%
29 資料作成・確認2(面接時の記録や資料)	0	23.9	4.5%
30 資料作成・確認3(司法審査に係る資料)	0	0.0	0.0%
31 資料作成・確認4(裁判所に提出する資料)	0	8.1	1.5%
32 資料作成・確認5(児福審に提出する資料)	0	3.6	0.7%
33 資料作成・確認6(情報開示請求・行政不服審査等への対応)	0	4.0	0.7%
34 資料作成・確認7(その他)	22	56.5	10.5%
35 法律に基づく安全確認(出頭要求、立入検査、臨検・捜索等)	0	0.0	0.0%

36 スーパーバイズ	0	2.1	0.4%
37 移動（司法審査に係る移動を除く）	61.7	58.0	10.8%
38 移動（司法審査に係る移動）	0	0.0	0.0%
39 子どもの移送（一時保護以外）	0	5.6	1.1%
40 一時保護対応 1（こどもの生活・学習指導）	0	0.5	0.1%
41 一時保護対応 2（一時保護所等との連絡調整）	0	0.1	0.0%
42 一時保護対応 3（一時保護委託先の開拓）	0	0.0	0.0%
43 一時保護対応 4（一時保護先との連絡調整）	0	4.9	0.9%
44 中央児童相談所としての業務 1（連絡調整）	0	0.3	0.1%
45 中央児童相談所としての業務 2（技術的援助）	0	0.0	0.0%
46 中央児童相談所としての業務 3（情報提供）	0	0.0	0.0%
47 中央児童相談所としての業務 4（措置の調整）	0	0.0	0.0%
48 中央児童相談所としての業務 5（その他）	0	1.0	0.2%
49 里親の認定・登録に関する事務	40.5	50.9	9.5%
50 里親委託措置の決定・解除に関する事務	0	2.5	0.5%
51 里親指導・連絡調整	32	37.2	6.9%
52 里親委託に向けた児童のアセスメント・里親との調整	10	14.3	2.7%
53 里親へ委託措置している児童との面接	0	6.3	1.2%
54 里親のレスパイト・ケアの調整	0	3.1	0.6%
55 新規里親の開拓	0	3.5	0.7%
56 里親候補者への週末里親等の調整	0	0.0	0.0%
57 里親への研修	0	13.5	2.5%
58 里親委託の推進	0	10.0	1.9%
59 里親サロンの運営（里親の相互交流）	0	8.0	1.5%
60 里親支援業務の委託先との連絡・調整	12	18.0	3.4%
61 市町村からの相談に対する助言・情報提供	0	1.2	0.2%
62 市町村職員に対する研修の企画・実施	0	0.0	0.0%
63 市町村間の連絡調整	0	0.5	0.1%
64 市町村が企画・実施する市町村職員研修への助言	0	0.0	0.0%
65 市町村子ども家庭センターの整備に関する助言・情報提供	0	0.0	0.0%
66 市町村子ども家庭センターとの連絡調整	0	0.0	0.0%
67 市町村と他機関との連絡調整	0	5.9	1.1%
68 研修	31.5	64.0	11.9%
69 整理、清掃、片付け	0	0.2	0.0%
70 その他	30	26.5	5.0%
1人1日当たり総業務時間	—	536.2	100%

⑤ 市町村支援児童福祉司

「市町村支援児童福祉司」では、1人1日当たりの総業務時間は512.1分であった。

業務種別ごとに見ると、「資料作成・確認7(その他)」が平均94.1分と最も長く、次いで「48中央児童相談所としての業務5(その他)」が同44.3分、「市町村職員に対する研修の企画・実施」が同38.6分と長くなっている。

図表 107 業務別の1人1日当たり従事時間(分) <市町村支援児童福祉司>

業務	中央値(分)	平均(分)	平均の構成比
01 虐待が疑われる事例等への電話対応	0	9.5	1.9%
02 インテーク	0	1.6	0.3%
03 助言指導1(児童との面接)	0	0.0	0.0%
04 助言指導2(保護者との面接)	0	0.0	0.0%
05 助言指導3(児童との電話)	0	0.0	0.0%
06 助言指導4(保護者との電話)	0	0.0	0.0%
07 安全確認(48時間ルール対応)等の初期調査	0	2.8	0.6%
08 心理検査・心理面接への同席	0	0.0	0.0%
09 心理治療・カウンセリングへの同席	0	0.0	0.0%
10 診察・医学的検査への同席	0	0.0	0.0%
11 所内協議1(受理会議・緊急受理会議)	5	5.4	1.1%
12 所内協議2(援助方針会議)	0	4.9	1.0%
13 所内協議3(ケースに関する協議・打合せ)	0	6.9	1.4%
14 所内協議4(司法審査に係る協議・打合せ)	0	0.0	0.0%
15 所内協議5(その他)	0	11.0	2.2%
16 所外協議1(学校・保育所等との協議・打合せ)	0	0.0	0.0%
17 所外協議2(児童養護施設、里親等との協議・打合せ)	0	0.7	0.1%
18 所外協議3(他の児童相談所との協議・打合せ)	0	2.7	0.5%
19 所外会議4(要保護児童対策地域協議会)	0	6.3	1.2%
20 所外協議5(市町村との協議・打合せ)	0	7.2	1.4%
21 所外協議6(警察との協議・打合せ)	0	0.4	0.1%
22 所外協議7(医療機関との協議・打合せ)	0	0.0	0.0%
23 所外協議8(弁護士との協議・打合せ)	0	0.0	0.0%
24 所外協議9(司法審査に係る裁判所との打合せ)	0	0.0	0.0%
25 所外協議10(その他関係機関との協議・打合せ)	0	0.0	0.0%
26 所外協議11(複数の関係機関との協議・打合せ)	0	3.5	0.7%
27 所外協議12(その他)	0	8.4	1.6%
28 資料作成・確認1(個別ケースの記録や資料)	0	5.7	1.1%
29 資料作成・確認2(面接時の記録や資料)	0	2.4	0.5%
30 資料作成・確認3(司法審査に係る資料)	0	0.0	0.0%
31 資料作成・確認4(裁判所に提出する資料)	0	0.0	0.0%
32 資料作成・確認5(児福審に提出する資料)	0	0.0	0.0%
33 資料作成・確認6(情報開示請求・行政不服審査等への対応)	0	0.0	0.0%
34 資料作成・確認7(その他)	62.5	94.1	18.4%
35 法律に基づく安全確認(出頭要求、立入検査、臨検・捜索等)	0	0.0	0.0%

36 スーパーバイズ	0	0.0	0.0%
37 移動（司法審査に係る移動を除く）	30	29.4	5.7%
38 移動（司法審査に係る移動）	0	0.0	0.0%
39 子どもの移送（一時保護以外）	0	0.0	0.0%
40 一時保護対応 1（こどもの生活・学習指導）	0	0.9	0.2%
41 一時保護対応 2（一時保護所等との連絡調整）	0	3.4	0.7%
42 一時保護対応 3（一時保護委託先の開拓）	0	0.0	0.0%
43 一時保護対応 4（一時保護先との連絡調整）	0	0.6	0.1%
44 中央児童相談所としての業務 1（連絡調整）	0	2.5	0.5%
45 中央児童相談所としての業務 2（技術的援助）	0	0.0	0.0%
46 中央児童相談所としての業務 3（情報提供）	0	0.0	0.0%
47 中央児童相談所としての業務 4（措置の調整）	0	0.0	0.0%
48 中央児童相談所としての業務 5（その他）	0	44.3	8.7%
49 里親の認定・登録に関する事務	0	0.0	0.0%
50 里親委託措置の決定・解除に関する事務	0	0.0	0.0%
51 里親指導・連絡調整	0	0.4	0.1%
52 里親委託に向けた児童のアセスメント・里親との調整	0	0.0	0.0%
53 里親へ委託措置している児童との面接	0	0.0	0.0%
54 里親のレスパイト・ケアの調整	0	8.7	1.7%
55 新規里親の開拓	0	0.0	0.0%
56 里親候補者への週末里親等の調整	0	0.0	0.0%
57 里親への研修	0	0.0	0.0%
58 里親委託の推進	0	0.0	0.0%
59 里親サロンの運営（里親の相互交流）	0	0.0	0.0%
60 里親支援業務の委託先との連絡・調整	0	0.0	0.0%
61 市町村からの相談に対する助言・情報提供	11.1	36.3	7.1%
62 市町村職員に対する研修の企画・実施	6.7	38.6	7.5%
63 市町村間の連絡調整	9	14.6	2.9%
64 市町村が企画・実施する市町村職員研修への助言	0	1.8	0.3%
65 市町村子ども家庭センターの整備に関する助言・情報提供	0	4.5	0.9%
66 市町村子ども家庭センターとの連絡調整	4	8.8	1.7%
67 市町村と他機関との連絡調整	3.3	8.1	1.6%
68 研修	33.3	31.5	6.1%
69 整理、清掃、片付け	0	4.7	0.9%
70 その他	58.3	99.4	19.4%
1人1日当たり総業務時間	—	512.1	100%

⑥ 先行調査との比較（児童福祉司）

今回の児童福祉司の調査結果を令和3年度に実施した先行調査の結果と比較したものが図表108である。

最も増加した業務は「資料作成・確認2（面接時の記録や資料）」であり、43.0分増加し、次いで「研修」が27.8分増加している。

また、最も減少した業務は「資料作成・確認2（面接時の記録や資料）」で49.8分減少し、次いで「虐待が疑われる事例等への電話対応」が-41.7分、「所内協議3（ケースに関する協議・打合せ）」が12.8分、「助言指導2（保護者との面接）」が10.4分減少している。

なお、先行調査と今回調査では、設定した業務種別が異なることや調査対象数が異なること等から、単純な比較ができないことに留意が必要である。

図表 108 先行調査と今回調査との比較（児童福祉司）（平均・分）

業務	先行調査	今回調査	差
01 虐待が疑われる事例等への電話対応	51.3	9.6	-41.7
02 インテーク	11.3	1.1	-10.2
03 助言指導 1（児童との面接）	30	26.8	-3.2
04 助言指導 2（保護者との面接）	52.5	42.1	-10.4
05 助言指導 3（児童との電話）	—	1.1	1.1
06 助言指導 4（保護者との電話）	—	24.9	24.9
07 安全確認（48時間ルール対応）等の初期調査	0.9	2.6	1.7
08 心理検査・心理面接への同席	3	1.1	-1.9
09 心理治療・カウンセリングへの同席	2.5	0.4	-2.1
10 診察・医学的検査への同席	1.3	4.5	3.2
11 所内協議 1（受理会議・緊急受理会議）	4.5	5.9	1.4
12 所内協議 2（援助方針会議）	7.5	13.1	5.6
13 所内協議 3（ケースに関する協議・打合せ）	31.3	18.5	-12.8
14 所内協議 4（司法審査に係る協議・打合せ）	—	0.1	0.1
15 所内協議 5（その他）	10.3	4.2	-6.1
16 所外協議 1（学校・保育所等との協議・打合せ）	9.4	7.6	-1.8
17 所外協議 2（児童養護施設、里親等との協議・打合せ）	14.5	11.2	-3.3
18 所外協議 3（他の児童相談所との協議・打合せ）	0	1.7	1.7
19 所外会議 4（要保護児童対策地域協議会）	2	2.6	0.6
20 所外協議 5（市町村との協議・打合せ）	7.1	7.7	0.6
21 所外協議 6（警察との協議・打合せ）	1.6	1.2	-0.4
22 所外協議 7（医療機関との協議・打合せ）	2.8	4.1	1.3
23 所外協議 8（弁護士との協議・打合せ）	0.8	0.1	-0.7
24 所外協議 9（司法審査に係る裁判所との打合せ）	—	0.5	0.5
25 所外協議 10（その他関係機関との協議・打合せ）	8.4	2.4	-6.0
26 所外協議 11（複数の関係機関との協議・打合せ）	4.8	2.7	-2.1
27 所外協議 12（その他）	1.1	0.9	-0.2
28 資料作成・確認 1（個別ケースの記録や資料）	81.4	124.4	43.0
29 資料作成・確認 2（面接時の記録や資料）	116.5	66.7	-49.8
30 資料作成・確認 3（司法審査に係る資料）	—	0.6	0.6
31 資料作成・確認 4（裁判所に提出する資料）	2.7	1.5	-1.2
32 資料作成・確認 5（児福審に提出する資料）	1.5	0.1	-1.4
33 資料作成・確認 6（情報開示請求・行政不服審査等への対応）	—	0.0	0.0
34 資料作成・確認 7（その他）	12.7	16.7	4.0
35 法律に基づく安全確認（出頭要求、立入検査、臨検・捜索等）	0	0.0	0.0

36 スーパーバイズ	0	2.9	2.9
37 移動（司法審査に係る移動を除く）	70.6	67.7	-2.9
38 移動（司法審査に係る移動）	—	1.2	1.2
39 子どもの移送（一時保護以外）	2.9	4.9	2.0
40 一時保護対応 1（こどもの生活・学習指導）	5.6	2.3	-3.3
41 一時保護対応 2（一時保護所等との連絡調整）	2.1	3.0	0.9
42 一時保護対応 3（一時保護委託先の開拓）	0.6	0.0	-0.6
43 一時保護対応 4（一時保護先との連絡調整）	5.1	0.8	-4.3
44 中央児童相談所としての業務 1（連絡調整）	—	4.2	4.2
45 中央児童相談所としての業務 2（技術的援助）	—	0.0	0.0
46 中央児童相談所としての業務 3（情報提供）	—	0.8	0.8
47 中央児童相談所としての業務 4（措置の調整）	—	0.0	0.0
48 中央児童相談所としての業務 5（その他）	—	2.2	2.2
49 里親の認定・登録に関する事務	—	0.0	0.0
50 里親委託措置の決定・解除に関する事務	—	0.1	0.1
51 里親指導・連絡調整	—	1.3	1.3
52 里親委託に向けた児童のアセスメント・里親との調整	—	0.1	0.1
53 里親へ委託措置している児童との面接	—	0.3	0.3
54 里親のレスパイト・ケアの調整	—	0.0	0.0
55 新規里親の開拓	—	0.0	0.0
56 里親候補者への週末里親等の調整	—	0.0	0.0
57 里親への研修	—	0.0	0.0
58 里親委託の推進	—	0.0	0.0
59 里親サロンの運営（里親の相互交流）	—	0.0	0.0
60 里親支援業務の委託先との連絡・調整	—	0.0	0.0
61 市町村からの相談に対する助言・情報提供	—	1.5	1.5
62 市町村職員に対する研修の企画・実施	—	0.5	0.5
63 市町村間の連絡調整	—	0.3	0.3
64 市町村が企画・実施する市町村職員研修への助言	—	0.0	0.0
65 市町村子ども家庭センターの整備に関する助言・情報提供	—	0.0	0.0
66 市町村子ども家庭センターとの連絡調整	—	3.0	3.0
67 市町村と他機関との連絡調整	—	4.4	4.4
68 研修	8.8	36.6	27.8
69 整理、清掃、片付け	3.5	5.2	1.7
70 その他	13	17.8	4.8
1人1日あたり総業務時間	585.9	569.7	-16.2

※先行調査の「—」は、今回調査において新設した業務種別であり、先行調査では計上されなかったもの

⑦ 職種別・相談種別ごとの業務従事時間

職種別・相談種別ごとの1日当たりの従事時間は、図表109のとおりである。児童福祉司、児童福祉司SVでは、「養護相談(児童虐待)」に係る従事時間が最も長く、次いで「養護相談(その他)」が長くなっている。

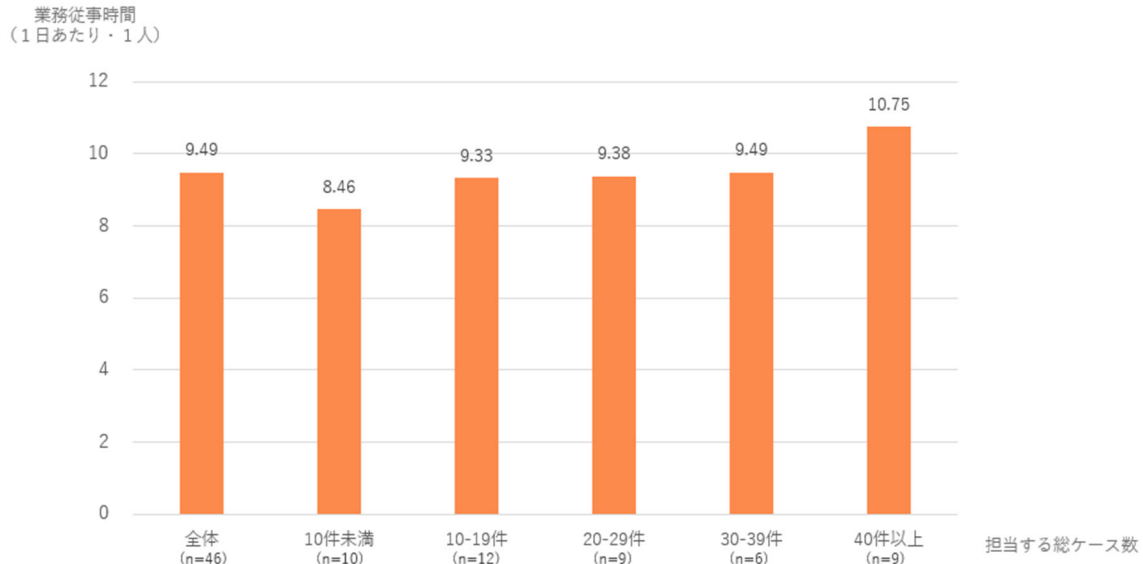
図表 109 職種別・相談種別ごとの従事時間(単位:時間)

		全体		児童福祉司		児童福祉司SV		里親養育支援 児童福祉司		市町村支援 児童福祉司	
		時間	割合	時間	割合	時間	割合	時間	割合	時間	割合
相談種 別ごと の従事 時間 (1 人1日 当たり)	養護 (虐待)	3.35	62.0%	4.24	64.9%	4.21	70.8%	0.33	12.9%	1.49	62.9%
	養護(そ の他)	1.09	20.2%	1.41	21.6%	1.18	19.8%	0.38	14.8%	0.01	0.4%
	障害相談	0.14	2.6%	0.21	3.2%	0.14	2.4%	0.01	0.4%	0.00	0.0%
	非行相談	0.15	2.8%	0.16	2.5%	0.04	0.7%	0.33	12.9%	0.00	0.0%
	育成相談	0.06	1.1%	0.06	0.9%	0.07	1.2%	0.07	2.7%	0.00	0.0%
	その他の 相談	0.61	11.3%	0.45	6.9%	0.31	5.2%	1.44	56.3%	0.87	36.7%

⑧ 担当総ケース数ごとの1日あたり従事時間（児童福祉司）

児童福祉司の担当総ケース数ごとの1日あたり従事時間は、10件未満は8.46時間、10件から19件は9.33時間、20件から29件は9.38時間、30件から39件は9.49時間、40件以上は10.75時間となっている。

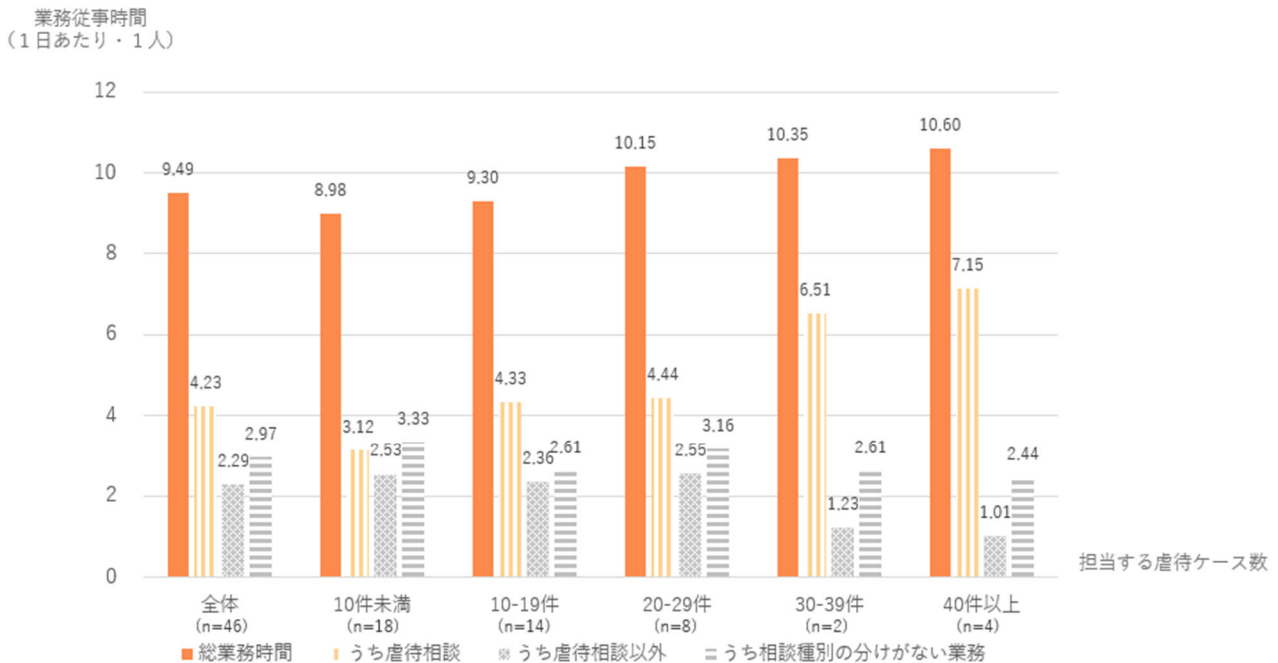
図表 110 担当総ケース数ごとの1日あたり従事時間（児童福祉司）



⑧ 担当する養護相談（児童虐待）ケース数ごとの1日あたり従事時間（児童福祉司）

児童福祉司の担当する養護相談（児童虐待）ケース数ごとの1日あたり従事時間は、ケース数が多くなるほど従事時間は長く、10件未満は8.98時間、10件から19件は9.30時間、20件から29件は10.15時間、30件から39件は10.35時間、40件以上は10.60時間となっている。

図表 111 担当する養護相談（児童虐待）ケース数ごとの1日あたり従事時間（児童福祉司）



⑨ 時間外勤務時間に行われている業務

タイムスタディ調査において、時間外勤務時間に行われている業務の集計を試みた。便宜上、17時00分以降に開始された業務を時間外勤務時間に行われた業務とみなし、集計した。図表 112 は、82名の14日間の調査において、17時以降に開始された回数が100回以上の業務である。

時間外勤務時間において、資料や面接記録の作成、移動、保護者との面接や電話等が行われている実態がう窺える。

図表 112 時間外に行っていると考えられる業務（17時以降に開始された業務）

業務	回答の 出現回数	総所要時間 (分)	1回当たり平 均所要時間 (分)
28 資料作成・確認1(個別ケースの記録や資料)	264	16,415	62.2
37 移動(司法審査に係る移動を除く)	204	9,105	44.6
29 資料作成・確認2(面接時の記録や資料)	135	8,600	63.7
04 助言指導2(保護者との面接)	119	6,925	58.2
06 助言指導4(保護者との電話)	109	2,370	21.7

⑩ 司法審査に係る業務

82名の14日間の回答において、一時保護時の司法審査に係る業務への対応は、「所内協議4（司法審査に係る協議・打合せ）」が4回（3人）、「所外協議9（司法審査に係る裁判所との打合せ）」が7回（6人）、「資料作成・確認3（司法審査に係る資料）」が11回（5人）、「38 移動（司法審査に係る移動）」が20回（12人）発生していた。

図表 113 司法審査に係る業務の出現状況

業務	回答の出現回数	回答を入力した人数	総所要時間(分)	1回あたり平均所要時間(分)
14 所内協議4（司法審査に係る協議・打合せ）	4回	3人	95	23.8
24 所外協議9（司法審査に係る裁判所との打合せ）	7回	6人	305	43.6
30 資料作成・確認3（司法審査に係る資料）	11回	5人	625	56.8
38 移動（司法審査に係る移動）	20回	12人	710	35.5

Ⅲ 業務別の精神的な負担感

業務ごとの精神的な負担感について、「非常に負担」を5点、「やや負担」を4点、「どちらとも言えない」を3点、「あまり負担ではない」を2点、「負担ではない」を1点として集計した結果が図表 114 である。

児童福祉司では、「33 資料作成・確認6（情報開示請求・行政不服審査等への対応）」が4.14と最も高く、次いで「31 資料作成・確認4（裁判所に提出する資料）」が4.04、「04 助言指導2（保護者との面接）」及び「29 資料作成・確認2（面接時の記録や資料）」が4.00と高くなっている。

児童福祉司SVでは、「35 法律に基づく安全確認（出頭要求、立入検査、臨検・捜索等）」が4.67と最も高く、次いで「01 虐待が疑われる事例等への電話対応」が4.33、「33 資料作成・確認6（情報開示請求・行政不服審査等への対応）」が4.20と高くなっている。

里親養育支援児童福祉司では、「51 里親指導・連絡調整」が3.85と最も高く、次いで「44 中央児童相談所としての業務1（連絡調整）」及び「48 中央児童相談所としての業務5（その他）」が3.67と高くなっている。

市町村支援児童福祉司では、「19 所外会議4（要保護児童対策地域協議会）」及び「20 所外協議5（市町村との協議・打合せ）」が3.33と最も高くなっている。

また、司法審査に係る業務では、「30 資料作成・確認3（司法審査に係る資料）」について、児童福祉司では3.9（児童福祉司における上位7番目）、児童福祉司SVでは3.67（児童福祉司SVにおける上位10番目）、里親養育支援児童福祉司では3.5（里親養育支援児童福祉司における上位10番目）と、全70種類の業務の中でいずれも上位に位置している。

図表 114 業務別の精神的な負担感

業務	全体	児童福祉 司	児童福祉 司 SV	里親養育 支援	市町村支 援
01 虐待が疑われる事例等への電話対応	3.69	3.59	4.33	3.33	2.75
02 インテーク	3.26	3.47	2.86	2.80	2.33
03 助言指導 1 (児童との面接)	2.73	2.92	2.33	2.38	2.33
04 助言指導 2 (保護者との面接)	3.71	4.00	3.50	2.86	2.67
05 助言指導 3 (児童との電話)	2.60	2.61	2.56	2.60	2.00
06 助言指導 4 (保護者との電話)	3.68	3.93	3.50	2.80	2.00
07 安全確認 (48 時間ルール対応) 等の初期調査	3.42	3.29	4.00	3.25	3.00
08 心理検査・心理面接への同席	2.36	2.46	2.00	2.75	1.00
09 心理治療・カウンセリングへの同席	2.29	2.40	2.00	2.50	1.00
10 診察・医学的検査への同席	2.35	2.45	2.13	2.33	1.00
11 所内協議 1 (受理会議・緊急受理会議)	3.03	2.97	3.33	3.00	2.50
12 所内協議 2 (援助方針会議)	3.28	3.48	3.50	2.58	2.33
13 所内協議 3 (ケースに関する協議・打合せ)	2.91	3.00	3.00	2.54	2.67
14 所内協議 4 (司法審査に係る協議・打合せ)	3.05	3.19	3.00	3.00	2.00
15 所内協議 5 (その他)	2.75	2.74	2.67	3.00	2.00
16 所外協議 1 (学校・保育所等との協議・打合せ)	3.21	3.28	3.45	2.75	3.00
17 所外協議 2 (児童養護施設、里親等との協議・打合せ)	3.25	3.25	3.36	3.50	1.50
18 所外協議 3 (他の児童相談所との協議・打合せ)	3.29	3.50	3.18	2.89	3.00
19 所外協議 4 (要保護児童対策地域協議会)	3.31	3.25	3.55	3.00	3.33
20 所外協議 5 (市町村との協議・打合せ)	3.13	3.12	3.40	2.71	3.33
21 所外協議 6 (警察との協議・打合せ)	3.24	3.19	3.70	3.33	2.33
22 所外協議 7 (医療機関との協議・打合せ)	3.28	3.49	3.40	2.50	2.33
23 所外協議 8 (弁護士との協議・打合せ)	2.74	2.97	2.30	2.86	1.00
24 所外協議 9 (司法審査に係る裁判所との打合せ)	3.07	3.29	2.83	3.00	1.00
25 所外協議 10(その他関係機関との協議・打合せ)	3.03	3.06	3.03	3.00	2.00
26 所外協議 11(複数の関係機関との協議・打合せ)	3.35	3.58	3.35	3.08	2.00
27 所外協議 12(その他)	2.87	2.90	2.87	2.80	2.50
28 資料作成・確認 1(個別ケースの記録や資料)	3.71	3.93	3.71	3.46	3.00
29 資料作成・確認 2 (面接時の記録や資料)	3.74	4.00	3.74	3.54	2.75
30 資料作成・確認 3(司法審査に係る資料)	3.67	3.90	3.67	3.50	1.00
31 資料作成・確認 4 (裁判所に提出する資料)	3.90	4.04	3.90	3.57	1.00
32 資料作成・確認 5 (児福審に提出する資料)	3.61	3.79	3.61	3.14	1.00
33 資料作成・確認 6 (情報開示請求・行政不服審査等への対応)	3.92	4.14	3.92	3.50	2.00
34 資料作成・確認 7 (その他)	3.10	3.10	3.10	3.58	2.00

35 法律に基づく安全確認(出頭要求、立入検査、臨検・捜索等)	3.83	3.64	3.83	3.00	3.00
36 スーパーバイズ	2.88	2.64	2.88	2.75	2.50
37 移動(司法審査に係る移動を除く)	2.80	2.87	2.80	2.92	3.00
38 移動(司法審査に係る移動)	2.50	2.67	2.50	3.00	1.00
39 子どもの移送(一時保護以外)	3.07	3.32	3.07	2.38	1.00
40 一時保護対応1(こどもの生活・学習指導)	3.00	3.47	3.00	3.00	1.00
41 一時保護対応2(一時保護所等との連絡調整)	3.14	3.29	3.14	3.00	2.50
42 一時保護対応3(一時保護委託先の開拓)	3.51	3.67	3.51	3.50	1.00
43 一時保護対応4(一時保護先との連絡調整)	3.28	3.43	3.28	3.10	2.50
44 中央児童相談所としての業務1(連絡調整)	3.23	3.38	3.23	3.67	2.00
45 中央児童相談所としての業務2(技術的援助)	3.24	3.55	3.24	3.33	2.00
46 中央児童相談所としての業務3(情報提供)	2.92	3.23	2.92	3.33	2.33
47 中央児童相談所としての業務4(措置の調整)	3.47	3.55	3.47	3.50	2.00
48 中央児童相談所としての業務5(その他)	2.95	3.30	2.25	3.67	2.33
49 里親の認定・登録に関する事務	3.06	3.00	3.00	3.30	1.00
50 里親委託措置の決定・解除に関する事務	3.03	2.93	3.25	3.36	1.00
51 里親指導・連絡調整	3.39	3.10	4.00	3.85	1.00
52 里親委託に向けた児童のアセスメント・里親との調整	3.18	3.05	3.20	3.62	1.00
53 里親へ委託措置している児童との面接	2.75	2.85	2.60	2.85	1.00
54 里親のレスパイト・ケアの調整	2.86	3.00	2.75	2.89	1.00
55 新規里親の開拓	3.16	3.00	2.67	3.58	1.50
56 里親候補者への週末里親等の調整	2.83	2.67	3.00	3.14	1.00
57 里親への研修	3.29	3.00	3.33	3.55	1.00
58 里親委託の推進	3.15	3.00	3.25	3.42	1.50
59 里親サロンの運営(里親の相互交流)	2.89	3.00	3.00	3.20	1.00
60 里親支援業務の委託先との連絡・調整	2.92	2.57	3.00	3.38	1.00
61 市町村からの相談に対する助言・情報提供	2.98	3.00	3.30	3.00	2.20
62 市町村職員に対する研修の企画・実施	3.00	2.86	3.25	—	3.20
63 市町村間の連絡調整	2.97	2.89	3.43	2.50	2.80
64 市町村が企画・実施する市町村職員研修への助言	2.80	2.80	3.20	3.00	2.25
65 市町村子ども家庭センターの整備に関する助言・情報提供	2.80	2.71	3.33	3.00	2.50
66 市町村子ども家庭センターとの連絡調整	2.80	2.84	2.88	2.33	2.80
67 市町村と他機関との連絡調整	2.98	3.12	2.88	2.80	2.60
68 研修	2.64	2.64	2.91	2.83	2.00
69 整理、清掃、片付け	2.01	2.03	2.00	2.15	2.00
70 その他	2.72	2.73	2.78	2.78	3.00

4. 児童福祉司等に対するヒアリング調査

本章では、児童福祉司等に関するヒアリング調査の調査対象の一部を対象に行ったヒアリング調査の内容とその結果について記載する。

(1) 調査概要

① 調査対象

児童福祉司等に関するタイムスタディ調査に協力いただいた児童福祉司等から、次の6名を抽出しヒアリング調査を行った。

- ・ タイムスタディ調査期間に司法審査に係る対応をした児童福祉司等（都道府県1名、児童相談所設置市1名）
- ・ 里親養育支援児童福祉司（都道府県1名、指定都市1名）
- ・ 市町村支援児童福祉司（都道府県2名）

② 調査方法

調査対象の回答負担の軽減を図るため、電話による聞き取りにより調査を行った。

③ 調査項目

調査対象ごとに、次の調査項目を設定した。

図表 115 ヒアリング調査項目

司法審査に係る対応を行った児童福祉司等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法審査に係る対応の体制 ・ 司法審査の導入により純粋に負担が増加した業務（導入により新たに発生した業務） ・ 純粋に負担が増加した業務以外の影響 ・ 司法審査に係る業務負担の軽減を図るための取組 ・ 司法審査の導入による業務へのポジティブな影響 ・ 業務の民間機関等への委託状況及び新たに委託したいと考える業務
里親養育支援児童福祉司	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担っている事務分掌・役割 ・ 里親養育支援児童福祉司として行っている主な業務 ・ 里親支援センター・フォスタリング機関との役割分担 ・ 里親養育支援児童福祉司の体制上の課題 ・ 課題を解決するために必要な取組
市町村支援児童福祉司	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担っている事務分掌・役割 ・ 市町村支援児童福祉司として行っている主な業務 ・ 市町村支援児童福祉司の体制上の課題 ・ 課題を解決するために必要な取組

(2) 調査結果

I 司法審査に係る対応を行った児童福祉司等

① A 児童福祉司（都道府県の児童相談所）

ア) 基本情報

- ・ 職種：児童福祉司 SV
- ・ 経験年数：14 年
- ・ 担当する児童福祉司数：3 人

イ) 司法審査に係る対応の体制

- ・ 司法審査対応職員の配置はない。
- ・ 一時保護の件数が他の大規模自治体に比べて多くないため、司法審査対応は、基本的に担当児童福祉司と係長（SV）で対応している。
- ・ 親権者の特定（戸籍や住基情報の取得）は、他の手が空いている職員が対応することがある。
- ・ こどもの意向聴取には、従来のケースワークと同様に、児童心理司も同席して対応する。その他の職種の職員は、どうしても担当児童福祉司の手が空いていなければ随時フォローに入ることもある。

ウ) 司法審査の導入により純粋に負担が増加した業務（導入により新たに発生した業務）

- ・ 親権者の特定、総括書面の作成、裁判所への持込みの面で、従来のケースワークに加えて新たに負担が発生している。
- ・ 親権者の特定は、今までは一時保護ケースのすべてで行っていたわけではない。司法審査の導入により、すべてのケースで戸籍を取り寄せている。一時保護件数自体がさほど多くはないので影響は小さいが、件数が多い自治体では戸籍の取り寄せにも手間がかかるだろう。
- ・ 総括書面は、司法審査の導入により新たに作成する必要が資料。書面自体は簡潔な内容であるが、ケースの概要や一時保護の経緯等をまとめる必要があり、一定の手間は発生する。
- ・ 家庭裁判所は所から片道 15 分程度であり、移動にはさほど時間を要しない。しかし、提出から発布まで 2 時間程度かかるため、一度帰所してから再度裁判所へ一時保護状を受け取りに行く必要があり、2 往復の移動が負担になっている。

エ) 純粋に負担が増加した業務以外の影響

- ・ 一時保護状の請求の時間制約があるため、係長（児童福祉司 SV）はスケジュール管理をしながら対応している。土日・祝日を含めて 7 日以内に請求する必要があるため、平日のうちに提出書類の所内決裁を行えるように計画しながら対応している。
- ・ 一時保護が重なると、時間制約から、他のケースワークを後回しにせざるを得ない。

オ) 司法審査に係る業務負担の軽減を図るための取組

- ・ 請求までの時間制約が、土日・祝日を含めた7日間では短い。制度の趣旨を踏まえると、7日間という設定はやむを得ないが、実務的には土日・祝日を除く7日間とするか、期間をもう少し伸ばすなどの配慮があると助かる。
- ・ 特に親権者が外国人の場合、公的書類で親権者の特定ができないときは、保護者は一時保護に同意している場合であっても一時保護状を請求する必要があるが、本来の制度の趣旨を鑑みると、こうしたケースでは請求が不要なのではないかと考える。

カ) 司法審査の導入による業務へのポジティブな影響

- ・ 子どもの意見を聞くプロセスを今まで以上に丁寧に行うようになった。導入以前もしっかりと行っていたが、一時保護状の請求プロセスに組み込まれていることで、各担当者がより丁寧な対応を意識するようになった。
- ・ 導入前は「一時保護を行うことの“裁判所のお墨付き“が得られ、保護者の理解を得やすくなるのではないかと考えていたが、一時保護をしているのは児童相談所であり、“一時保護をすることの言い訳”のように保護者に対して伝えてしまうと、かえって反感を買いかねないため、裁判所のお墨付きを得たような言い方はしていない。

キ) 業務の民間機関等への委託

- ・ 業務の外部委託はしていない。
- ・ 休日夜間の通告受付（電話対応）を委託したいと考えているが、委託先として適切な民間機関がなく、実現していない。

② B 児童福祉司（児童相談所設置市の児童相談所）

ア) 基本情報

- ・ 職種：児童福祉司
- ・ 経験年数：2年
- ・ 担当ケース数：6人

イ) 司法審査に係る対応の体制

- ・ 正規職員の「法的対応職員」を配置している。担当ケースを持たず、所内で発生した司法審査、法 28 条申立て、開示請求等の法的対応を支援している。元々、本庁の法務所管部署にいた職員で、法務に精通している。
- ・ 法的対応職員は、一時保護の可能性があるケースを受理した段階で協議に同席し、府令該当性や一時保護の必要性を、担当児童福祉司・SV と共に検討する。また、総括書面の作成への助言、裁判所への提出を対応する。
- ・ 常勤弁護士も配置しており、弁護士も府令該当性や一時保護の必要性について助言をする。
- ・ 法的対応職員や弁護士の助言を受けつつ、担当児童福祉司と SV が保護者・こどもの対応や書類作成をする。SV は特にスケジュール管理や書類作成の全体マネジメントを行う。
- ・ 担当外の職員を巻き込んで対応する状況は基本的には発生していない。こどもの意向の聞き取りは、従来のケースワークと同様に児童心理司が対応する。その他の職種は、例えば保護者に精神疾患があれば保健師も対応にあたったりするが、これは従来のケースワークの一環としての関与であり、司法審査に直接かかわるものではない。

ウ) 司法審査の導入により純粋に負担が増加した業務（導入により新たに発生した業務）

- ・ 裁判所に提出する書類の取得・作成（戸籍、総括書面）の負担が純粋に増加した。
- ・ 特に保護者が外国籍の場合、親権者の特定に時間がかかり、土日・祝日を挟む場合は余計に時間がかかるため、時間的な余裕がないことがある。

エ) 純粋に負担が増加した業務以外の影響

- ・ スケジュール管理にとっても気を遣う必要があり、心理的な負担が大きい。

オ) 司法審査に係る業務負担の軽減を図るための取組

- ・ 正規の法的対応職員の配置は有効である。会計年度任用職員の司法審査対応職員は、比較的軽微な業務のみを行うことが想定されるが、正規の法的対応職員は、能動的に動きつつ、担当児童福祉司に助言をくれる。
- ・ 請求期間を延ばしてほしい。
- ・ 一時保護状のオンライン請求ができるようになれば、裁判所への持込みにかかる時間を短縮できる。

カ) 司法審査の導入による業務へのポジティブな影響

- ・ 司法審査の導入にあたり、一時保護の必要性や保護後の流れ等を記載した保護者向けのパンフレットを作成した。従来は児童福祉司が口頭で説明していたものを、視覚的にわかりやすく伝えられるようになり、保護者への説明がより丁寧に行えるようになった。

キ) 業務の民間機関等への委託

- ・ 家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施、受付業務（「189」等の電話受付、窓口受付）、夜間休日の受付業務、里親支援業務、女性・DV相談、職員向け研修を外部委託している。
- ・ 実現可能性は低いですが、家庭訪問や面接の保護者へのアポイント（日程調整）を委託できると助かる。電話に出ない保護者が多く、アポイントのために結構な時間を要しているため、外部にお願いできると児童福祉司の負担軽減になる。

II. 里親養育支援児童福祉司

① C 里親養育支援児童福祉司（都道府県の児童相談所）

ア) 基本情報

- ・ 職種：里親養育支援児童福祉司
- ・ 経験年数：7年
- ・ 管内の里親登録数：28人
- ・ 里親支援業務の委託状況：里親支援センター1か所、フォスタリング機関2か所（当該自治体内の合計）

イ) 事務分掌・役割

- ・ 里親養育支援児童福祉司として次の業務を担当している。
 - ✓ 里親の登録・更新事務
 - ✓ 里親との連絡調整
 - ✓ 里親支援センター、フォスタリング機関との連絡調整
 - ✓ 里親研修の実施
 - ✓ 里親の指導監査
- ・ 上記のほか、次の業務を兼務している。
 - ✓ 虐待対応のフォロー（人手が足りない際のフォロー）
 - ✓ 療育手帳の判定
 - ✓ 障害児入所施設の契約事務
 - ✓ 行政文書管理、開示請求対応
 - ✓ システムの総括担当

ウ) 里親養育支援児童福祉司としての主な業務

【資料作成】

- ・ 里親の法定研修時期は、研修資料を作成している時間が長い。
- ・ その他、里親や里親支援センターとの連絡を取った際には都度記録を作成している。

【里親の認定・登録事務】

- ・ タイムスタディ調査期間は里親の新規登録の事務を行っており、登録申請者の犯罪歴照会、家庭訪問調査の記録作成、本庁への進達に係る調査書等を作成していた。
- ・ 新規登録は原則年1～2回程度まとめて行っている。ただし、親族里親などで急を要するケースは都度登録している。
- ・ 更新は5年に1回となっており、更新件数が多い年度は更新事務の負担が大きい。

【里親指導・連絡調整】

- ・ 里親への直接的な支援は里親支援センターとフォスタリング機関が主となって行っている。
- ・ 委託している児童に関する連絡も担当児童福祉司が主に行うため、里親養育支援児童福祉司が里親と直接会話をすることは多くない。

エ) 里親支援センター・フォスタリング機関との役割分担

- ・ 里親支援センター、フォスタリング機関には、里親のリクルート、研修、訪問支援、里親の相互交流、委託児童の自立支援等を委託している。
- ・ 里親養育支援児童福祉司としては、里親支援センターやフォスタリング機関と都度連絡を取り合いながら、上記業務をサポートしている。
- ・ 特にリクルートの面は、委託するメリットがある。児童相談所へ連絡をすることは、里親登録希望者から見ても心理的なハードルが高いようだが、民間機関であれば相談しやすいよう。
- ・ 一方、里親支援センターやフォスタリング機関における、里親希望者に関するアセスメントは課題がある。研修を受講したものの登録に至らなかったり、登録後に里親宅の環境や里親の養育力にミスマッチが起きたりする例がある。研修受講前のアセスメントを丁寧に行うことが重要である。

オ) 里親養育支援児童福祉司の体制上の課題

- ・ 管内の里親登録数がさほどおおくないため、里親養育支援児童福祉司が1名であっても事務は回しているが、規模が大きい児童相談所では登録数も多く、事務が回らないのではないかと。
- ・ 児童相談所によって、里親養育支援児童福祉司の業務内容が異なっている。自治体や児童相談所によって、里親支援センターやフォスタリング機関との役割分担の違いがあり、それに応じて里親養育支援児童福祉司の役割が変わってくることは良いと思うが、里親養育支援児童福祉司の支援方針や、ベースとなる役割等を明確にしてもらえると、各里親養育支援児童福祉司が自らの役割を認識でき、担うべき業務の方針が定まると考える

カ) 課題を解決するために必要な取組

- ・ 里親登録数や委託児童数に応じた里親養育支援児童福祉司の配置が必要と考える。
- ・ 里親委託ガイドラインにおいて、里親養育支援児童福祉司を専任で配置するよう努めることを求めているが、実態は里親養育支援児童福祉司がケースを持っている児童相談所もある。専任として取り組んで、効果的に里親支援を行えている全国の事例を共有いただき、専任配置を促進していただきたい。
- ・ 里親養育支援児童福祉司の支援方針や役割を明確化していただきたい。

② D 里親養育支援児童福祉司（指定都市の児童相談所）

ア) 基本情報

- ・ 職種：里親養育支援児童福祉司
- ・ 経験年数：4年
- ・ 管内の里親登録数：75人
- ・ 里親支援業務の委託状況：フォスタリング機関1か所（当該自治体内の合計）

イ) 事務分掌・役割

- ・ 専任の里親養育支援児童福祉司として、次の業務を担当している。
 - ✓ 里親の登録・更新事務
 - ✓ 里親との連絡調整・里親からの相談対応
 - ✓ 里親のリクルート
 - ✓ フォスタリング機関との連絡調整
 - ✓ 里親への一時保護委託の調整
 - ✓ 里親の相互交流の実施
- ・ 所内にサブの里親養育支援児童福祉司を配置しており、2名体制となっている。サブの里親養育支援児童福祉司はケースを持っている。

ウ) 里親養育支援児童福祉司としての主な業務

【資料作成】

- ・ 毎月行っている里親が集まる会議資料、日々の里親との電話や家庭訪問時の記録作成がメイン。

【里親の認定・登録事務】

- ・ 新規登録のための調査書類、更新のための会議資料を作成する。
- ・ 特に更新のための資料作成の負担が大きく、毎年20件程度の更新のための資料を作成している。

【里親指導・連絡調整】

- ・ 管内は里親委託率が高いため、連絡を取ったり家庭訪問したりする対象が多く、おおむね1日のうちの半分程度は里親と電話や家庭訪問によりコミュニケーションを取る時間に割いている。
- ・ 特に委託直後は里親から相談を受けることが多い。また、乳児を委託する場合は、週1回程度は家庭訪問を行い、安全に養育できているかや、里親が困っていないかを確認している。

【その他】

- ・ 毎月、里親・児相・本庁児童福祉主管課・フォスタリング機関が集まる里親会議を開催している。この会議の準備に毎月3日程度は割いている。

エ) 里親支援センター・フォスタリング機関との役割分担

- ・ フォスタリング機関には、里親のリクルート、登録希望者のインテーク面接、登録のための調査事務を委託している。里親へ子どもを委託した後の支援もフォスタリング機関に委託しているが、児童相談所がメインとなって対応している。

オ) 里親養育支援児童福祉司の体制上の課題

- ・ 登録数が多い児童相談所では、里親養育支援児童福祉司が1名だけでは十分に里親支援が行えない懸念がある。
- ・ 1名のみ配置の場合、その里親養育支援児童福祉司が異動になると、里親との関係がリセットされてしまい、後任者がゼロから信頼関係を構築することから始めなければならない。

カ) 課題を解決するために必要な取組

- ・ 充実した里親支援を行うため、また里親との継続的な関係維持のためにも、例えばサブを配置するなど、複数名の体制とすることが望ましい。

Ⅲ. 市町村支援児童福祉司

① E市町村支援児童福祉司（都道府県の児童相談所）

ア) 基本情報

- ・ 職種：市町村支援児童福祉司
- ・ 経験年数：9年
- ・ 管内の市町村数：27市町村

イ) 事務分掌・役割

- ・ 専任の市町村支援児童福祉司として、次の業務を担当している。
 - ✓ 市町村の相談体制の支援
 - ✓ 要保護児童対策地域協議会への参加
 - ✓ 市町村職員の児童相談所への短期派遣研修の調整
 - ✓ 管内地域における児童福祉の広報・啓発
 - ✓ 地域人権活動活性化事業（法務省）の虐待防止シンポジウム・講演会に関する業務
 - ✓ こども家庭支援センターに関する業務
 - ✓ 要保護児童等情報共有システムに関する業務
 - ✓ 児童虐待対応専門研修事業に関する業務
 - ✓ 地域要保護児童対策連絡協議会（行政区単位で組織する、児童福祉・教育・障害福祉等さまざまな関係者が集まる協議会）に関する業務

ウ) 市町村支援児童福祉司としての主な業務

【資料作成】

- ・ 市町村職員向け研修の資料や、各市町村の要保護児童対策地域協議会で情報提供するための資料を作成していることが多い。例えば、「市町村こども家庭相談に関する支援体制の見える化」の調査結果を見て、管内市町村の課題を整理している。
- ・ 国の通知や調査研究の報告書に目を通し、市町村に情報提供すべきものを探している。

【市町村職員に対する研修】

- ・ 市町村職員の児相への受入研修を年1回行っている。その他、こども家庭センターの設置報告事例会、里親と地域連携に関する講話、各自治体の要保護児童対策地域協議会でその時々ホットトピックの情報共有等を行っている。

【市町村からの相談に対する助言・情報提供】

- ・ 随時市町村から入る個別ケースに関する相談に対応している。

エ) 市町村支援児童福祉司の体制上の課題

- ・ 自治体内に全部で8人の市町村支援児童福祉司が配置されているが、自治体としての共通した支援方針を定めておらず、各々が手探りで支援を行っている。
- ・ 市町村支援児童福祉司は、市町村との信頼関係の構築が重要である。市町村を訪問し、顔の見える関係の中で対話を続けることが必要であるため、管轄区域が広域であると移動

に時間がかかり、業務負担が大きくなる。

オ) 課題を解決するために必要な取組

- ・ 広域性も考慮した配置基準を検討いただきたい。
- ・ 市町村支援児童福祉司の共通的な支援方針や役割を明確にしていきたい。
- ・ 全国の市町村支援児童福祉司の効果的な取組事例を共有いただきたい。

② F 市町村支援児童福祉司（都道府県の児童相談所）

ア) 基本情報

- ・ 職種：市町村支援児童福祉司
- ・ 経験年数：10 年
- ・ 管内の市町村数：23 市町村

イ) 事務分掌・役割

- ・ 専任の市町村支援児童福祉司として、次の業務を担当している。
 - ✓ 各市町村の要保護児童対策地域協議会への参加
 - ✓ 市町村からの個別ケースに関する相談対応、ケース進行管理の助言
 - ✓ 市町村同士の視察や情報交換の機会の調整、他縣市町村への視察の調整 等

ウ) 市町村支援児童福祉司としての主な業務

【資料作成】

- ・ 各市町村の要保護児童対策地域協議会で情報提供するための資料作成をしていることが多い。他市町村の先進的な取組事例や、都道府県事業に関する情報共有、制度改正に関する情報提供等を行っている。

【市町村職員に対する研修】

- ・ 年に 1 回、市町村職員向けの研修を実施している。そのほか、要保護児童対策地域協議会において随時「ミニ研修」のよう形でその時々トピックについて情報提供している。

【市町村からの相談に対する助言・情報提供】

- ・ 随時市町村から入る個別ケースに関する相談に対応している。

エ) 市町村支援児童福祉司の体制上の課題

- ・ 都道府県内に市町村支援児童福祉司が 1 名のみであり、すべての市町村を管轄しているため、市町村訪問の移動に時間がかかる。
- ・ 本来は市町村それぞれの支援ニーズを把握し、ニーズに応じた支援が行えるとよいが、個別のニーズを聞き取って対応することまでできていない。
- ・ 他の都道府県の市町村支援児童福祉司の取組内容が見えず、効果的な市町村支援の方法を探すことができていない。

オ) 課題を解決するために必要な取組

- ・ 移動に時間がかかるものの、23 市町村であれば、市町村支援児童福祉司の配置は 1 名で良いと感じる。人数が多ければ多いほど業務負担は減るが、市町村間の取組内容の横展開をする際には、ある程度管内市町村の情報が 1 人に集約されたほうが横展開を図りやすい面もある。
- ・ 他の自治体の市町村支援児童福祉司とのつながりを持てる機会が欲しい。また、全国の市町村支援児童福祉司の効果的な取組を共有してほしい。

5. 考察

本章では、児童相談所に対する質問紙調査、児童福祉司等に関するタイムスタディ調査、児童福祉司等に対するヒアリング調査結果及び検討委員会における協議を踏まえ、本事業のリサーチクエストに関連する以下についての考察を記載する。

- (1) 児童福祉司の配置基準について
- (2) 里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の配置基準等について
- (3) 一時保護時の司法審査の導入による児童相談所の業務への影響

(1) 児童福祉司の配置基準について

① 人口3万人に1人以上の児童福祉司を配置する基準について

アンケート調査結果を見ると、回答した児童相談所のうち、児童福祉司1人当たりの管轄人口が3万人未満であったのは全体の97.2% (142か所/146か所) を占めていることから、多くの児童相談所が、管轄人口当たりの配置基準を満たしていると推察される。

一方で、全体の83.0%の児童相談所が体制上の課題として「人員が不足している」と回答しており、当該回答をした児童相談所の54.1%が、不足する背景・理由として「配置基準は満たしているが、配置基準どおりの人員でも業務過多により人員が足りない」と回答している。児童虐待相談対応件数の高止まりや、児童虐待の状況の多様化等を背景に、現行の配置基準を満たしてもなお、児童相談所では人員不足に陥っていることが推察される。

また、令和6年度の超過勤務時間（月平均・1人あたり）の平均は、児童福祉司25.4時間、児童福祉司SV29.2時間、里親養育支援児童福祉司20.7時間、市町村支援児童福祉司19.0時間である。これらは、地方公務員の平均時間外勤務時間11.7時間³を大きく超えており、超過勤務時間数の側面でも、児童相談所の業務の過酷さが窺える。また、児童相談所はこどもの命を守る最後の砦であること、夜間・休日における緊急対応が発生しうることから、児童福祉司の業務は、その性質上、精神的な負荷も大きい。

国においては、これまで児童福祉司の人員増加を図るために配置基準の見直しを行ってきたが、先述の状況を踏まえると、児童福祉司の業務の負担軽減を図り、こども一人ひとりや各家庭への支援という本来業務を一層充実させることで、ひいては子どもの最善の利益を追求するために、引き続き児童福祉司の人員の増加に向けて、基準の見直しを行うことが望まれる。

② 管轄区域の人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が標準的な自治体の人口1人当たりの件数の平均値(0.001)より多い場合に、児童相談所における児童虐待相談対応件数40件につき1人の児童福祉司を加配する基準について

タイムスタディ調査結果を見ると、児童福祉司が担当する養護相談(虐待)の件数が増加するにつれ、1日当たりの業務従事時間は増加する傾向にあり、40件を超える児童福祉司の業務時間は、40件未満の児童福祉司よりも長く、1日当たり10.6時間であった。地方公務員の標準的

³ 令和6年度の地方自治体職員（警察部門、消防部門及び教育委員会以外に属する職員のうち、管理監督職員を除いた職員）の時間外勤務時間の月平均：11.7時間（総務省「令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より）

な勤務時間を 7.75 時間と仮定（国家公務員の法定勤務時間と同様と仮定）すると、1 日当たり 2.85 時間の時間外勤務が発生しており、当該業務従事時間が連続すれば、月に約 57 時間の時間外勤務が発生する（月の勤務日数を 20 日と仮定）こととなり、前述の地方公務員の平均時間外勤務時間数を大きく超える状況である。

こうした状況を踏まえると、児童虐待相談対応件数 40 件につき 1 人の加配は、現状の児童福祉司の業務に照らして十分なものとは言えないのではないかと。

また、児童虐待相談対応件数は、児童相談所が通告・相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数を指すが、検討委員からは、児童虐待相談対応件数を児童福祉司の配置基準の指標の 1 つとして取り扱っていることについて、次のような意見があった。

- ・ 当該年度に児童相談所が対応を行ったものであっても、統計への計上処理が間に合わず翌年度に繰り越され、報告上の児童虐待対応件数が実態よりも少なくなってしまうことがある。
- ・ 児童虐待相談対応件数の増減があることにより、配置基準を踏まえた児童福祉司の必要配置人数も年度によって増減がある。人事当局は基準上の必要配置数どおりに職員配置を行っているため、児童相談所の人員が毎年のように増減してしまい、体制の持続性や人材育成の観点で現場に混乱が生じている。激変緩和措置として、例えば数年間分の虐待相談対応件数の平均を基準とするなどの考慮が必要ではないか。
- ・ 児童福祉司は児童虐待相談だけでなく、他の種別の相談にも対応している。児童虐待相談以外の相談種別も含めた基準の設定が適切ではないか。

③ 人口・児童虐待相談対応件数以外の観点における基準等の検討について

検討委員会において、児童相談所の実態に照らし、管轄人口当たり・児童虐待相談対応件数当たりの配置基準のほか、次の観点における配置基準の設定が望ましいのではないかと意見があった。

<児童福祉司 1 人あたりの総担当ケース数の観点>

- ・ イギリスの CSC (Children's Social Care) では職員 1 人当たりの担当ケース数が 10 件台⁴と聞く。委員所属の児童相談所においても、児童福祉司 1 人当たりのケース数が 20 件程度となるように人員配置を行っているが、充実した支援を行うためには、一定の時間外勤務が発生するなど、40 件の半数程度の担当ケース数であっても職員の負担が大きい現状がある。諸外国の体制を参考に、適切な担当ケース数となるよう、担当ケース数に着目した基準が望ましいのではないかと。
- ・ なお、イギリスのソーシャルワーカーには、クライアントとの連絡調整や記録作成等の

⁴ 英国教育局 (DfE) の年次統計レポートによると、2024 年 9 月時点のフルタイム換算のソーシャルワーカー 1 人当たりの平均担当ケース数は 15.4 件。

Gov-UK.Explore education statistics. <https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-s-social-work-workforce/2024>

事務的業務を行うサポートスタッフを配置し、ソーシャルワーカーが本来の支援業務に注力できる体制を取っている例もあり、日本の児童相談所との担当ケース数以外の観点においてもソーシャルワーカーの負担軽減が図られている点にも留意する必要がある。

<相談受付件数に応じた配置基準の観点>

- ・ 現在の基準に採用されている「児童虐待相談対応件数」については、児童相談所が虐待と判断せず、「非該当」として扱った件数が計上されていない。
- ・ しかし、実際には、結果的に「非該当」とした事例についても、児童相談所は調査を尽くした上で判断しており、調査を行うことによる業務負担は現に発生している。
- ・ こうした「非該当」の事例も含めた件数で配置人数を考えるべきであり、「児童虐待相談対応件数」ではなく、「相談受付件数」で配置基準を定めるのが適切ではないか。

<管轄区域の広域性の観点>

- ・ 児童福祉司の業務は、対面での協議を行い、関係性を構築することが必要であるところ、家庭訪問、施設訪問、関係機関との対面での協議等、多くの移動が伴う。管轄区域が広い児童相談所では、移動に時間を要し、1日の中で対応可能な業務に制限がある。また、夜間の家庭訪問等が発生すると、帰所が遅い時間となり、その分長時間の時間外勤務が発生する。このように、管轄区域が広域であるがゆえに職員の負担が大きくなる側面がある。
- ・ こうした状況を踏まえると、広域性を考慮した基準の設定も一案ではないか。

<中央児童相談所の役割の観点>

- ・ 各自治体の中央児童相談所は、自治体内の児童相談所の実情を把握しつつ、「児童相談所間の連絡調整」、「市区町村との連絡調整」、「各種会議体の企画・調整」、「管内の児童相談所への技術的援助」、「情報提供」、「措置の調整」等の多様な業務を担う。
- ・ こうした中央児童相談所特有の業務については、自治体によっては、必ずしも専任の職員が配置されておらず、定員上の児童福祉司等が兼務している実態がある。これは、アンケート調査において、「中央児童相談所」と「自治体内に1つのみの児童相談所」（中央児童相談所に準ずる業務を担っていると考えられる児童相談所）の児童福祉司及び児童福祉司SVの超過勤務時間（月平均・1人当たり）が、これら以外の児童相談所よりも多くなっていたことから推察できる。特に児童福祉司SVの超過勤務の差については、児童福祉司の超過勤務時間の差よりも大きくなっている。これは、中央児童相談所としての業務は、特に児童福祉司SV等の一定の役職を持った職員が担っていることが多いことが背景にあると考えられる。
- ・ 中央児童相談所及び中央児童相談所に準ずる児童相談所（自治体内に1つのみの児童相談所等）に対しては、中央児童相談所としての役割を考慮した基準が設定されることが望ましいのではないか。

④ 先行調査との比較から見る児童福祉司の業務負担の変化について

先行研究（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における児童福祉司

等の勤務実態等についての調査研究」)のタイムスタディ調査と今回のタイムスタディ調査の結果を比較すると、次のことが言える。

児童福祉司の1人当たりの平均担当ケース数は先行：平均47.0件、今回：平均25.2件と大きく減少したものの、1日当たりの業務時間数は先行：585.9分、今回：569.7分と、約16分の減少に留まっている。

前回調査に比して増減が大きかった業務について、検討委員会において、増減した背景について協議を行った。増減の大きかった業務と考えられる背景は図表116及び図表117のとおりである。

図表 116 従事時間が減少した主な業務及び考えられる減少の要因

業務	前回調査の従事時間(1日当たり・分)	今回調査の従事時間(1日当たり・分)	増減(分)	考えられる背景
資料作成・確認(面接時の記録や資料)	116.5	66.7	-49.8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人当たり担当ケース数の減少による作成すべき記録件数の減少 ・ AI・デジタルツールの活用や、面接にPCを持ち込んでの記録作成等による効率化
所内協議(ケースに関する協議・打合せ)	31.3	18.5	-12.8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人当たり担当ケース数の減少による協議・打合せ件数の減少
助言・指導(保護者との面接)	52.5	42.1	-10.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人当たり担当ケース数の減少による面接機会の減少

図表 117 従事時間が増加した主な業務及び考えられる減少の要因

業務	前回調査の従事時間（1日当たり・分）	今回調査の従事時間（1日当たり・分）	増減（分）	考えられる背景
資料作成（個別ケースの記録や資料）	81.4	124.4	+43.0	<ul style="list-style-type: none"> 意見聴取等措置、意見表明等支援事業等の新たな取組や、開示請求等の法的対応の増加に対応するための資料作成が求められていること 要対協を以前に比して頻繁に行うようになったこと
研修	8.8	36.6	+27.8	<ul style="list-style-type: none"> 経験が浅い職員の増加に対応するための研修機会の増加

上記の考えられる背景を踏まえると、1人当たりの担当ケース数の減少により、一部の業務従事時間が減少していることは考えられるものの、意見聴取等措置や意見表明等支援事業といった近年新たに創設された制度や、法的対応の増加等により、ケース1件あたりの業務負荷が以前に比して大きくなっていることが考えられる。

⑤ 今後さらなる分析を要する児童福祉司等の業務負荷について

検討委員会において、本調査では必ずしも明らかにならなかったものの、今後さらなる調査・分析を要する児童福祉司の業務負荷として、次のものが挙げられた。

<夜間・休日対応の業務負荷>

- 検討委員からは、児童福祉司の業務負担の実態として、「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)への対応や、警察からの身柄付き通告への対応等をはじめとした夜間・休日における緊急対応の負担が大きい」との意見があった。
- タイムスタディ調査では、22時台から翌6時台に開始された業務を「夜間に行われた業務」と仮定し、回答を抽出したところ、該当する回答48件のうち、「移動（一時保護時の司法審査に係る移動を除く）」が8件（総時間595分、1件あたり74.4分）、「虐待が疑われる事例等への電話対応」が7件（総時間660分、1件あたり94.3分）と多く行われていた。
- また、アンケート調査では、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等の電話受付・窓口受付を民間機関等へ委託している児童相談所が全体の32.7%を占めているが、委託をせず相談所職員が夜間の入電への対応も含めて直接対応している児童相談所が多いと考えられる。
- さらに、夜間・休日における緊急対応に係る体制の取り方は、例えば緊急時の電話対応について、所内の全職員を組み込んだ当番制を取っていたり、若手職員の負担を考慮し、児

童福祉司SV等の特定の職員による当番制を取っていたりと、児童相談所によって異なる。

- ・ 民間機関への委託状況や体制の違いを踏まえた、夜間・休日対応の業務負担の実態を把握・分析し、職員の負担軽減に向けたさらなる検討が望まれる。

(2) 里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の配置基準等について

① 里親養育支援児童福祉司の配置基準について

現行の配置基準では、里親養育支援児童福祉司は「各児童相談所1人を配置」とされている。

一方、本事業における調査により、次のとおり里親養育支援児童福祉司の体制上の課題が明らかになった。

- ・ 管轄区域の面積や、管轄区域の人口規模が大きい児童相談所は、里親養育支援児童福祉司の業務量が多く、負担が大きいと考えている（アンケート調査結果から）。
- ・ 里親登録数や里親委託児童数が多い児童相談所では、里親との連絡調整や登録事務等の負担が大きい（ヒアリング調査結果から）。

管轄区域の面積が大きい児童相談所では、対面による連絡調整や里親への助言・指導の負担が大きくなっていることが里親養育支援児童福祉司の負担が大きくなっていることの要因と推察される。また、里親登録数や里親委託児童数が多い児童相談所では、当然に里親との連絡調整や里親への助言・指導を行う機会が多く、里親支援児童福祉司の負担が大きくなっていると推察される。

上記を踏まえると、今後の里親支援の状況も踏まえつつ、里親登録数、里親委託児童数をはじめ、児童相談所の規模や、地域における里親支援センター及びフォスタリング機関の設置有無など社会資源に応じた配置基準の検討が必要ではないか。

また、検討委員会では、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、里親委託を全国的に推進していくに当たって、里親養育支援児童福祉司の配置について次のとおり意見があった。

- ・ 里親委託の推進には、里親支援の充実が不可欠である。里親登録数が多い児童相談所や里親委託率が高い児童相談所では、現にいる里親への支援を充実させるために、当然に里親養育支援児童福祉司の増員が必要となる一方、里親登録数が少ない児童相談所や里親委託率が低い児童相談所においても、里親のリクルートの充実や、担当の児童福祉司や児童心理司をサポートしながら積極的に里親委託を推進する立場として、里親養育支援児童福祉司の活躍が不可欠であるため、こうした児童相談所においても、里親養育支援児童福祉司の増員が望ましい。
- ・ 里親養育支援児童福祉司の業務負担は、里親支援センターやフォスタリング機関への里親関連業務の委託の有無や、委託している業務の範囲等によって異なる。今後、これらの背景事情も踏まえたより詳細な里親養育支援児童福祉司の業務負担に関する調査・分析が望まれる。

② 市町村支援児童福祉司の配置基準について

現行の配置基準では、里親養育支援児童福祉司は「都道府県は30市町村につき1人、指定都市は1人を配置」とされている。

アンケート調査結果から、管轄区域の面積が大きい児童相談所では、市町村支援児童福祉司の業務量が多く、負担が大きいと回答する傾向が見られた。また、ヒアリング調査においては、「市町村支援児童福祉司は市町村職員と信頼関係構築を構築することが重要であり、市町村を訪問して直接会話することが必要となる。そのため、移動が多く、管轄区域が広域であるとその分業務負担も大きくなる」との意見が挙げられた。

こうした状況を踏まえると、市町村支援児童福祉司の配置基準では、広域性も考慮したものとすることが望ましいのではないか。

③ 里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の支援の充実に向けた取組

ヒアリング調査において、里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司に共通して、業務上の課題として次の事項が挙げられた。

児童相談所運営指針等で、里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の行うべき業務は一定整理されているものの、その前段階にある「里親や市町村に対する支援の方針」や、その方針を踏まえた「里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の役割」が必ずしも明確にされていない。

方針や役割が明確でないため、各児童相談所の里親養育支援児童福祉司や市町村支援児童福祉司がそれぞれ異なった支援を行っており、効果的な支援方法が全国に展開されない。

上記を踏まえると、里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の支援の充実に向けて、次のような取組が必要ではないか。

- ・ 里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の支援実態を把握した上で、地域の実情に応じた多様性も配慮しつつ、里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の一定の支援方針・役割等を定めること
- ・ 効果的・先進的なものを取りまとめ、全国の児童相談所に周知することで、効果的な支援の横展開を図ること

(3) 一時保護時の司法審査の導入による児童相談所の業務への影響

① 一時保護時の司法審査の導入により増加した負担の所在

一時保護時の司法審査の導入による業務への影響について、「従来のケースワークに比して純粋に増加した負担」と、「従来のケースワークと一体的に考慮すべき負担」の観点が考えられる。ここでは、双方の観点から一時保護時の司法審査の導入による児童相談所の業務への影響について考察する。

<従来のケースワークに比して純粋に増加した負担>

アンケート調査結果及びヒアリング調査結果を見ると、従来のケースワークに比して純粋に増加した負担として、次の業務が多く挙げられた。

- ・ 児童及び親権者の特定に関する業務
- ・ 裁判所へ提出する資料の作成
- ・ 提出書類の裁判所への持込み

<従来のケースワークと一体的に考慮すべき負担>

アンケート調査結果、タイムスタディ調査及びヒアリング調査結果を見ると、純粋に増加した前述の業務に加え、主に司法審査の時間的制約から、次のような影響があると考えられる。

- ・ 当該ケースの担当者以外の職員も巻き込んでスピーディに対応する必要がある
- ・ 司法審査を優先的に対応する必要があり、他のケースワークに割く時間が圧迫される
- ・ こどもや親権者の一時保護に関する意向確認をはじめ、以前にも増してひとつひとつのケースワークを丁寧に行う必要がある
- ・ 綿密なスケジュール管理が求められることや、司法審査に係る資料は裁判所へ提出するという特性上、職員のプレッシャーとなり、精神的な負担にもつながっている

これらは、単に事務等の作業の負担が増加したのではなく、主となって司法審査の対応にあたる児童福祉司や児童福祉司 SV、ひいては児童相談所のケースワーク全体に影響を及ぼしていると考えられる。

以上を踏まえると、司法審査の導入により、業務の増加に加え、担当者以外の職員を巻き込むことや他のケースワークに割くべき時間が圧迫されることによる児童相談所全体の業務への影響、職員の精神的負担の増加が発生していると考えられ、ひいては児童虐待対応の遅れや職員の定着への影響等が懸念される。

② 一時保護時の司法審査の導入により増加した負担を踏まえた対応策

前述の司法審査の導入により増加した負担を踏まえると、国や各自治体において、次の対応策に取り組むことが望まれる。

<児童福祉司の増員>

。

司法審査の導入により、児童及び親権者の特定に関する業務や提出資料の作成といった事務負

担が増加しているだけでなく、内閣府令に定める場合の該当性（府令該当性）や一時保護の必要性に関する事実関係の整理など、児童福祉司や児童福祉司 SV でなければ実質的に担えない専門性を要する業務も新たに増加している。加えて、司法審査の時間制約から、優先的に司法審査に係る対応を行う必要があり、こどもや保護者との面接、関係機関との連絡調整、援助方針の検討など、本来児童福祉司が行うべき他のケースワークに割く時間が圧迫されることが懸念される。

司法審査対応職員は、関係機関からの資料取得に係る連絡調整、資料作成の補助及び裁判所への資料提出等を担うことで、児童福祉司等の負担軽減に資することが期待される。他方で、府令該当性や一時保護の必要性に関する判断、その前提となる面接やアセスメントといった、司法審査において発生する中核的業務は、児童福祉司や児童福祉司 SV による対応が不可欠であり、司法審査対応職員のみで代替することはできない。

したがって、司法審査対応職員の配置により事務的負担を軽減することに加え、司法審査に伴って増加する専門的判断等を担う児童福祉司の体制自体を強化し、司法審査への対応中であっても、継続的なケースワークを維持できるよう、児童福祉司の増員を通じて、児童相談所全体として必要な支援が滞らない体制を構築することが求められる。

<司法審査対応職員の配置促進>

司法審査の導入により新たに発生した、児童及び親権者の特定に関する業務、裁判所へ提出する資料の確認、提出書類の裁判所への持込み等の業務については、会計年度任用職員を想定した司法審査対応職員によって、一定対応可能と考えられる。

すでに一時保護件数が多い自治体を中心に配置がなされているところであるが、各児童相談所の一時保護対応件数等を踏まえながら、自治体において配置が進むよう、国においても配置を促していくことが望まれる。

その際、すでに実施されている財政支援に加え、司法審査対応職員を効果的に活用している自治体の事例を合わせて周知することが有効であると考えられる。

<法的対応職員の配置>

各児童相談所では、弁護士の配置・弁護士事務所との契約等を進めてきており、すべての児童相談所で弁護士を活用できる体制が整っている。

しかし、常勤弁護士を配置している児童相談所は全国で 19 か所であり、その他の児童相談所は、非常勤弁護士を配置しているもしくは弁護士事務所と契約を締結している状況である（令和 7 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料より）。一時保護時の司法審査は、時間制約からスピーディな対応が求められるが、非常勤もしくは契約を締結している弁護士は、場合によっては必要なタイミングで助言を得ることが難しいことが想定される。

については、ヒアリング調査で把握したように、法務所管部署の業務経験がある職員を、一時保護時の司法審査に加え、児童福祉法第 28 条申し立てや開示請求等の法的対応が発生した際に担当児童福祉司等のサポートを行う「法的対応職員」として配置することが効果的ではないか。

この「法的対応職員」として正規職員を配置することにより、弁護士から柔軟に助言を得ることが難しい児童相談所においても、一定の法務知識を有する職員がサポートを行う体制が取れることとなる。

また、法務知識のサポートだけでなく、児童福祉司 SV が行う司法審査への対応に係るスケジュール管理・全体マネジメントのサポートも行うことで、特に一時保護対応が重なった際に負担が大きくなる児童福祉司 SV の負担軽減になり、児童相談所全体で持続可能な体制の構築につながるものとする。

なお、児童福祉司 SV が行う司法審査への対応に係るスケジュール管理・全体マネジメントのサポートも行うことを想定する場合は、司法審査に係る対応についてのみでなく、一時保護の前後も含めたケースマネジメントについて精通する必要がある、については児童福祉司としての必要な知識・経験の獲得が必要となることに留意が必要である。

付録 1 児童相談所に対する質問紙調査 調査項目

児童相談所の業務実施体制に関する調査研究 児童相談所に対する質問紙調査 調査項目一覧

※本調査項目一覧の問番号と、実際のWeb回答フォームの問番号は一致しない場合があります。

調査対象：全ての児童相談所（令和7年4月1日時点：240か所）

回答時点：設問内で断りがない限り、令和7年11月1日時点での状況を回答いただく

【回答形式の凡例】

・SA：単一回答、MA：複数回答、Num：数値での回答、FA：自由記述回答

分類	問番号	調査項目	選択肢	回答形式																																																																																																																						
1. 児童相談所の概要																																																																																																																										
	1	児童相談所名		FA																																																																																																																						
	2	児童相談所の所在地（都道府県名）		FA																																																																																																																						
	3	児童相談所の所在地（市区町村名）		FA																																																																																																																						
	4	貴児童相談所の位置づけを選択してください。	1. 中央児童相談所 2. 自治体内に1つだけの児童相談所 3. 左記以外の児童相談所	SA																																																																																																																						
	5	管轄区域の総人口 （国勢調査、住民基本台帳、推計人口等、根拠は問わず把握されている最新の人口を記入してください）		Num																																																																																																																						
	6	管内区域の児童（18歳未満）人口 （国勢調査、住民基本台帳、推計人口等、根拠は問わず把握されている最新の人口を記入してください）		Num																																																																																																																						
	7	貴児童相談所の管轄区域の面積		Num																																																																																																																						
	8	児童虐待対応件数（令和6年度実績を記入してください）		Num																																																																																																																						
2. 児童相談所の体制																																																																																																																										
	9	貴児童相談所では、虐待対応の専任組織を設置していますか。当てはまるもの1つを選んでください。 ※虐待対応の専任組織とは、従来の地区担当制によらず、児童虐待等の相談に対して迅速な対応が行えるよう組織したチームを指します。	1. 設置している 2. 設置していない	SA																																																																																																																						
	10-1	貴児童相談所の業務のうち、その一部（もしくは全部）を民間機関等へ委託しているものを選択してください。（令和7年4月1日時点の状況を回答してください）	1. 虐待通告を受けた後の安全確認 2. 家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施 3. 入所措置等解除時の必要な助言 4. 入所措置等解除後の児童の安全確認 5. 入所措置等解除後の相談・支援 6. 受付業務（「189」等の電話受付、窓口受付） 7. 夜間休日の受付業務 8. 相談対応業務 9. 里親委託に関する業務→具体的な内容（ ） 10. 養子縁組に関する業務→具体的な内容（ ） 11. 一時保護に関する業務→具体的な内容（ ） 12. 研修業務 13. その他→具体的な内容（ ） 14. 委託していない	SA																																																																																																																						
	10-2	<10-1で「1. ある」と回答した場合> 民間機関等へ委託している業務を全て選択してください。そして、委託している業務それぞれについて、「委託のメリット」と「想定した効果が得られているか」について、当てはまるものを1つ選択してください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務</th> <th rowspan="2">委託の有無 (委託しているものに○)</th> <th colspan="3">委託のメリット (当てはまるものをすべて選択)</th> <th colspan="3">委託の効果 (1つを選択)</th> </tr> <tr> <th>職員の負担軽減</th> <th>民間機関等の専門性の活用</th> <th>その他</th> <th>得られている</th> <th>どちらとも言えない</th> <th>得られていない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 虐待通告を受けた後の安全確認</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 入所措置等解除時の必要な助言</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 入所措置等解除後の児童の安全確認</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 入所措置等解除後の相談・支援</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 受付業務（「189」等の電話受付、窓口受付）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 夜間休日の受付業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 相談対応業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 里親委託に関する業務→具体的な内容（ ）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. 養子縁組に関する業務→具体的な内容（ ）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. 一時保護に関する業務→具体的な内容（ ）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12. 研修業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. その他→具体的な内容（ ）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務	委託の有無 (委託しているものに○)	委託のメリット (当てはまるものをすべて選択)			委託の効果 (1つを選択)			職員の負担軽減	民間機関等の専門性の活用	その他	得られている	どちらとも言えない	得られていない	1. 虐待通告を受けた後の安全確認								2. 家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施								3. 入所措置等解除時の必要な助言								4. 入所措置等解除後の児童の安全確認								5. 入所措置等解除後の相談・支援								6. 受付業務（「189」等の電話受付、窓口受付）								7. 夜間休日の受付業務								8. 相談対応業務								9. 里親委託に関する業務→具体的な内容（ ）								10. 養子縁組に関する業務→具体的な内容（ ）								11. 一時保護に関する業務→具体的な内容（ ）								12. 研修業務								13. その他→具体的な内容（ ）								SA
業務	委託の有無 (委託しているものに○)	委託のメリット (当てはまるものをすべて選択)				委託の効果 (1つを選択)																																																																																																																				
		職員の負担軽減	民間機関等の専門性の活用	その他	得られている	どちらとも言えない	得られていない																																																																																																																			
1. 虐待通告を受けた後の安全確認																																																																																																																										
2. 家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施																																																																																																																										
3. 入所措置等解除時の必要な助言																																																																																																																										
4. 入所措置等解除後の児童の安全確認																																																																																																																										
5. 入所措置等解除後の相談・支援																																																																																																																										
6. 受付業務（「189」等の電話受付、窓口受付）																																																																																																																										
7. 夜間休日の受付業務																																																																																																																										
8. 相談対応業務																																																																																																																										
9. 里親委託に関する業務→具体的な内容（ ）																																																																																																																										
10. 養子縁組に関する業務→具体的な内容（ ）																																																																																																																										
11. 一時保護に関する業務→具体的な内容（ ）																																																																																																																										
12. 研修業務																																																																																																																										
13. その他→具体的な内容（ ）																																																																																																																										

10-3	<10-1で「14. 委託していない」と回答した場合> 民間機関等へ業務を委託していない理由について、当てはまるものを全てを選択してください。	1. 個人情報保護の観点から外部への委託は適切でないと考えから 2. 委託先となる適切な民間機関等がないから 3. 民間機関等の専門性についての判断が難しいから 4. 全ての業務について児童相談所職員で対応可能だから 5. 児童相談所が直接実施したほうが適切な支援を行えるから 6. 委託するための予算が確保できないから 7. その他→具体的な内容（ ）	MA																		
3. 相談受付件数等の状況																					
11	貴児童相談所における相談受付件数（令和6年度実績）を回答してください。	<table border="1"> <tr> <td>養護相談</td> <td>児童虐待相談 その他の相談</td> </tr> <tr> <td>保健相談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害相談</td> <td>肢体不自由相談 視覚障害相談 言語発達障害等相談 重症心身障害相談 知的障害相談 自閉症等相談</td> </tr> <tr> <td>非行相談</td> <td>く犯等相談 触法行為等相談</td> </tr> <tr> <td>育成相談</td> <td>性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談</td> </tr> <tr> <td>その他の相談</td> <td></td> </tr> </table>	養護相談	児童虐待相談 その他の相談	保健相談		障害相談	肢体不自由相談 視覚障害相談 言語発達障害等相談 重症心身障害相談 知的障害相談 自閉症等相談	非行相談	く犯等相談 触法行為等相談	育成相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談	その他の相談		Num						
養護相談	児童虐待相談 その他の相談																				
保健相談																					
障害相談	肢体不自由相談 視覚障害相談 言語発達障害等相談 重症心身障害相談 知的障害相談 自閉症等相談																				
非行相談	く犯等相談 触法行為等相談																				
育成相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談																				
その他の相談																					
12	記事相談所における令和7年11月1日時点で進行中のケース件数を、相談種別ごとに回答してください。	<table border="1"> <tr> <td>養護相談</td> <td>児童虐待相談 その他の相談</td> </tr> <tr> <td>保健相談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害相談</td> <td>肢体不自由相談 視覚障害相談 言語発達障害等相談 重症心身障害相談 知的障害相談 自閉症等相談</td> </tr> <tr> <td>非行相談</td> <td>く犯等相談 触法行為等相談</td> </tr> <tr> <td>育成相談</td> <td>性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談</td> </tr> <tr> <td>その他の相談</td> <td></td> </tr> </table>	養護相談	児童虐待相談 その他の相談	保健相談		障害相談	肢体不自由相談 視覚障害相談 言語発達障害等相談 重症心身障害相談 知的障害相談 自閉症等相談	非行相談	く犯等相談 触法行為等相談	育成相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談	その他の相談		Num						
養護相談	児童虐待相談 その他の相談																				
保健相談																					
障害相談	肢体不自由相談 視覚障害相談 言語発達障害等相談 重症心身障害相談 知的障害相談 自閉症等相談																				
非行相談	く犯等相談 触法行為等相談																				
育成相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談																				
その他の相談																					
13	所内で直近6か月以内（令和7年5月1日～10月31日）に終了したケース（相談種別ごとに1ケースずつ）のうち、受理から終了までの期間が最も長かった1ケースについて、「受理から終了までの対応期間（月数）」、「児童の措置等の状況」（在宅指導、施設入所、里親委託（ファミリーホームを含む）の別）、「対応が長期間となった理由」を回答してください。	<table border="1"> <tr> <th>相談種別</th> <th>受理から 終了まで の対応期 間（か 月）</th> <th>児童の措置等の状況 （以下から該当する者を 1つ選択）</th> <th>対応が長期間となった理由 （以下から該当するものを 全てを選択）</th> </tr> <tr> <td>養護相談</td> <td>児童虐待 相談 その他の 相談</td> <td rowspan="6">1. 在宅指導 2. 施設入所 3. 里親委託（ファミ リホームを含む）</td> <td rowspan="6">1. 保護者が不在（音信不 通、行方不明、死別等）のため 2. 保護者との調整が難航した ため 3. 子どもとの調整が難航した ため 4. 関係機関との調整が難航し たため 5. その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>保健相談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害相談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非行相談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>育成相談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の相談</td> <td></td> </tr> </table>	相談種別	受理から 終了まで の対応期 間（か 月）	児童の措置等の状況 （以下から該当する者を 1つ選択）	対応が長期間となった理由 （以下から該当するものを 全てを選択）	養護相談	児童虐待 相談 その他の 相談	1. 在宅指導 2. 施設入所 3. 里親委託（ファミ リホームを含む）	1. 保護者が不在（音信不 通、行方不明、死別等）のため 2. 保護者との調整が難航した ため 3. 子どもとの調整が難航した ため 4. 関係機関との調整が難航し たため 5. その他（ ）	保健相談		障害相談		非行相談		育成相談		その他の相談		
相談種別	受理から 終了まで の対応期 間（か 月）	児童の措置等の状況 （以下から該当する者を 1つ選択）	対応が長期間となった理由 （以下から該当するものを 全てを選択）																		
養護相談	児童虐待 相談 その他の 相談	1. 在宅指導 2. 施設入所 3. 里親委託（ファミ リホームを含む）	1. 保護者が不在（音信不 通、行方不明、死別等）のため 2. 保護者との調整が難航した ため 3. 子どもとの調整が難航した ため 4. 関係機関との調整が難航し たため 5. その他（ ）																		
保健相談																					
障害相談																					
非行相談																					
育成相談																					
その他の相談																					
14	令和6年度における一時保護対応件数を回答してください。（福祉行政報告例の報告数値を記載してください）	<table border="1"> <tr> <td>総計</td> </tr> <tr> <td>うち職権による一時保護</td> </tr> </table>	総計	うち職権による一時保護	Num																
総計																					
うち職権による一時保護																					

4. 児童福祉司の勤務実態								
15	貴児童相談所における令和4年度から令和6年度の児童福祉司（SV、里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を除く）、児童福祉司SV、里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司（それぞれ常勤職員のみ）の超過勤務時間の平均を回答してください。 ※1カ月以上休職をしている職員及び短時間勤務職員は除いて計算してください。 ※小数点第一位まで記入してください <計算方法> （月間の超過勤務時間の平均）＝全員の1年間の超過勤務時間の合計÷人数÷12カ月	児童福祉司（SV、里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を除く）1人当たりの月間の超過勤務時間（時間）	R4年度	R5年度	R6年度	Num		
		児童福祉司SV 1人当たりの月間の超過勤務時間（時間）						
		里親養育支援児童福祉司 1人当たりの月間の超過勤務時間（時間）						
		市町村支援児童福祉司 1人当たりの月間の超過勤務時間（時間）						
16-1	貴児童相談所の児童福祉司について、体制上の課題と感じるものをすべて選択してください。	1. 人員が不足している 2. 経験年数の浅い児童福祉司が増加しており、知識やスキルの向上が必要 3. 児童福祉司に対して助言・指導する立場の職員（児童福祉司SV等）が足りない 4. 里親養育支援児童福祉司の業務量が多く、負担が大きい 5. 市町村支援児童福祉司の業務量が多く、負担が大きい 6. その他→具体的な内容（ ） 7. 特になし					MA	
16-2	（問18-1で「1. 人員が不足している」を選択した場合のみ回答してください） 人員が不足していると考える背景・理由等をすべて回答してください。	1. 人事当局に増員の要望を挙げているものの配置がされない 2. 配置基準は満たしているが、配置基準どおりの人員でも業務過多により人員が足りない 3. 職員の健康上の理由による離職・長期休職により欠員が生じている 4. 介護や育児休暇など家庭上の理由による離職・長期休職により欠員が生じている 5. 職員採用の募集に対して応募が少ない 6. その他（ ） 7. 特になし					MA	
	きいと感じるノンコア業務（※）を全て選択して回答してください。 ※ノンコア業務とは、児童や保護者等の面接、一時保護等の緊急対応、援助方針の検討など、担当児童福祉司が主となって行うべきケースワーク以外の業務を指します。	2. 所内会議の資料作成（援助方針会議や緊急受理会議に係る資料など、ケースワークの方針に直結する重要資料を除く、事務的な資料の作成） 3. 児童の移送 4. 職員の移動 5. 関係機関との事務的な連絡・調整 6. 情報開示請求や行政不服審査に係る資料作成 7. その他→具体的な内容（ ） 8. 特になし					MA	
4. 一時保護時の司法審査に係る対応状況等								
18	令和7年6月1日以降、司法審査により一時保護状を請求した件数を、事前請求・事後請求別に回答してください。				事前請求	事後請求	Num	
		請求件数（総数）						
		一時保護状が発付された件数（請求却下の審判に対する取消請求により一時保護状が発付された件数を除く）						
		請求が却下された件数 うち請求却下の審判に対する取消請求により一時保護状が発付された件数						
19-1	貴児童相談所では、一時保護時の司法審査対応職員（主に一時保護時の司法審査に係る家庭裁判所への提出書類の収集や作成等を行うための職員）を配置していますか。	1. 配置している 2. 配置していない					SA	
19-2	（問21-1で「1. 配置している」と回答した場合） 配置している職員数を回答してください。	常勤 専任 兼任 主な兼務先（記述）			非常勤 専任 兼任		Num	
19-3	（問21-1で「1. 配置している」と回答した場合） 一時保護の司法審査対応職員が行っている業務をすべて選択してください。	1. 児童及び親権者等の特定に関する業務（市町村への住基情報の照会等） 2. 保護者への一時保護に関する説明（一時保護の理由、目的、保護の見通し、一時保護の司法審査の手続の概要等） 3. 一時保護に関する親権者等の同意の確認 4. 親権者等の意見の確認 5. 児童の意見又は意向の確認 6. 裁判官へ提出する資料の作成 7. 市町村、医療機関、学校等の関係機関との調整（児童に関する情報や資料等の収集） 8. 提出書類の裁判所への持込み 9. その他→具体的な内容（ ）					MA	

	20	一時保護の司法審査に係る各業務ごとに、業務に関わっている職員の職種を選択してください。 (ひとつの業務に複数の職種が関わっている場合は、関わっている職種をすべて選択してください。)	業務	関わっている職種							
				児童福祉司	児童福祉司SV	児童心理司	弁護士	保健師	一時保護の司法審査対応職員	その他	
			1. 児童及び親権者等の特定に関する業務（市町村への住基情報の照会等）								MA
			2. 保護者への一時保護に関する説明								MA
			3. 一時保護に関する親権者等の同意の確認								MA
			4. 親権者等の意見の確認								MA
			5. 児童の意見又は意向の確認								MA
			6. 裁判官へ提出する資料の作成								MA
			7. 市町村、医療機関、学校等の関係機関との調整（児童に関する情報や資料等の収集）								MA
			8. 提出書類の裁判所への持込み								MA
	21	一時保護の司法審査に係る各業務について、施行前の従来のケースワークと比較して業務上の負担が大きくなったと感じる度合いを選択してください。 ※施行により新たに業務が発生し、その負担が大きと感じるものは「1. 非常に大きい」または「2. 大きい」を選択してください。施行前から実施している業務や、施行により新たに業務が発生したものの負担が大きくないと感じるものは「4. あまり大きくない」または「5. 小さい」を選択してください。	1. 児童及び親権者等の特定に関する業務（市町村への住基情報の照会等）	1. 非常に大きい 2. 大きい 3. どちらとも言えない 4. あまり大きくない 5. 小さい							SA
			2. 保護者への一時保護に関する説明	1. 非常に大きい 2. 大きい 3. どちらとも言えない 4. あまり大きくない 5. 小さい							SA
			3. 一時保護に関する親権者等の同意の確認	1. 非常に大きい 2. 大きい 3. どちらとも言えない 4. あまり大きくない 5. 小さい							SA
			4. 親権者等の意見の確認	1. 非常に大きい 2. 大きい 3. どちらとも言えない 4. あまり大きくない 5. 小さい							SA
			5. 児童の意見又は意向の確認	1. 非常に大きい 2. 大きい 3. どちらとも言えない 4. あまり大きくない 5. 小さい							SA
			6. 裁判官へ提出する資料の作成	1. 非常に大きい 2. 大きい 3. どちらとも言えない 4. あまり大きくない 5. 小さい							SA
			7. 市町村、医療機関、学校等の関係機関との調整（児童に関する情報や資料等の収集）	1. 非常に大きい 2. 大きい 3. どちらとも言えない 4. あまり大きくない 5. 小さい							SA
			8. 提出書類の裁判所への持込み	1. 非常に大きい 2. 大きい 3. どちらとも言えない 4. あまり大きくない 5. 小さい							SA
	22	一時保護時の司法審査に係る対応について、課題と感じるものをすべて選択してください。	1. 司法審査の施行により業務量が増加し、現在の職員数では対応が難しい（人員が足りない） 2. 業務量の増加により、一時保護をためらってしまう 3. 時間的な制約（一時保護開始から7日以内に一時保護状を請求する必要がある）から、当該児童の担当者だけでなく、業務に余裕がある他の職員も巻き込んで対応する必要がある 4. 時間的な制約から、優先的に司法審査に係る対応をする必要があり、他の業務を行う時間がなくなる 5. 裁判所が遠く、提出資料の持ち込みに時間を割く必要がある 6. 法的対応に係る知見を有する職員が足りない 7. その他→具体的な内容（ ） 8. 特になし							MA	

付録2 児童福祉司等に関するタイムスタディ調査票

令和7年度子ども子育て支援等推進調査研究事業 児童相談所の業務実施体制に関する調査研究 〈タイムスタディ調査票〉

《調査へのご協力をお願い》

- ・ 弊社（PwCコンサルティング合同会社）は、こども家庭庁からの補助をうけ（令和7年度子ども子育て支援等推進調査研究事業）、「児童相談所の業務実施体制に関する調査」を実施しています。
- ・ 令和4年の児童福祉法の改正により、令和7年6月から一時保護時の司法審査が施行されていることを踏まえ、令和8年度末までの児童福祉司等の増員目標等を定めている「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、「令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度からの導入の状況を含め、更なる推進等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する」とされています。
本調査は、司法審査の導入による影響も踏まえた、児童相談所の業務の実態を明らかにし、今後の児童相談所の体制の在り方を検討する際の基礎資料を得ることを目的として実施するものです。
- ・ ご多用の折、お手を煩わせることになり誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、本調査票にご回答の上、令和7年12月17日（水）までに下記宛先までメールでご返送下さいますようお願い申し上げます。

■ご提出期限■

令和7年12月17日（水）までにご返送をお願いいたします。

■ご返送先■

非開示

【ご回答いただくに当たって】

- ◆ ご記入に当たっては、別紙「記入要領」をご覧ください。
- ◆ ご回答いただいた結果は、本事業の調査実施主体であるPwCコンサルティング合同会社が集計・分析を行い、報告書としてとりまとめを行います。
- ◆ ご回答いただいた調査票は統計分析にのみ使用し、ご回答者の許可なく貴相談所が特定される情報や、個人のお名前が公開されることはありません。報告書は令和8年4月以降に弊社HPで公表されます。

〈調査実施事務局・調査内容に関するお問い合わせ先〉

非開示

ご回答者の属性

1～4は【**全ての方**】がご記入ください

児童相談所名： 回答者名：

1. 主な職種
- | | | |
|------------|----------------|--------------------------|
| 1. 児童福祉司 | 3. 里親養育支援児童福祉司 | 記入欄 <input type="text"/> |
| 2. 児童福祉司SV | 4. 市町村支援児童福祉司 | |
2. 兼務職種
1. で選択した職種と兼務しているものがあればご記入ください。
- | | | |
|------------|----------------|--------------------------|
| 1. 児童福祉司 | 3. 里親養育支援児童福祉司 | 記入欄 <input type="text"/> |
| 2. 児童福祉司SV | 4. 市町村支援児童福祉司 | |

3. 担当ケース数

担当ケースを持っている場合は、相談種別ごとの担当件数を、「入所措置」「里親委託」「在宅支援」「援助方針未決定」ごとにご記入ください。（令和7年11月1日時点で受付し終結していないケース数（副担当のケースも含む）をご記入下さい）

	入所措置	里親委託 (ファミリーホームを含む)	在宅支援	援助方針未決定	合計(自動)
養護相談(虐待)					0
養護相談(その他)					0
保健相談					0
障害相談					0
非行相談					0
育成相談					0
その他の相談					0
合計(自動)	0	0	0	0	0

4. 児童相談所の通算経験年数

1. 1年未満	2. 1年以上3年未満	記入欄 <input type="text"/>
3. 3年以上5年未満	4. 5年以上10年未満	
5. 10年以上		

※1 異動により、複数回児童相談所で勤務している場合や、他自治体で児童相談所の勤務経験がある場合は、それらも含めた児童相談所での総勤務年数を
 ※2 児童福祉司SVの方は、SV業務を開始する前の児童福祉司としての経験年数を回答してください。
 ※3 複数の職種（児童福祉司と児童心理司等）を経験されている方は、児童福祉司としての経験年数のみを回答してください。

5は「主な職種」または「兼務職種」で【**児童福祉司**】を選択した方がご記入ください

5. 担当業務

1. 緊急介入を担当	3. 緊急介入からその後の支援まで継続して担当	記入欄 <input type="text"/>
2. 緊急介入後の支援を担当	4. その他（右欄に具体的に記入）	

(具体的な内容を記入)

6は「主な職種」または「兼務職種」で【**児童福祉司SV**】を選択した方がご記入ください

6. 担当ケースワーカー数

担当しているケースワーカー数をご記入ください。

人

7は「主な職種」または「兼務職種」で【**里親養育支援児童福祉司**】を選択した方がご記入ください

7. 里親登録数

貴児童相談所管内で登録されている里親の人数をご記入ください。

1. 養育里親	人
2. 専門里親	
3. 養子縁組里親	
4. 親族里親	

8は「主な職種」または「兼務職種」で【**市町村支援児童福祉司**】を選択した方がご記入ください

8. 管内市町村数

貴児童相談所の管内の市町村数をご記入ください。

市町村

【1日目：12月1日（月）】

勤務時間 所定勤務時間 時 分 ~ 時 分
 休憩時間 時 分 ~ 時 分

時間外勤務時間：総業務時間 - (所定勤務時間 - 休憩時間) <自動計算>

#VALUE!

業務コード「03 助言指導1（児童との面接）」を選択した場合は、AC～AE列も記入してください↓↓↓

業務内容（24時間制でご記入ください。例：午後1時15分→13時15分）

業務時間は5分単位で区切ってください。

出勤	時刻				所要時間 (自動計算)	業務コード	相談種別コード	児童の入所措置/里親委託/在宅支援等の別	前回面接日	今回面接日
	時	分	～	時						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										

日ごろの業務の負担感について

下記に挙げた業務（タイムスタディにおける業務コード表と同じです）それぞれの「負担感」（精神的に疲労感を感じるもの）について、5段階のうち当てはまるもの1つを選んで「○」を記入してください。※行が赤く着色された場合は、複数の選択肢に「○」が入力されています。どれか当てはまるものを1つだけ選んで「○」を記入してください。）

	非常に負担	やや負担	どちらともいえない	あまり負担ではない	負担ではない	実質していない
01 虐待が疑われる事例等への電話対応						
02 インターク						
03 訪問指導1（児童との面接）						
04 訪問指導2（保護者との面接）						
05 訪問指導3（児童との電話）						
06 訪問指導4（保護者との電話）						
07 安全確認（48時間ルール対応）等の初期調査						
08 心の相談室・心療内科等への回席						
09 心療治療・カウンセリング等への回席						
10 訪問・医学的検査への回席						
11 所内協議1（受理会議・緊急受理会議）						
12 所内協議2（援助方針会議）						
13 所内協議3（ケースに関する協議・打合せ）						
14 所内協議4（司法審査に係る協議・打合せ）						
15 所内協議5（その他）						
16 所外協議1（学校・保育所等との協議・打合せ）						
17 所外協議2（児童養護施設、里親等との協議・打合せ）						
18 所外協議3（他の児童相談所との協議・打合せ）						
19 所外協議4（要保護児童対策地域協議会）						
20 所外協議5（市町村との協議・打合せ）						
21 所外協議6（警察との協議・打合せ）						
22 所外協議7（医療機関との協議・打合せ）						
23 所外協議8（弁護士との協議・打合せ）						
24 所外協議9（司法審査に係る裁判所との打合せ）						
25 所外協議10（その他関係機関との協議・打合せ）						
26 所外協議11（複数の関係機関との協議・打合せ）						
27 所外協議12（その他）						
28 資料作成・確認1（個別ケースの記録や資料）						
29 資料作成・確認2（面接時の記録や資料）						
30 資料作成・確認3（司法審査に係る資料）						
31 資料作成・確認4（裁判所に提出する資料）						
32 資料作成・確認5（児童室に提出する資料）						
33 資料作成・確認6（情報開示請求・行政不服審査等への対応）						
34 資料作成・確認7（その他）						
35 法律に基づく安全確認（出稼要求、立入検査、逮捕・捜索等）						
36 スーパーバイズ						
37 移動（司法審査に係る移動を除く）						
38 移動（司法審査に係る移動）						
39 子どもの移送（一時保護以外）						
40 一時保護対応1（こどもの生活・学習指導）						
41 一時保護対応2（一時保護所等との連絡調整）						
42 一時保護対応3（一時保護委託先の関係）						
43 一時保護対応4（一時保護元との連絡調整）						
44 中央児童相談所としての業務1（連絡調整）						
45 中央児童相談所としての業務2（技術的援助）						
46 中央児童相談所としての業務3（情報提供）						
47 中央児童相談所としての業務4（預置の調整）						
48 中央児童相談所としての業務5（その他）						
49 里親の応募・登録に関する事務						
50 里親委託措置の決定・解除に関する事務						
51 里親指導・連絡調整						
52 里親委託に向けた児童のアセスメント・里親との調整						
53 里親へ委託措置している児童との面接						
54 里親のレスパイト・ケアの調整						
55 新規里親の開拓						
56 里親候補者への選考・里親等の調整						
57 里親への研修						
58 里親委託の推進						
59 里親サロンの運営（里親の相互交流）						
60 里親交換業務の委託先との連絡・調整						
61 市町村からの相談に対する助言・情報提供						
62 市町村職員に対する研修の企画・実施						
63 市町村間の連絡調整						
64 市町村が企画・実施する市町村職員研修への助言						
65 市町村こども家庭センターの整備に関する助言・情報提供						
66 市町村こども家庭センターとの連絡調整						
67 市町村と他機関との連絡調整						
68 研修						
69 監理、連携、片付け						
70 食事、休憩						
71 その他						

～質問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。～

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業 指定課題 32
児童相談所の業務実施体制に関する調査研究
事業報告書

発行日：令和8年3月
発行：PwC コンサルティング合同会社